

はじめに

Ⅰ 本研究の背景と意義

近年、日本では各方面で青少年の公共心の低下が指摘されている。青少年の凶悪犯罪や荒れる成人式が新聞やテレビのニュースで報道されるが、そうした異常事態を別にしても、駅の通路や電車の床に平気で座り込み、他人の迷惑を顧みず携帯電話のメールやおしゃべりに夢中になる若者、人前で堂々と化粧し着替えをする少女、ジュースの空き缶やお菓子の紙くずが教室に散乱していても気にも留めない生徒など、日常生活の様々な場面でマナーやルールをわきまえない青少年を目にすることは決して珍しくない。無論、子細に観察していれば、そうした光景は若者に限ったことではないことに気がつくが、それにしても若者に目立つ行動であることに変わりはない。一体どうしてしまったんだろう、個人の権利を強調するあまり責任の重要性を教えてこなかった戦後教育に問題があったのではないかなど、教育界にも多様な反応を呼び起こしている。

そうした中で、「新たな公共性渴望論」（西原博史『学校が「愛国心」を教えるとき』日本評論社、2003年）ともいうべきムードが創り出され、それを背景に様々な施策が政府や関連省庁で検討されている。例えば文部科学省では、「心豊かな人間性や社会性」の育成を目指して、道德教育の推進や家庭教育の支援を行う他、戦後教育の根幹をなしてきた教育基本法の改正をも目指しているのは周知の通りである。本来、公共性とは何か、今なぜ公共性なのか、若者の公共心は本当に低下しているのか、仮に低下しているとしてそれは戦後教育に拠るのか、等々の疑問について一つ一つデータに基づいてきちんと吟味してゆくことが大切である。それなしに、青少年のマナー欠如やルール無視を安易に公共性と結びつけ、学校教育の問題にすり替えてしまってはならないだろう。

とは言え、教科教育においても公共性の問題が等閑視されてよいはずはない。その点で、公民的資質の育成を目標に掲げる社会科教育の責務はきわめて大きいと言える。因みに、教育課程の基準全体の見直しを行う中央教育審議会（以下、中教審と略称）の議論経過を見てみると、社会科の改善の方向性は「国家・社会の形成者としての資質の育成」を一層強化することに置かれている。つまり、内容面では法を重視し、社会のルールやマナーの基本を理解し身に付けさせるとともに、方法面では様々な体験的活動を計画的・体系的に推進することで協調性と責任感を養い、ひいては社会（他者）と積極的にかかわり、主権者として国家・社会を主体的に担おうとする若者の育成を目指しているのである。

しかし、その際に問題となるのが評価であろう。周知の通り、2000年暮れに出された旧教育課程審議会の答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」により2002年度に改訂された指導要録では、「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」が全面的に実施されることになった。これに先立ち、国立教育政策研究所教育課程研究センターは『評価基準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料－評価基準、評価方法等の研究開発（報告）－』をそれぞれ小学校用と中学校用に作成し公表したが（高等学校の各教科用の参考資料は2年遅れて2004年に公表）、各学校現場では観点別の評価基準作りや評定化のための評価基準の作成に追われ、形式的な体裁は整いつつあるものの新指導要録の趣旨を必ずしも生かし切れていないのが実情である。

したがって、たとえ公共性の重要性が大方に認められ、社会科カリキュラムに導入されたとしても、評価の方法論が確立されていなければ画餅に終わる恐れが強い。その点で、本研究は公共性を育む社会科の教材論のみならず評価論をも視野に入れ、授業のデータに基づき実験実証的に公共性の育成と評価を考察しようとするものであり、時宜にも適った意義あるものと考えている。

II 研究の概要

本研究は、以上の問題意識をもとに、研究題目として「公共性を育む社会科の教材・評価に関する実験実証的研究」を設定し、以下のねらいや方法で平成16年度から2年計画で取り組んだ。

1 研究目的

先述のように、社会科教育は社会生活の理解と並んで公民的資質の育成を目標に掲げており、教科の枠内で公共性を論ずるとすれば最も重要な役割と責任を負う教科と言ってよい。しかしながら、現状では公共性はもとより、公民的資質の定義をめぐってさえ議論が錯綜しており、必ずしも有効な教育がなされているとはいえない。学界においても、説得力のある提案はなされていないのが実態である。

そこで、本研究では発想の転換を図ることにした。従来の社会科学研究では、まず、公民的資質を定義し、その定義に従って教材を開発し実践してきたが、評価については曖昧なままであった。それゆえ、公民的資質の育成が単なるかけ声倒れに終わっていた。そうした演繹的手法を逆転し、帰納的に公共性・公民性の育成の問題にアプローチしようというのである。つまり、ペーパーテストやノート指導、その他の現実的手法で評価できる社会科の態度・能力を帰納して、公民的資質の内実を捉え直し、そこから公共性を育成しうる社会科の教材・評価モデルを開発したいと考えた。評価し得ないものを学力として掲げて、まさに画餅に過ぎないからである。

2 研究方法

- ① 公共性を育む社会科の授業論・評価論を整理・分析し、研究視点を明確化する。
- ② 児童・生徒の公共性を高める工夫や課題について小・中学校の教師にアンケート調査を行う。
- ③ ①・②の結果を踏まえて、公共性を育む小・中学校の社会科教材と評価モデルを開発する。
- ④ ③で開発した教材・評価モデルに基づく実験授業を小・中学校で行う。
- ⑤ ④の結果を分析し、公共性を育む社会科教材と評価モデルを検証する。

3 研究計画

<1年次>

- (1) 公共性論の整理と認識の共有化
- (2) 公共性を育む社会科授業・評価に関する先行研究の整理
- (3) アンケートの作成と研究協力校の選定・依頼

- (4) アンケートの実施と結果分析
- < 2 年次 >
- (1) 教材の具体化と評価手法の開発
- (2) 開発した教材・評価モデルに基づく実験授業の実施
- (3) 実験授業の分析と教材・評価モデルの検証

4 研究組織（平成18年 3 月現在）

氏 名	所 属 及 び 職 名	分 担
原田 智仁	兵庫教育大学大学院学校教育研究科 教授	総 括 教材開発の理論研究と視点づくり
星村 平和	国立教育政策研究所名誉所員	研究全般への助言
谷田部玲生	国立教育政策研究所 教育課程研究センター総括研究官	アンケートの作成と分析 中学校の実験授業・評価の分析
岡明 秀忠	明治学院大学文学部教授	評価の理論研究と評価手法の開発
二井 正浩	国立教育政策研究所 教育課程研究センター総括研究官	アンケートの作成と分析 小学校の実験授業・評価の分析
草刈あずさ	福生市立第三小学校教諭	小学校の教材開発と実験授業
西尾 哲孝	浜松市立南小学校教諭	小学校の教材開発と実験授業
竹澤 伸一	市川市立大洲中学校教諭	中学校の教材開発と実験授業
館 潤二	筑波大学附属中学校教諭	中学校の教材開発と実験授業

5 研究成果

本研究のテーマの重さと実験実証的な研究手法からすれば、本来は最低でも 3 年間程度の研究期間が必要であったが、少しでも早く成果を世に問いたいという課題の緊急性と研究助成をお願いした財団の事情もあり、2 年間でまとめざるを得なかった。その点は心残りであるが、社会科と公共性の問題に正面から取り組み、教師の公共性の育成に関する意識の一端を明らかにしたこと、また社会科の教材論・評価論レベルで一定のモデルを提起し得たことは大きな成果とすることができる。具体的な成果は後述するが、こうした研究も日本教材文化研究財団の支援なくしてはなし得なかった。心より感謝申し上げたい。また、財団専務理事の高鷲近氏には大変お世話になるとともに、貴重なご助言をいただいた。この場を借りて、厚くお礼申し上げたい。

平成18年 3 月

公共性研究会 代表 原田 智仁

目 次

はじめに

第Ⅰ部 公共性を育む社会科授業と評価に関する調査研究

第1章 社会科教員へのアンケート調査

第1節 調査の概要	8
第2節 調査の結果と分析	10

第2章 公共性の育成に関連する単元の検討

第1節 小学校社会科の内容と「公共性」単元	23
第2節 中学校社会科の内容と「公共性」単元	28

第Ⅱ部 公共性を育む社会科の教材・評価モデルの設計

第1章 調査結果を踏まえた仮説の設定

第1節 公共性に関する概念の定義	34
第2節 公共性を育む社会科の学習と評価に関する仮説	39

第2章 小学校社会科の教材・評価モデル

第1節 中学年の事例:単元「くらしをまもる－火事がおきたら－」	50
第2節 高学年の事例:単元「公害ゼロをめざして」	57

第3章 中学校社会科の教材・評価モデル

第1節 公民的分野の事例①:単元「地方の政治と自治」	66
第2節 公民的分野の事例②:単元「民主政治を支える国民の政治参加」	80

第Ⅲ部 実験授業を通じた教材・評価モデルの検証

第1章 小学校中学年社会科の教材・評価モデルの検証

～「くらしをまもる－火事がおきたら－」～

第1節 実践者による反省的評価	96
第2節 観察者による分析的考察	115

第2章 小学校高学年社会科の教材・評価モデルの検証

～「公害ゼロをめざして」～

第1節 実践者による反省的評価	121
第2節 観察者による分析的考察	125

第3章 中学校社会科公民的分野の教材・評価モデル①の検証

～「地方の政治と自治」～

第1節 実践者による反省的評価	130
第2節 観察者による分析的考察	139

第4章 中学校社会科公民的分野の教材・評価モデル②の検証

～「民主政治を支える国民の政治参加」～

第1節 実践者による反省的評価	144
第2節 観察者による分析的考察	150

第IV部 研究の成果と課題

第1章 研究の成果 一仮説の検証と評価一	156
----------------------	-----

第2章 公共性を育む社会科の留意点と今後の課題	164
-------------------------	-----

あとがきにかえて ー「公德心」,「公と私」,そして「公共心」ー	167
---------------------------------	-----

第Ⅰ部 公共性を育む社会科授業と評価に関する調査研究

第1章 社会科教員へのアンケート調査

第1節 調査の概要

1 調査のねらい

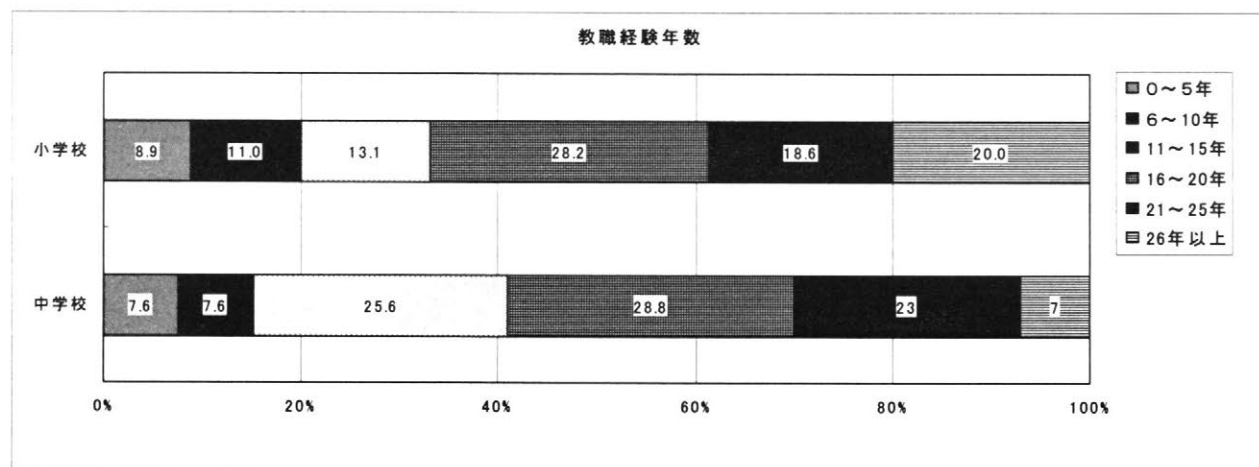
本調査は、社会科教育に携わる教員が青少年の公共性（公共心）の低下について実際にどのように感じ、その育成のためにどのような取組を重視しているか、また、どのような困難さを感じているかを把握し、公共性を育む社会科授業の教材開発・評価に資する基礎データを得ることをねらいとするものである。

2 調査の方法

日本教材文化研究財団が無作為に抽出した全国の小・中学校の社会科を担当する教員、および研究分担者が学会や研究会等で協力を依頼した社会科を担当する小・中学校教員を対象に、質問紙によるアンケート調査を行った。

3 調査の実施

調査は平成16年11月から平成17年1月にかけて行った。回収された質問紙は小学校の教員から145件、中学校の教員から156件であった。回収された質問紙における教職経験年数の内訳は以下の通りである。



4 調査項目

調査項目の構成は以下の通りである。

調査項目の構成

質問紙の番号	調査項目
問 1	公共性の現状への意識
問 2	社会科授業での公共性育成への意識
問 3	社会科授業でめざす公共性
問 4	社会科授業で重視する公共性
問 5	社会科授業で重視する内容
問 6	社会科授業で重視する方法
問 7	社会科授業で公共性の育成を図る単元・分野
問 8	社会科授業で公共性の育成を図る困難さ
問 9	意見（自由記述）

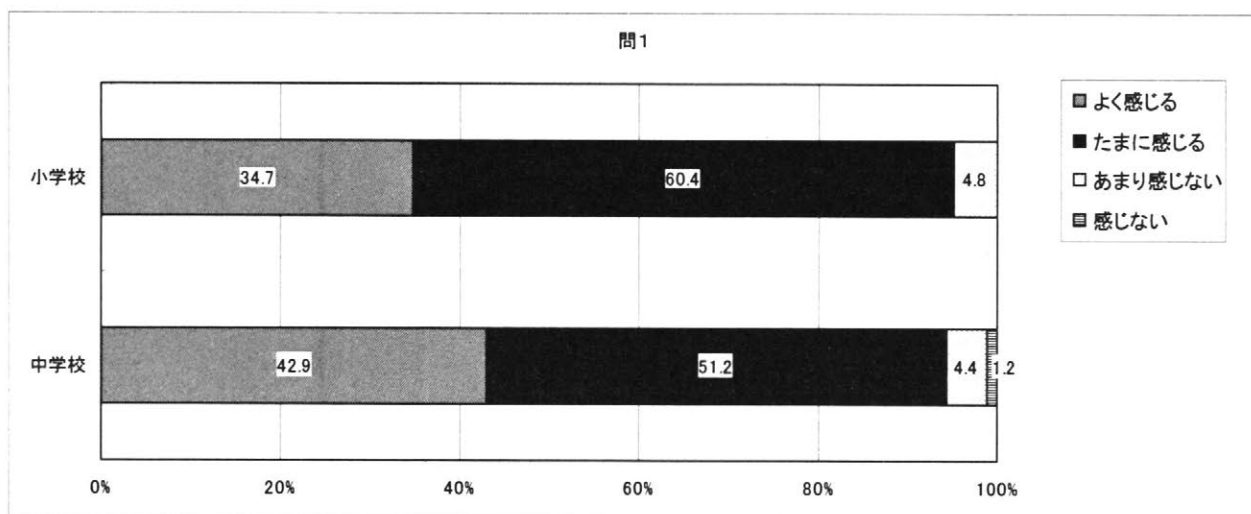
（谷田部 玲生・二井 正浩）

第2節 調査の結果と分析

1 「公共性の現状への意識」について

日頃接している子どもたちを見て、公共性が欠けていると「よく感じる」「たまに感じる」教員の合計は、小学校・中学校とも90%以上となっている。

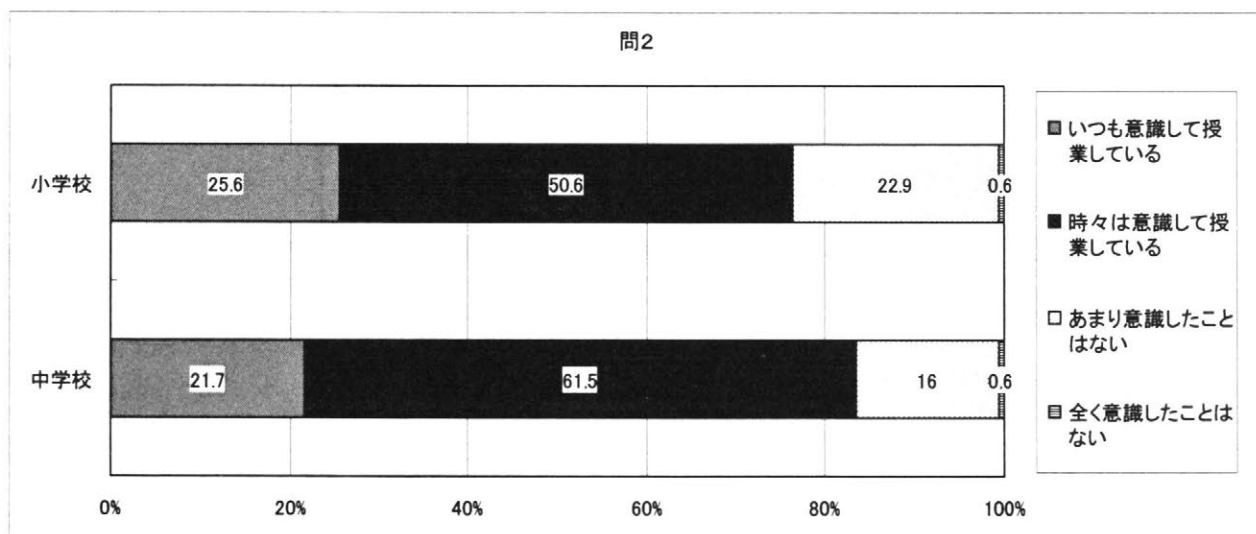
問1【公共性の現状】日頃接している子どもたちを見て、あなたは子どもたちに公共性が欠けていると感じることがありますか。（1つだけ選択）



2 「社会科授業での公共性育成への意識」について

社会科の授業で「公共性の育成」を「いつも意識している」「時々意識している」教員の合計は、小学校で70%以上、中学校で80%以上となっている。

問2【社会科授業での公共性育成への意識】あなたはこれまで社会科の授業で「公共性の育成」を意識したことはありますか。（1つだけ選択）

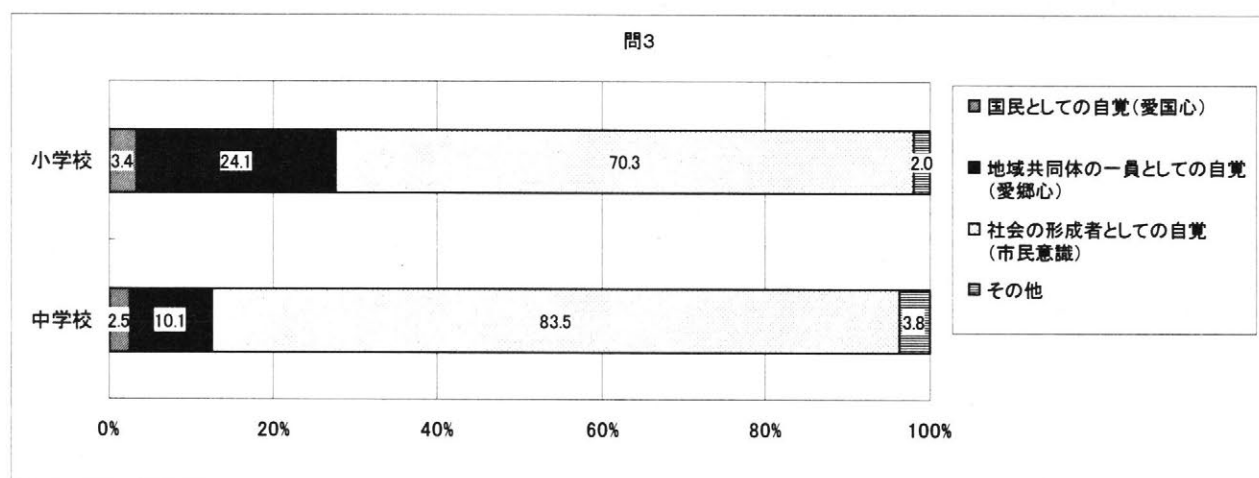


3 「社会科授業でめざす公共性」について

公共性を育てるためには、社会科授業において「社会の形成者としての自覚（市民意識）」をめざすべきとする教員が、小学校で70％以上、中学校で80％以上になっている。それに対して、「国民としての自覚（愛国心）」をめざすべきとする教員は、小学校および中学校の教員の5％以下となっている。また、「地域共同体の一員としての自覚（愛郷心）」をめざすべきとする教員の割合は、中学校の教員よりも小学校の教員に多い。

なお、「その他」と回答した小学校の教員では、「人間愛」としたものや「学年によって異なるので一つだけ選択するのは難しい」といったものなどがみられた。また、中学校の教員では、「家族」「世界に生きる人間としての自覚」といったことや、「人権」「公共の福祉」といったものなどがみられた。これらのことから、公共性の意識を愛国心、愛郷心、市民意識といった層だけで捉えるのではなく、家族間やグローバルな規模でもとらえるべきという考え方と、公共性を考える際に欠かせない概念の理解を社会科ではめざすべきという考え方がうかがえる。

問3【社会科授業でめざす公共性】公共性を育てるため、社会科授業ではどのようなことをめざすべきだと思いますか。（1つだけ選択）



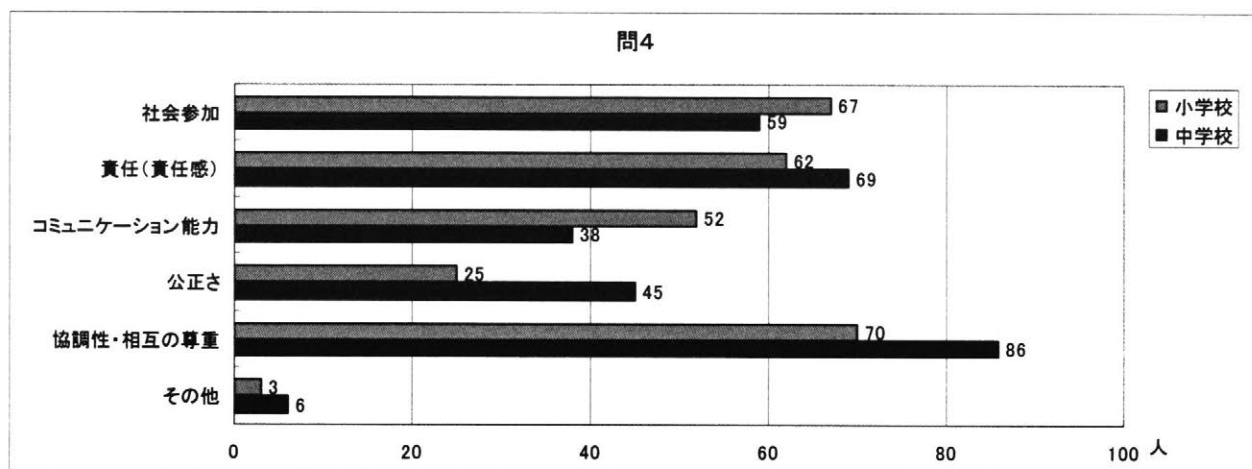
4 「社会科授業で重視する公共性」について

公共性を育てるために、社会科授業で重視すべきこととして、「協調性・相互の尊重」を選択した教員が、小学校・中学校とも最も多かった。小学校の教員では、次いで「社会参加」、「責任（責任感）」、「コミュニケーション能力」、「公正さ」の順、中学校の教員では、次いで「責任（責任感）」、「社会参加」、「公正さ」、「コミュニケーション能力」の順となっている。

なお、「その他」と回答した小学校の教員には、「自分の考えを持つ力」「社会を認識する力」といったものがみられた。中学校の教員には、「多面的・多角的に考える力」「市民的資質」「社会の仕組みの理解」「人権意識」といったものなどがみられた。また、「教材に応じて重視するものはケース・バイ・ケースである」「社会参加とコミュニケーション能力以外は社会科で育てるものかどうか疑問である」といった意見もみられた。これらの回答からは、公共性を育てるために重視することには様々なものが考えられ、それらの

どの要素を社会科が担うのかが明確になっていない実態がうかがえる。

問4【社会科授業で重視する公共性】公共性を育てるため、社会科授業ではどのようなことを重視すべきだと思いますか。(2つまで選択可)

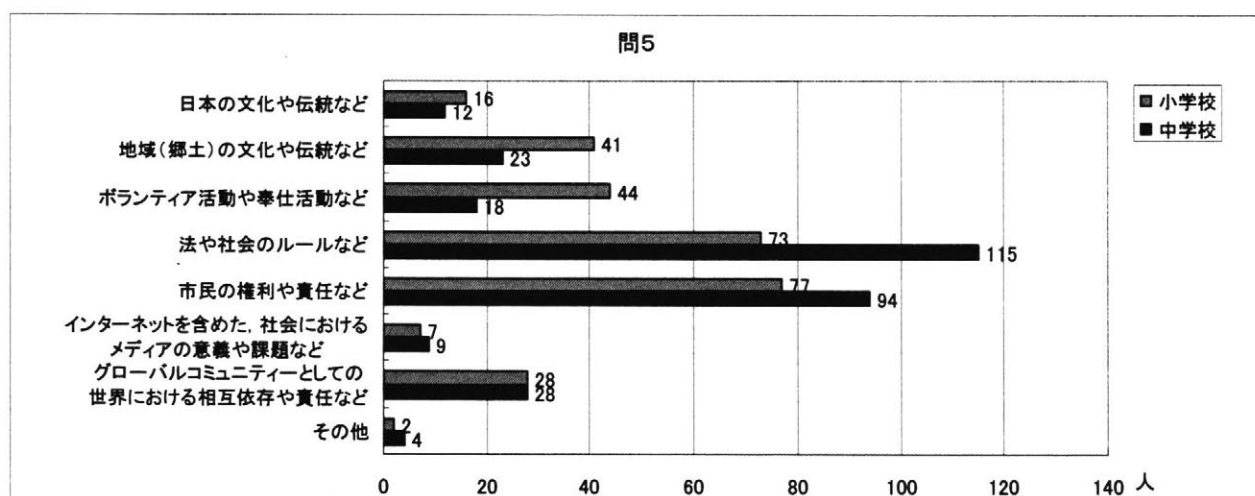


5 「社会科授業で重視する内容」について

公共性を育てるために、社会科授業で重視すべき内容として、「法や社会のルールなど」と、「市民の権利や責任など」を選択した割合が小学校及び中学校の教員に共通して多かった。特に中学校の教員は、この2つを100人前後の教員が選択した。

なお、「その他」と回答した小学校の教員には、「公共の場での態度・参加の仕方」「社会貢献をしている人物を教材化」といったものがみられた。中学校の教員には、「基本的人権獲得の歴史」「基本的生活習慣・基本的社会規範・道徳」「世の中の事象を相対化して見る力をつけるような内容」といったものなどがみられた。また、「重視すべき内容は公共性の内容をどう設定するかで変わる」といった意見もみられた。

問5【社会科授業で重視する内容】公共性を育てるための社会科授業では、どのような内容を重視すべきだと思いますか。(2つまで選択可)

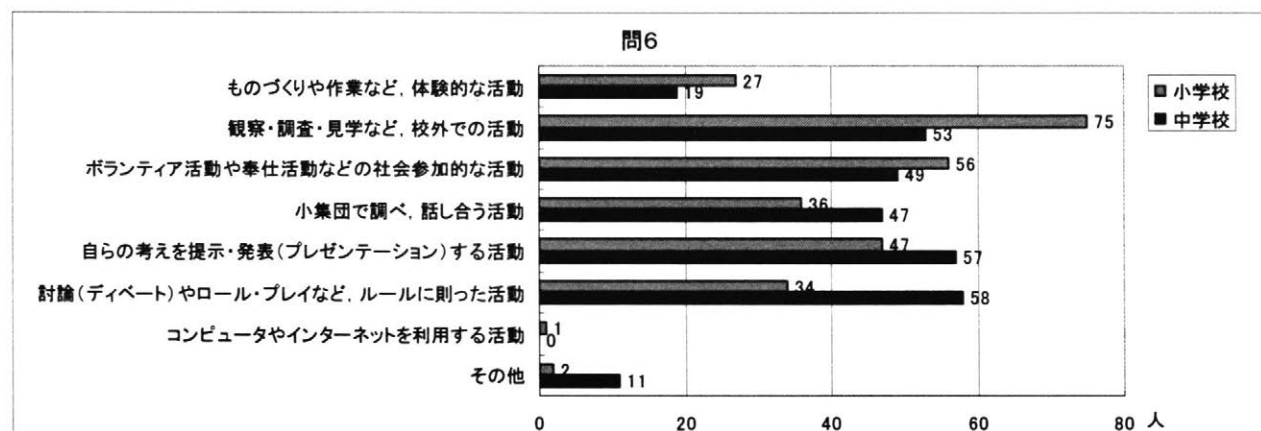


6 「社会科授業で重視する方法」について

公共性を育てるために、社会科授業で重視する方法として、「コンピュータやインターネットを利用する活動」と、「ものづくりや作業など、体験的な活動」を選択した教員の割合が、小学校・中学校とも少なかった。小学校の教員では、多い順に「観察・調査・見学など、校外での活動」、「ボランティア活動や奉仕活動などの社会参加的な活動」、「自らの考えを提示・発表（プレゼンテーション）する活動」、「小集団で調べ、話し合う活動」、「討議（ディベート）やロール・プレイなど、ルールに則った活動」の順であった。中学校の教員では、「討議（ディベート）やロール・プレイなど、ルールに則った活動」、「自らの考えを提示・発表（プレゼンテーション）する活動」、「観察・調査・見学など、校外での活動」、「ボランティア活動や奉仕活動などの社会参加的な活動」、「小集団で調べ、話し合う活動」の順に重視すべきと考えられており、小学校の教員と中学校の教員とで重視する方法に違いがみられる。

なお、「その他」と回答した小学校の教員には、「自らの考え方を育むための見方・考え方・感じ方」といったものがみられた。中学校の教員には、「新聞記事や判決文などの身近な資料の活用」「合理的な自己決定能力を育成する方法」「基礎基本の重視とそれにとった内容の追究」「様々な分野や立場の方からのお話を聞く」といったものなどがみられた。また、「方法をかえる（選ぶ）ことで公共性が育てられるとは思わない」「授業の内容に応じた方法を臨機応変に選ぶ方がよい」という意見もみられた。

問6【社会科授業で重視する方法】公共性を育てるための社会科授業では、どのような方法を重視すべきだと思いますか。（2つまで選択可）

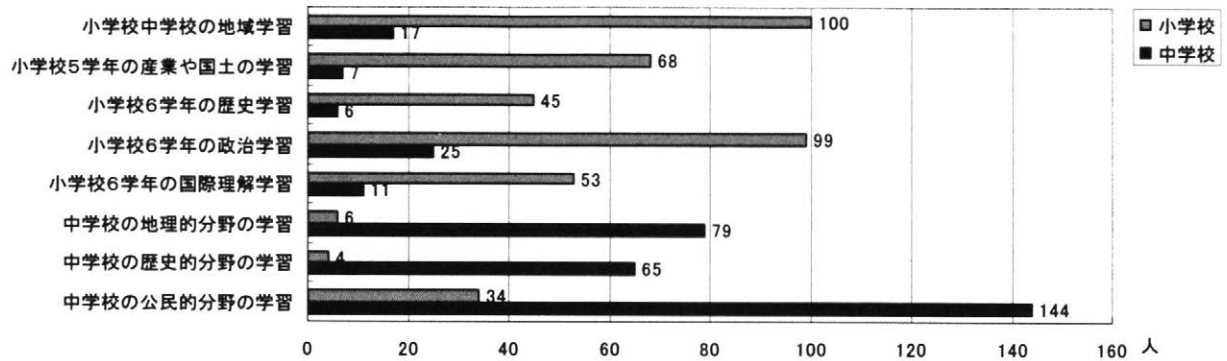


7 「社会科授業で公共性の育成を図る単元・分野」について

社会科授業で公共性の育成を図る単元・分野については、小学校の教員は「小学校中学年の地域学習」や「小学校6年生の政治学習」、中学校の教員では「中学校の公民的分野の学習」を選択した割合が際だって多くなっている。

問7【社会科授業で公共性の育成を図る単元・分野】社会科で公共性の育成を図るとしたら、どの単元・分野が適切だと思いますか。また、その中で特にふさわしい単元ないし主題があれば、（ ）内に書いて下さい。（いくつでも選択可）

問7



学習指導要領における公共性の育成にふさわしい項目

<現行学習指導要領（平成10年版）の項目に対応させて集計>

項	学習指導要領項目	合計
1 小学校 中学校 学年の 地域学習	(1) 自分たちの住んでいる身近な地域や市（区、町、村）について、次のことを観察、調査したり白地図にまとめたりして調べ、地域の様子は場所によって違いがあることを考えるようにする。	10
	(2) 地域の人々の生産や販売について、次のことを見学したり調査したりして調べ、それらの仕事に携わっている人々の工夫を考えるようにする。	11
	(3) 地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について、次のことを見学したり調査したりして調べ、これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを考えるようにする。	31
	(4) 地域社会における災害及び事故から人々の安全を守る工夫について、次のことを見学したり調査したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々の工夫や努力を考えるようにする。	22
	(5) 地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめたりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えるようにする。	1
	(6) 県（都、道、府）の様子について、次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ、県（都、道、府）の特色を考えるようにする。	8
2 小学校 5年生 の産業 や国土 の学習	(1) 我が国の農業や水産業について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境と深いかわりをもって営まれていることを考えるようにする。	13
	(2) 我が国の工業生産について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民生活を支える重要な役割を果たしていることを考えるようにする。	12
	(3) 我が国の通信などの産業について、次のことを見学したり資料を活用したりして調べ、これらの産業は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。	10
	(4) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図その他の資料を活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。	32
3 小学校 6年生 の歴史 学習	(1) ア 農耕の始まり、古墳について調べ、大和朝廷による国土の統一の様子が分かること。その際、神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。	1
	(1) イ 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子、貴族の生活について調べ、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起こったことが分かること。	1
	(1) ウ 源平の戦い、鎌倉幕府の始まり、元との戦い、京都の室町に幕府が置かれたことの代表的な建造物や絵画について調べ、武士による政治が始まったことや室町文化が生まれたことが分かること。	0
	(1) エ キリスト教の伝来、織田・豊臣の天下統一について調べ、戦国の世が統一されたことが分かること。	0
	(1) オ 江戸幕府の始まり、大名行列、鎖国、歌舞伎や浮世絵、国学や蘭学について調べ、身分制度が確立し武士による政治が安定したことや町人の文化が栄え新しい学問が起こったことが分かること。	1
	(1) カ 黒船の来航、明治維新、文明開化などについて調べ、廃藩置県や四民平等などの諸改革を行い、欧米の文化を取り入れつつ近代化を進めたことが分かること。	3
	(1) キ 大日本帝国憲法の発布、日清・日露の戦争、条約改正、科学の発展などについて調べ、我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことが分かること。	8
	(1) ク 日露戦争、我が国にかかわる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などについて調べ、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことが分かること。	20

4 小学6年生 の政治 学習	(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、民主主義と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基いていることを考えるようにする。	49
5 小学6年生 の地理 学習	(3) 世界の中の日本の役割について、次のことを調査したり地図や資料などを活用したりして調べ、外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする。	33
6 中学校の 地理的分 野の学習	(1)ア 世界の地域構成 地球儀や世界地図を活用し、緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置などを取り上げ、世界の地域構成を大観させる。	0
	(1)イ 日本の地域構成 地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、領域の特色、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。	1
	(2)ア 身近な地域 身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めさせるとともに、市町村規模の地域的特色をとらえる視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。	28
	(2)イ 都道府県 47都道府県の中から幾つかの都道府県を取り上げ、地理的事象を見いだして追究し、地域的特色をとらえさせるとともに、都道府県規模の地域的特色をとらえる視点や方法を身に付けさせる。	7
	(2)ウ 世界の国々 世界の国々の中から幾つかの国を取り上げ、地理的事象を見いだして追究し、地域的特色をとらえさせるとともに、国家規模の地域的特色をとらえる視点や方法を身に付けさせる。	4
	(3)ア(ア) 自然環境から見た日本の地域的特色 世界的視野から見て、日本は環太平洋造山帯に属し大地の動きが活発であること、温帯の島国、山国で降水量が多く、緑におおわれた国であること、自然災害が発生しやすい防災対策が大切であることといった特色を理解させるとともに、国内では地形、気候などにおいて地域差がみられることを大観させる。	6
	(3)ア(イ) 人口から見た日本の地域的特色 世界的視野から見て、日本は人口が多く、また、人口密度が高く、平均寿命が長い国であること、少子化、高齢化に伴う課題を抱えていることといった特色を理解させるとともに、国内では平野部に多くの人口が集中し、過密・過疎地域がみられることを大観させる。	11
	(3)ア(ウ) 資源や産業から見た日本の地域的特色 世界的視野から見て、日本はエネルギー資源や鉱物資源に恵まれていない国であること、土地が高度に利用されていること、産業の盛んな国であることといった特色を理解させるとともに、国内では地域の環境条件を生かした多様な産業地域がみられること、環境やエネルギーに関する課題などを抱えていることを大観させる。	15
	(3)ア(エ) 生活・文化から見た日本の地域的特色 世界的視野から見て、日本においては比較的に豊かな中で人々が暮らしていること、また、近代化や国際化の進展などにより伝統的な生活・文化は変容していること、外国から入ってきた生活・文化は日本の環境条件に対応させて取り入れてきたことといった特色を理解させるとともに、国内では生活・文化の地域による差異が次第になくなりつつあるが、一方で各地に特色ある生活・文化がみられることを大観させる。	12
	(3)ア(オ) 地域間の結び付きから見た日本の地域的特色 世界的視野から見て、日本は国際間の交通・通信網の整備が進んでいること、世界の各地と強く結び付いていること、結び付きの深さや内容は相手の国や地域によって特色がみられることを理解させるとともに、国内でも交通・通信網の整備が進んでいること、各地の時間的な距離や位置の関係が大きく変化しつつあること、人や物資の移動には地域的特色がみられること、各地域の特色は他地域との結び付きの影響を受けながら変化していることを大観させる。	7
	(3)イ 様々な特色を関連付けて見た日本 アの各項目で学習した成果を相互に関連付け、世界的視野から見た日本の地域的特色、日本全体の視野から見た諸地域の特色を大観させる。	13
7 中学校の 歴史的分 野の学習	(1)ア 我が国の歴史について、関心ある主題を設定しまとめる作業的な活動を通して、時代の移り変わりに気付かせるとともに、歴史を学ぶ意欲を高める。	0
	(1)イ 身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、歴史の学び方を身に付けさせる。	8
	(2)ア 人類が出現し、やがて世界の古代文明が生まれたこと、また、日本列島で狩猟・採集を行っていた人々の生活が農耕の広まりとともに変化していったことを理解させる。	0
	(2)イ 国家が形成されていく過程のあらましを、東アジアとのかかわり、古墳の広まり、大和朝廷による統一を通して理解させる。その際、当時の人々の信仰、大陸から移住してきた人々の我が国の社会に果たした役割に気付かせる。	1
	(2)ウ 大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇・貴族の政治が展開されたことを、聖徳太子の政治と大化の改新、律令国家の確立、摂関政治を通して理解させる。	0
	(2)エ 国際的な要素をもった文化が栄え、後に文化の国風化が進んだことを理解させる。	0
	(3)ア 武士が台頭し武家政権が成立したこととその後の武家社会の展開を鎌倉幕府の成立、南北朝の争乱と室町幕府、応仁の乱後の社会的な変動を通して理解させるとともに、元寇、日明貿易、琉球の国際的な役割など、その間の東アジア世界とのかかわりに気付かせる。	0
	(3)イ 農業などの諸産業が発達し、畿内を中心とした都市や農村に自治的な仕組みが生まれたことを理解させるとともに、武士や民衆の活力を背景にして生み出された新たな文化の特色について考えさせる。	1
	(4)ア 戦国の動乱とその時期のヨーロッパ人の来航について理解させるとともに、その文化の伝来が我が国の社会に及ぼした影響について考えさせる。	0

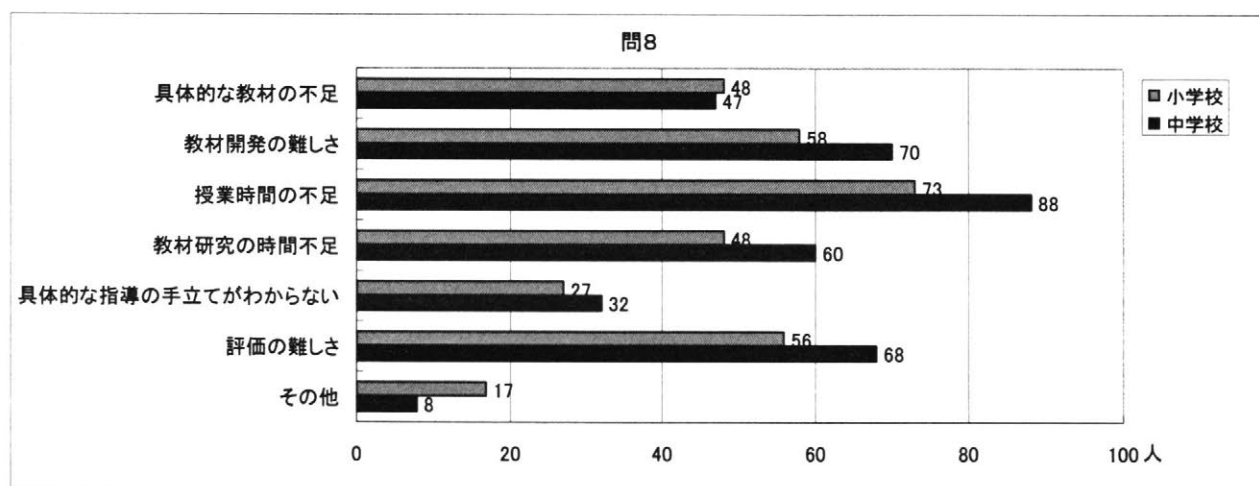
	(4)イ 織田・豊臣による統一事業とその当時の対外関係のありましを通して政治や社会の大きな変化を理解させるとともに、武将や豪商などの生活文化の展開に気付かせる。	0
	(4)ウ 江戸幕府の成立と大名統制、鎖国政策、身分制度の確立及び農村の様子を通して、江戸幕府の政治の特色について考えさせる。その際、鎖国下の対外関係に気付かせる。	2
	(4)エ 産業、交通などが発達し、町人文化が都市を中心に形成されたことを理解させるとともに、地方の生活文化について着目させ、現在との結び付きについて考えさせる。	1
	(4)オ 社会の変動や欧米諸国の接近に対応した幕府の政治改革と政治の行き詰まりを理解させるとともに、新しい学問・思想の動きについて気付かせる。	1
	(5)ア 市民革命や産業革命を経た欧米諸国のアジアへの進出を背景に、開国とその影響について理解させる。	11
	(5)イ 明治維新の経緯のありましを理解させ、新政府の諸改革により近代国家の基礎が整えられたことに気付かせるとともに、人々の生活の大きな変化について考えさせる。	10
	(5)ウ 急速に近代化を進めた我が国の国際的地位の向上と大陸との関係のありましを、自由民権運動と大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正を通して理解させる。	13
	(5)エ 政府の富国強兵・殖産興業政策の下で進展した我が国の近代産業が産業革命を経て発展したことと、その中での国民生活の変化について理解させる。また、この時期に近代文化が形成され、都市を中心に文化の大衆化が進んだことに気付かせる。	7
	(5)オ 第一次世界大戦前後の国際情勢のありましを理解させるとともに、民族運動の高まり、国際平和への努力、この時期の我が国の国民の政治的自覚の高まりに気付かせる。	6
	(5)カ 昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動きに着目させて、経済の混乱と社会問題の発生、軍部の台頭から戦争までの経過を理解させるとともに、戦時下の国民の生活に着目させる。また、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる。	7
	(5)キ 第二次世界大戦後、国際社会に復帰するまでの我が国の民主化と再建の過程や国際社会への参加について、世界の動きと関連させて理解させる。	22
	(5)ク 高度経済成長以降の我が国の動きを世界の動きと関連させてとらえさせ、経済や科学技術の急速な発展とそれに伴う国民の生活の向上や国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことについて気付かせる。	21
8 中学校の公民的分野の習	(1)ア 現代日本の歩みと私たちの生活 現代日本の発展の過程と国際化の進展のありましについて理解させるとともに、現代社会の特色に気付かせる。その際、高度経済成長から今日までの我が国や国際社会の変容について、国民生活と関連させて理解させるとともに、国際社会における我が国の役割について考えさせる。	9
	(1)イ 個人と社会生活 家族や地域社会などの機能を扱い、人間は本来的社会的存在であることに着目させ、個人と社会とのかかわりについて考えさせる。その際、現在の家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等、社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。	22
	(2)ア 私たちの生活と経済 身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の動きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産の仕組みのありましや金融の動きについて理解させるとともに、社会における企業の役割と社会的責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる。	13
	(2)イ 国民生活と福祉 国民生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体が果たしている経済的な役割について考えさせる。その際、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護、租税の意義と役割及び国民の納税の義務について理解させるとともに、限られた財源の配分という観点から財政について考えさせる。	24
	(3)ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせるとともに、法の意義に着目させ、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に關する行為について理解させる。	52
	(3)イ 民主政治と政治参加 地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのありましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深める。さらに、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治を推進するためには、公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気付かせる。その際、選挙の意義について考えさせる。	58
	(3)ウ 世界平和と人類の福祉の増大 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国の相互理解と協力が大切であることを認識させる。その際、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛の問題について考えさせるとともに、核兵器の脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。また、人類の福祉の増大を図り、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題として、地球環境、資源・エネルギー問題などについて考えさせる。	22

8 「社会科授業で公共性の育成を図る困難さ」について

社会科授業で公共性の育成を図る困難さについては、「授業時間の不足」、「教材開発の難しさ」、「評価の難しさ」が小学校及び中学校の教員に共通して多かった。またこれらに次いで、「具体的な教材の不足」や「具体的な指導の手立てがわからない」を選択した割合も多くなっている。

なお、「その他」と回答した小学校の教員には、「公共性についての考え方も多様であり、自分の教えていることが押しつけになっていないか、子どもから出るいろいろな考え方をどこまで認めるか」「あんまり公共性を前面に出すと道徳になってしまう」などといった社会科での公共性のとらえ方の難しさを指摘したもの、「家庭環境・地域社会の問題」「保護者まで含めた公共心そのものの欠如」などといった社会の趨勢に逆行して学校が公共性の育成を負わされる難しさを指摘したもの、「交流活動をしたくても費用（予算）不足する」「下見や地域人材をコーディネートに要する時間が不足している」などといった地域との連携の難しさ、予算や時間の不足を指摘したものなどがみられた。中学校の教員においても小学校と同様の主旨の指摘がみられたが、その他に「高校入試における入学者選考法等との整合性のなさ」といった指摘も見られた。

問8【社会科授業で公共性の育成を図る困難さ】社会科の授業で、公共性の育成を図る上で、困難だとあなたが感じる点は何ですか。（3つまで選択可）



9 「意見（自由記述）」

以下は、アンケートの自由記述欄に記入された意見である。小学校を千番台、中学校を二千番台として、各意見の番号を付した。（なお、同じ番号の意見は同じ人の意見であることを示している。）

《小学校》

- 1001 公共性のとらえ方がわからない。
- 1001 問題が大きすぎる。
- 1002 単元や授業でねらいを明確にすることが大事。
- 1002 どうなれば公共性が培われたのかを明確にすべき（評価規準）。

- 1003 社会科だけで培うものではない。他教科との連携が重要。
- 1004 社会に広く通用し適応できる力を養うべき。
- 1005 具体的な教材開発をして欲しい。
- 1006 人を大事にする、人の為になることを進んでやる、人に迷惑をかけないなどが根幹である。
- 1007 インターネットを含めた、社会におけるメディアの意義や課題を特に取り扱う必要がある。
- 1008 「みんなで暮らしている」「お互い様」という感覚が大切。
- 1009 道徳や他教科との関連も重要。
- 1010 若者のマナーの悪化が気になる。
- 1011 社会科では道徳と違ったアプローチが大切。
- 1012 現在ある社会科の目標の実現に向けて取り組むことが大切。
- 1013 教師に社会科で公共性を培うことの重要性への自覚が必要。
- 1013 公共性を身に付けていないと、良き社会の形成者にはなれない。
- 1014 公共性を育むには、国語科や総合学習などを含めて、学校教育全体で考えるべき。
- 1015 社会科に限らないが、自分と考え方の違う人と出会い、ぶつかり、それを乗り越え理解しあう、といった経験が必要。
- 1016 公共性を育むには、法関連教育が大切。
- 1017 道徳ではない社会科でどう公共性を扱うかが悩みの種になっている。
- 1018 教師の考えを押しつけるのではなく、考えさえる場面や情報の提供が大切。
- 1019 公共性の担い手を社会科で育てようということには賛成。
- 1019 公共性を受動的に学ぶのではなく、公共性をどう作り上げるか・再構成するかと言う意識を大切にしたい。
- 1020 公共性の概念を具体的な社会事象を通じて認識させたい。
- 1020 なぜ公共性を身に付ける必要があるのかを考えさせ、論争問題を扱うなどして社会参加を取り入れた単元構成・授業構成が必要。
- 1020 小・中・高等学校の系統性のあるカリキュラムや他教科・領域とクロスして考える必要あり。
- 1021 机上の知識だけでなく、社会体験や社会参加などの直接体験や情緒的学習が必要。
- 1021 教師の声かけや過程での意識作りが重要。
- 1021 行動化をすぐにめざすのではなく。大人になって公共性を意識して行動できるような視点や資質づくりを学校・地域・家庭が一体になって進める必要がある。
- 1022 公共広告機構等を取材・調査する学習を实践したが、公共とは相手を思いやる心が根底にあるものと思いましたが、これをどう社会科で育てるかが課題だ。
- 1023 授業後だけでなく、その後も継続的に公共性を意識させるにはどうすればいいか。
- 1023 道徳教育を加味した社会科教育をしなければならない。
- 1024 公共性には社会科よりも総合的な学習の時間や道徳教育の充実が大切かも。
- 1025 子どもたちに体験活動や奉仕活動を通して身に付けさせることが大切。
- 1026 常に本物の社会に参加する意識で授業すると、自分の生活とのつながりが見えてきて、子どもの意欲が高まる。
- 1027 指導要領にあうように道徳教育でも指導されているはずだが、不十分なので、生活科や総合的な学習の時間も利用する。
- 1028 より良い社会を作るため、今の社会の成り立ちを理解できるような社会科をめざしたい。
- 1029 公民的資質の育成を目的とする社会科であっても、意識しないと落としがちなになるので、どの単元で指導するかを明確にしておく必要がある。
- 1030 道徳との違いを明確にさせ、道徳とどう関連させるのか検討したい。
- 1031 教師自身が公共性を意識し高める必要がある。

- 1032 公共性を育む視点で各教科・道徳を見直してみることに意味がある。
- 1033 家庭のしつけや親の姿勢が大きく影響するので、学校での授業や指導過程に家庭を巻き込んだり、親の協力を得る。
- 1034 協調性が欠如している。
- 1035 どうしても規範的な授業になってしまいがちになるので、生徒が主体的に判断する授業になるような配慮が必要。
- 1036 何を「公共性」というのかの論議が必要だが、様々な思想・信条等、乗り越えなければいけないハードルも多い。
- 1037 色々な人との関わりが大切。
- 1038 発達段階に応じて身に付けさせたい公共性を整理することが大切なのだろうか。
- 1039 発達段階をしっかりと見極めて、学級経営を十全に行った上での取組が求められる。
- 1040 地球市民的な抽象的存在としての人間づくりを唱える傾向の強い現在の中学校社会科教科書では具体的存在（国民、住民）としての責任感や実践力を育てるのは困難。
- 1040 現行教科書の記述が人権の自己主張・拡大に熱心で規律・道徳性・責任についてわずかしき記述していない現状では授業を論じても仕方がない。
- 1041 社会科とともに、友達と語りあことで理解し合っていく集団（学級）作りを大切にしたい。
- 1042 教師にどれだけの公共性があるか、市民性があるかがネック。
- 1043 公共性をキーワードにした研究や提案が増えてきているが、そのとらえは幅広く、論者によって見解も違うので、公共性を育む授業も多岐にわたってくる。
- 1043 つきつめると従来の社会科教育で志してきたことのようにも思えてくる。
- 1044 「正しいことはわかっているが、できない」というところから出発することが大切ではないか。
- 1045 様々な教材は考え得るが、学習の結果として公共性が残るか否かは困難で、戦後の社会科が日本国民の社会倫理をどのように形成したかと問われると返答に窮するのと同様。
- 1045 何を教えるかだけでなく、いかに学習活動を設計し、児童生徒の内面の変容に迫るかが問われる。
- 1046 もう少し人に焦点を当てると良いと思うので、新しく障害者と歩むような単元を作って欲しい。
- 1047 これまで公共性については道徳や総合的な学習で指導してきたので、社会科授業で意識していなかったことに反省している。
- 1048 学習内容と自分との関わりを常に意識させることが大切で、他人事でなく自分のことだという思いが公共性につながる。
- 1048 自分の考えをしっかりと持ち、人の考えも受け入れられ、互いを尊重する心こそ、公共性の第一歩だと思う。
- 1049 道徳との関連はどうなるのか。
- 1050 社会科本来の育てるべき能力を重視した上で、公共性も育む授業でありたい（あまり力を入れすぎると道徳になる）。
- 1051 地域や学校のバックアップが欠かせない。
- 1052 どのような指導にせよ、一方的に価値観を押しつけるのではなく、子どもの内面から自覚できるような学習であるべき。
- 1053 家庭や地域を子どもは見ているので、家庭や地域の協力がないと難しい。
- 1054 国民としての自覚は大切とは思いますが、方向性を間違えると愛国心が戦争などを遂行するイデオロギー・エネルギーになってしまうので、配慮する必要がある。
- 1054 愛国心や愛郷心は大切とは思いますが、身近な人間を大切にすることから広がって愛郷心・愛国心、そして世界の人々を大切にするような視点が必要。
- 1055 社会科だけでなく、道徳など他教科との関連を図りながら指導する。
- 1056 公共性については社会科の主たる目標ではなく、どちらかと言えば関連しながら指導していくべき内容に思われる。
- 1057 社会科だけで公共性を育むのは無理があるので、他の教科領域との連携が必要。
- 1058 道徳的な要素が多く含まれるので、社会科で公共性を特に取り上げて考えていくことには疑問を感じる。
- 1059 入試や就職からんで、知識テストが重視されていることが根底にあるのではないかと。

1060 学校外の様々な人の力を借りるとよいのではないかな。

1061 社会科だけでなく、生活科や特別活動や学級指導、道徳などで自他共に尊重する教育をしていきたい。

《中学校》

2001 人の気持ちになって考えるような活動が大事。

2002 地域の人々の力も借りる必要がある。

2002 社会科と総合的な学習との連携も必要。

2003 外部講師や他機関との連携が不可欠。

2004 特に公民分野において「公共の福祉」「公民」の概念を生徒が理解しにくかった。

205 公共性は目に見えて変容がわかるようなものではないので、どのように評価するのか、それをどう生徒に返していくのが難しい。

2006 総合的な学習の時間とに連携が必要。

2007 家庭や地域の教育力の低下が大きく影響しているので、学校教育として、社会科として引き受けるべき機能は何かを十分に吟味して効率よく実施する必要がある。

2008 昨今の治安の悪化を見ても、公というものを意識させる必要がある。

2008 小・中・高校に一貫したカリキュラムが効果的。

2009 主権者教育・有権者教育を小・中・高校の発達段階に合わせて配置する。

2010 公共性は学校の教育活動全般で行われるべきであり教科としての社会科がどの位置を占めるか整理する必要がある。

2011 公共性の定義があいまいなのは問題だが、これはあくまでも具体的事象を通してしか明らかにできないものだと思う。

2011 多義的な意味を持つ公共性の多様な面を明らかにし、この教材はこの面から見た「公共性」、あの面は・・・と言ったように考えた方がよい。

2012 地域の行事への参加型授業を取り入れて、地域の大人とのふれあいの中で公共性を育むために、総合的な学習の時間との連携を。

2013 具体的な指導の手だてが欲しい。

2014 公民的分野の色々な単元で、公共性に関わって子どもがふり返る場面を設けてやるのが効果的ではないか。

2015 公共性そのものの定義が教師によって異なっているので、どのような定義があるのか主なものだけでも示して欲しい。

2016 どのような小さな社会事象でも、多くの人々との関わり・働きの中で成立しているということを具体的につかませることが第一歩ではないか。

2017 社会事象について、生徒が自分なりの意見を出し合い、他者の意見と比較しながら考えをまとめていくといった体験をさせることが第一歩ではないかと思う。

2018 社会科教育はもとより全教育活動において取り組むべき課題。

2019 上からの「公共心」は「愛国心」の姿を変えたものではないか。

2020 現場の教師が社会科の教育目標に対する認識不足なのではないか。

2021 国家や社会の形成者としての日本人を育成するには、公民的分野の政治参加や法を守ると言うような内容の所で取り組めるのではないかな。

2022 家庭や地域の協力が必要。

2022 社会科に限らず、あらゆる教科・領域での取組が必要。

2023 「学びが社会につながっている」という実感ができる教材開発・授業構成が望ましい。

2024 子どもたちが生きている「社会」「地域」「家庭」に公共性を育む力が乏しくなり、社会科や道徳の授業の無力さを感じている。

- 2025 公共性を育むのは情操教育であり、いずれも教科・領域でも必要なことではないか。
- 2026 道徳や特別活動、総合学習との関連を明確にし、社会科では何をどこまでやれるのかを明らかにする必要がある。
- 2027 権利中心の学習ではなく、義務と責任の必要性を明確に指導する。
- 2027 日本や地域に誇りをもてるようにしたい。
- 2027 公共性と社会性はどう違うのか。
- 2027 最近の携帯電話の普及は、生徒の殻の厚さを増し、他との関わりを避けるようになった。
- 2028 歴史的分野に時間をとられて、公民的分野の時間が少なくなり、十分な指導ができていないことを反省している。
- 2029 他教科や他の活動と関連付けた計画づくりが必要。
- 2030 現代の生徒はコミュニケーション能力の不足と独善的であることが大きな問題だと思っている。
- 2030 社会科だけでなく、総合的な学習の時間にリンクさせながら進めていくと良いのではないか。
- 2030 インターネットを活用した情報収集、パソコンを利用したプレゼンテーション、協同学習などが有効なのでは。
- 2031 社会科だけでは公共性を育むことは難しい。
- 2031 生徒の中で、公共性の欠けている生徒は周りの人への信頼感が無く、自分に自信がない場合が多いので、コミュニケーションスキルや対人関係を育むようなことを中心にした学習を設定すると良いと思う。
- 2032 「共生」という考え方を身に付けさせたい。
- 2033 社会科の授業というより、道徳的であり、生徒指導的になってしまうおそれ。
- 2033 愛国心のみを強調するような一面的なものかどうかと思う。
- 2034 時代の要請により、社会の望む公共性の意味も変化するのではないか。
- 2035 社会科のみでなく、全ての学校教育で公共性を育むことが大切。
- 2036 マスコミによって無意識のうちに公共性を失っている場合が多い。
- 2037 愛国心や愛郷心を育もうとした場合、下手をすると各々の教師の思想・信条をうえつけることになりかねないのではないかと不安。
- 2038 公共心の低下は自尊感情の低下に影響を受けているのではないかとと思うので、自分（自国）の尊いものと考えられない者に他を尊重することを求めるのは難しいので、自尊感情の育成が大切なのではないか。
- 2039 子どもたちの身の回りの問題を取り上げると良い（市町村レベルの内容であれば、子どもたちも体験を通して考えられる）。
- 2040 公共性の育成の成果について、どのように定着度をはかるのか。
- 2041 自分自身は各々の教師が一個人として自らの考えを生徒に知らせればよいと考えている。。
- 2042 公共性という言葉自体があいまいで、極論を言えば社会科授業の全てはそれにつながっていると言えるのではないか。
- 2043 歴史の授業で公共性を育む方法があれば教えてもらいたい。
- 2044 公共性という言葉の意味がはっきりしないが、社会科の目的が市民の育成にあり、それが公共性と考えているので、社会科の授業全てが公共性につながっていると思う。
- 2045 地域に出て、自分たちの住んでいる地域にしっかり触れることが大切で、総合学習と関連付けたりしながら、職場体験、地域の歴史調査、ボランティア活動、老人ホーム・福祉施設・保育園等との交流などが効果的なのではないか。
- 2046 社会科を道徳に変質させる危惧がある。
- 2046 何よりも主権者としての自覚、人権の自覚、その納得の上に公共性が育つのではないか。
- 2047 社会の仕組みと現代社会の理解をもとにして、社会参加について体験的に学習することが大切。
- 2048 社会科に限らず、全ての領域で公共性を指導すべき。
- 2049 公という観念が強かった古代史の時間数が減ったことが障害になっている。
- 2050 公共性がしつけの域まで発展すれば良いと思っている。

- 2051 実体験を伴う授業を実践するために時間数と教員数の確保が第一条件である。
- 2052 社会の仕組みを知る中で、不合理な面を知ることによって社会を形成していく力をつけないといけないと思う。
- 2053 社会科だけでなく、教育活動全般でやっていく必要がある。
- 2054 公共性がかつての修身教育と結びつけられてしまわないか心配。
- 2054 社会を構成する主体としての自覚を促す教育でありたい。
- 2055 社会科だけでなく道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで計画的に取り組んでいく必要がある。
- 2056 公共性とは何かという教職員の共通理解が先だと思うし、専門家の中でも色々な意見があるのではないかな。
- 2057 公共の場で個人の価値基準を通用させようとおかしくなっていると思うし、個人主義がいきすぎている社会になりつつあるので色々な問題が多発していると思う。
- 2058 特に歴史では、課題の現在性を考えた教材開発が必要であろう。
- 2059 社会科の目標を意識した授業を行うことが大切で、教え込むのではダメだと思う。
- 2060 単に知識理解に留まらないようにするにはどうすればよいのか。
- 2061 授業と現実生活をいかに結びつけて、公共性に切実性を持たせるかが重要。
- 2061 公共性の科学的側面と心情的側面のバランスをとることが重要。
- 2062 コミュニケーションの能力の低さ、対人関係の弱さを感じる。

(谷田部 玲生・二井 正浩)

第2章 公共性の育成に関連する単元の検討

第1節 小学校社会科の内容と「公共性」単元

1 小学校社会科における公共性

小学校社会科では、認識の対象を身近な地域から市町村・都道府県（第3学年及び第4学年）、日本（第5学年及び第6学年）、国際社会（第6学年）へと同心円状に拡大させ、それぞれの社会集団へのアイデンティティを培い、地域社会の一員としての公共性、都道府県民の一員としての公共性、国民としての公共性、国際人としての公共性を順次育てるものになっている。

ただ、アンケートの間7の結果をみると、100人程度の小学校教員が「小学校中学年の地域学習」と「小学校6学年の政治学習」で公共性の育成を図るのが適切と考えている一方、「小学校5学年の産業や国土の学習」「小学校6学年の歴史学習」「小学校6学年の国際理解学習」を適切と考えている小学校教員は比較的に少ない。これは、中学校の地理・歴史・公民の3分野の類型枠を借りて言えば、概して地理的分野と歴史的分野を扱う項目よりも公民的分野の内容を扱う項目の方が公共性の育成を図るのに適していると考えられていることを示している。この結果は「公共性」が行政サービス、政治のシステムに矮小化されて小学校教員に受け止められている実態があり、そのために地理的分野と歴史的分野では「公共性」を扱いにくいと考えられている傾向を物語っているのではないだろうか。

以下では、小学校中学年の地域学習、小学校5学年の産業や国土の学習、小学校6学年の歴史学習、小学校6学年の政治学習、小学校6学年の国際理解学習における公共性の育成の可能性を、学習指導要領の項目に基づいてそれぞれ具体的に検討する。

2 小学校中学年の地域学習における公共性の育成

学習指導要領の小学校3学年及び4学年の地域学習における目標は「（1）地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。（2）地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人のはたらきについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。（3）地域における社会的事象を観察、調査し、地図や各種の具体的資料を効果的に活用し、調べたことを表現するとともに、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力を育てるようにする」である。学習指導要領では、この目標の（1）に対応し、内容として「（1）自分たちの住んでいる身近な地域や市（区、町、村）について、次のことを観察調査したり白地図にまとめたりして調べ、地域の様子は場所によって違いがあることを考えるようにする。（2）地域の人々の生産や販売について、次のことを見学したり調査したりして調べそれらの仕事に携わっている人々の工夫を考えるようにする。（3）地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について、次のことを見学したり調査したりして調べ、これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを考えるように

する。(4) 地域社会における災害及び事故から人々の安全を守る工夫について、次のことを見学したり調査したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々の工夫や努力を考えるようにする」と示されている。また、目標(2)に対応しては、内容として「(5) 地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめたりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心考えるようにする」が、目標(3)に対応しては、内容として「(6) 県(都、道、府)の様子について、次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ、県(都、道、府)の特色を考えるようにする」がそれぞれ対応している。

小学校3学年及び4学年の地域学習の目標及び内容を単に“量”的な観点から分析すると、目標の(1)に関わる内容に大きくウエイトが置かれているといえる。各目標が定める地域社会に対する“構え”や“態度的側面”を「(1) 地域社会の一員としての自覚をもつ」「(2) 地域社会に対する誇りと愛情(をもつ)」「(3) 地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力を(もつ)」こととすれば、この構造は「地域社会の一員としての自覚」を促すことにより多くの内容が充てられていることになる。アンケートの問7の結果にみる小学校教員の意識も、このような学習指導要領の構造から考えると“想定内”の傾向にあるといえる。

しかしながら、学習指導要領が「地域学習」として示している内容には「人々の生活の変化」や「先人の働きや苦心」「国内の他地域や外国とのかかわり」など、単に現在の「地域社会」ととどまらず、過去に遡ったり他地域や外国との関わりに目を向けたりして自らの地域をとらえていくことも盛り込まれている。従って、「地域学習」を通して子どもの公共性を育む際には、「いま、ここにいるわたし(静岡県版カリキュラム『社会科』による)」を中心として、連続した空間的広がりにおいてだけでなく、時間的な深まりや、他地域や諸外国と関連した内容にまで視野を広げて指導にあたる必要があろう。

(西尾 哲孝)

3 小学校5学年の産業や国土の学習における公共性の育成

学習指導要領の小学校5学年の産業の学習の目標は「我が国の産業の様子、産業と国民生活との関連について理解できるようにし、我が国の産業の発展に関心をもつようにする」である。国土の学習の目標は、「我が国の国土の様子について理解できるようにし、環境の保全の重要性について関心を深めるようにするとともに、国土に対する愛情を育てるようにする」である。

5学年で学習する産業は、農業・水産業・工業・通信などである。農業・水産業を学習することを通して「国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境と深いかかわりをもって営まれていることを考えるようにする」、工業を学習することを通して「国民生活を支える重要な役割を果たしていることを考えるようにする」、通信を学習することを通して「国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする」こととなっている。また、国土の学習では、「国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする」こととなっている。

以上のことから、産業や国土を学習することは、産業のシステムや国土の様子を学ぶことではなく、産業や国土と国民の生活のかかわりを学ぶことにねらいがあることがわかる。

しかし、アンケートの間7の結果によると、公共性を育成するのにふさわしい学習に国土の学習を挙げた教師は比較的多いが、産業の学習を挙げた教師は少ないことがわかる。このことから、産業の学習を公共性と関連させて授業を展開することは少ないことが考えられる。学習指導要領の目標を考えても産業や国土が「私」「公共」「公」にどんな影響があるのか、どんな役割を果たしているのかを考える授業が求められよう。

国土の学習において、「公害」「森林の働き」を扱った単元では、多くの小学校教員が、「国民のため」「みんなのため」ということを念頭に置いた授業を行なっていると思われる。しかし、産業の学習、特に「公共」の問題と関連させにくい単元である「通信」でも、情報の有効な活用やマスコミの報道被害などを扱うことによって、情報の送り手としてのマナーやモラルを考えさせたり、子どもたちに是非を問うたりして公共性を育成する授業を展開することは可能なはずである。

(草刈 あずさ)

4 小学校6学年の歴史学習における公共性の育成

学習指導要領の小学校6学年の歴史学習の目標は「国家・社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味・関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする」とあり、「人物の動きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする」こととなっている。内容は時代順に古代から現代までの8項目（アからク）が設定されており、アンケートの間7の結果によると、公共性の育成にふさわしい項目は現代に近づくほど増えていき、クの第二次世界大戦前から現在に至るまでの現代史の項目が最も公共性の育成にふさわしい項目となっている。このことは、第二次世界大戦前から現在に至るまでの現代史を学ぶことで、現在の日本の政治制度や行政サービスへの理解を深めることができるという教師の意識の現れと考えられる。

西川長夫は「国民がナショナルな存在であることを自覚するためには（中略）長い歴史や伝統の中に自己を位置づけることが必要となる。国民の歴史は多くの場合、ナショナル・アイデンティティ形成の物語である」（西川長夫「グローバル化時代のナショナル・アイデンティティ」『ナショナル・アイデンティティ論の現在』晃洋書房、2003年、pp.30-31）と説明しているが、その意味で小学校6年生での通史学習は児童の国や地域社会へのアイデンティティを涵養するものとなる。それは「国民としての自覚（愛国心）」「地域共同体の一員としての自覚（愛郷心）」を培うものとなり、国家や地域共同体への帰属感和、それを背景とした公共性を育てるものになる。

ただ、人は同時にいくつもの次元の社会集団～家庭、学校、地域、宗教、民族、国、地域世界など～に属する重層的な存在でもある。そしてそれぞれの社会集団の利害や正義は、必ずしも一致しているとは限らないし、人によってどの社会集団の利害や正義を尊重したかは自由であろう。それは必ずしも国や地域共同体でなくても良いはずである。いずれの社会集団の利害や正義を優先しようとするかについては、各人のアイデンティティの問題である。しかし、ここでの歴史学習は児童に国や地域社会へのアイデンティティを一義的なものとしてとらえさせ、児童のアイデンティティを固定化させるものとなっている。

(二井 正浩)

5 小学校6学年の政治学習における公共性の育成

学習指導要領の小学校6学年の政治学習の目標は「日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする」とあり、「国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主生成は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする」こととなっている。

ここでは、地方公共団体や国の政治、日本国憲法を扱うので、直接的に公共の問題を取り上げることができ、公共性の育成に関連の深い学習が展開可能といえる。アンケートの間7の結果によっても、小学校の社会科の中で、最も公共性の育成にふさわしい単元として挙げられている。実際、公共施設や地方公共団体を教材とし、多くの教師が「公共」を意識して授業を行なっているものと考えられる。ただ、単に公共施設や地方公共団体を教材としているから公共性が育成されるとは言えない。子どもたちに、政治と自分たちの生活にかかわる問題を提起し、根拠に基づいた考えをもたせ、その考えを様々な立場から広げさせることを通して、更なる公共性の育成を図るなどの取り組みが求められる。

また、日本国憲法の学習では、参政権などの権利と勤労や納税の義務について調べさせる過程で、日常生活の具体的な事例を取り上げることによって、「私」や「公共」の立場から考えさせる場が設定できる。特に「権利の行使について、国民は公共の福祉のために諸権利を行使する責任を伴うものであり、他の人々の権利の行使に十分に留意する必要があることを理解できるようにすることが大切である」と学習指導要領の解説にあるように、権利が自分のためのものだけでなく、「公共」のためのものであることを理解させるような指導が有効であろう。そのためにも、子どもたちが切実に「公共」の大切さがわかるような具体的な事例を取り上げる工夫が教師にも必要となる。

(草刈 あずさ)

6 小学校6学年の国際理解学習における公共性の育成

学習指導要領の小学校6学年国際理解学習の目標及び内容は「我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする」とあり、「世界の中の日本の役割について、『ア 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活の様子』や『イ 我が国の国際交流や国際協力の様子及び平和な国際社会の実現に努力している国際連合の働き』を調査したり地図や資料などを活用したりして調べ、外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする」こととなっている。

アンケートの間7の結果によると、小学校の教員にとって小学校6学年の国際理解学習は、公共性の育成を図る上で、必ずしも適切ではないととらえられている傾向が強い。このことは、小学校教諭をして「公共性」が単に行政サービスや政治システムに矮小化されてとらえられている実態に起因すると考えられる。

しかし、6学年の国際理解学習は、小学校社会科を通じて認識の対象を「いま、ここに

いるわたし（前掲、静岡県版カリキュラムより）」から同心円的に拡大させ、それぞれの社会集団へのアイデンティティを培ってきたプロセスの最終段階に位置づいており、国際人としての公共性を育てる上で、欠くことのできない多くの目標と内容で構成されているといえる。

学習指導要領の国際理解学習における目標には「国際社会における我が国の役割を理解」することや「世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚」することが示されている。そして、その主旨を生かしながら、「社会の形成者として公共をになう『認識（公共的課題・問題の存在を把握し、類似の事例に関して過去や他地域における解決策の探求を通して、より広い合理的な見方を身につけること）』や『態度（公共的課題・問題に関する学習や議論に参加し、課題解決策について主体的に判断し、実践結果を反省的に吟味すること）』」について扱うことは十分可能であろう。例えば、学習指導要領「内容の取り扱い（3）イ」では「イの『国際交流』についてはスポーツ、文化の中から、『国際協力』については教育、医学、農業などの分野で世界に貢献している事例の中から、それぞれ選択して取り上げ、国際社会における我が国の役割を具体的に考えるようにすること」とあり、「（3）ウ」では、「イの『国際連合の働き』については、網羅的、抽象的な扱いにならなよう、ユニセフやユネスコの身近な活動を取り上げて具体的に調べるようにすること」とも示されている。このような授業を構想する際には、子どもたちにとってより身近で具体的なものを取り上げ、「地球市民」としての公民的資質、そして「公共性」を育てていくように心がけたい。

（西尾 哲孝）

第2節 中学校社会科の内容と「公共性」単元

1 中学校社会科における公共性

アンケートの問7の結果によると、学習指導要領における公共性の育成にふさわしい項目として、地理的分野では「(2) 地域の規模に応じた調査」の「ア 身近な地域」、歴史的分野では、「(5) 近現代の日本と世界」の「キ 第二次世界大戦後、国際社会に復帰するまでの我が国の民主化と再建の過程や国際社会への参加について、世界の動きと関連させて理解させる。」や「ク 高度経済成長以降の我が国の動きを世界の動きと関連させてとらえさせ、経済や科学技術の急速な発展とそれに伴う国民の生活の向上や国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことについて気付かせる。」を挙げる教員が多かった。

しかし、当然の結果と言えるかもしれないが、公共性の育成にふさわしい項目として、地理的分野・歴史的分野に比べて、公民的分野の各項目を挙げる教員が多かった。さらに、公民的分野における公共性の育成にふさわしい項目として、教員の多くが「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」と「イ 民主政治と政治参加」を挙げている。すなわち、教員の多くは、公共性の育成は主に公民的分野の政治領域において行われるべきであると考えているようである。

しかし、以下の社会領域・経済領域などにも、公共性の育成に関連のある内容が含まれていると考えられる。

(1) 現代社会と私たちの生活

イ 個人と社会生活

家族や地域社会などの機能を扱い、人間は本来社会的存在であることに着目させ、個人と社会とのかかわりについて考えさせる。その際、現在の家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等、社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

(2) 国民生活と経済

ア 私たちの生活と経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産の仕組みのあらましや金融の働きについて理解させるとともに、社会における企業の役割と社会的責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の問題と関連付けて考えさせる。

イ 国民生活と福祉

国民生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体が果たしている経済的な役割について考えさせる。その際、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護、租税の意義と役割及び国民の納税の義務について理解さ

せるとともに、限られた財源の配分という観点から財政について考えさせる。

(下線筆者)

以下では、公民的分野の社会、経済、政治領域それぞれにおける公共性の育成について述べる。

2 公民的分野社会領域における公共性の育成

アンケートの間7の結果によると、公共性の育成にふさわしい学習指導要領の項目として、「(1)現代社会と私たちの生活」の「イ 個人と社会生活」を挙げた教員は、経済領域・政治領域ほど多くはない。しかし、この中項目は、上記の引用からも明らかなように、個人と社会とのかかわりについての見方や考え方を養うことを主なねらいとしている。したがって、本研究において目指している公共性、「社会の形成者として公共をになう認識・態度」を育成することが、この中項目のねらいの大きな部分を占めていると考えられる。

この中項目では、まず、生徒が個人としてかかわりをもつ身近な社会集団として「家族、学校、地域社会などを取り上げる」(「内容の取扱い」)。そして、①家族や家族が生活する場としての家庭が個人の生存を確保する経済生活の最小単位であり、また、学校や地域社会とともに人間形成の場であること、②家族との生活、学校や地域社会での生活を通して行動様式や生活様式を身に付け、交流や相互扶助、生活環境の整備を行い、お互いの生活の向上や改善を図っていることを理解させ、個人は社会の一員としてでなくては生存を確保することも生活を向上させることもできない存在であることに気付かせる(「学習指導要領解説」)ことが目指されている。

そして、このような「個人が結び付いて社会が生まれ、社会生活が営まれている」(内容の取扱い)こと、「社会生活を円滑にするために互いの合意に基づいてルールがつくられていること」(内容の取扱い)、それゆえ、これを守ることが大切であることなど、個人と社会とのかかわり方、すなわち公共性について、日常の具体的な事例を取り上げて考えさせることが意図されている。

この中項目のねらいや内容を、公共性の育成といった視点から捉え直してみることが、この項目の指導の改善につながると考えられる。

(谷田部 玲生)

3 公民的分野経済領域における公共性の育成

学習指導要領における中学校社会科公民的分野の経済学習は、①消費者の視点からのミクロ経済学習、②生産者の視点からのマクロ経済学習、③国や地方公共団体による財政政策の3つのパートから成っている。その中で、公共性の育成の視点から学習が可能なのは、②の中の「企業の役割と社会的責任」および③の中の「国や地方公共団体が果たしている経済的な役割」の2箇所にあることができる。

そこでこの2箇所にしばって経済学習における公共性育成について論じてみる。

(1)「企業の役割と社会的責任」の学習

平成17年度は公共性に悖る企業の経済活動に世の中が揺れた年であった。複数の企業が絡んだマンションやホテルの耐震強度偽装問題や、IT関連企業による株価操作や粉飾決

算問題等である。企業は少なくとも顧客や株主を欺いてはいけない。その基本的な倫理が大きく揺らいだ。このような時には時事問題として企業の社会的責任を考えさせる好機であろう。

ただ一般的には「企業の社会的責任」については、「メセナ」「環境ISO」等のキーワードで学習することができる。「メセナ」とは企業の社会貢献のことである。A社は利益の一部を地域の文化活動向上に充てている。B社は定期的に全社員あがて地域の清掃活動をしている。こうした事例から企業の公共性について考えさせる。

「環境ISO」とは、次第に取得する企業が増えつつある環境マネジメントシステムのことである。ISO（国際標準化機構）という認証機関に自社の環境管理を申請し認証してもらう。環境優良企業と認証されれば企業の信用力が増す。例えばゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）の達成は地球環境への大きな貢献につながる。このような企業の姿勢から企業の公共性について考えさせるのである。

（２）「国や地方公共団体が果たしている経済的な役割」の学習

国や地方公共団体は税収を主な財源として財政政策を実施している。例えば目に見える形で整備されているのが社会資本である。道路や公園、市民ホール等の公共財の建設や管理運営は、まさに公共性を体現するものということができる。

ところで現状では、財政のはたらきとしてますます重くなってくるのが社会保障関係費である。特に（高齢者）福祉に充当される予算である。この福祉の問題に関して様々な規制緩和も図られている。端的に言えばお年寄りの介護をだれが担うかの問題である。家族か行政か民間企業かボランティアかの問題である。このような切実な問題をディベート等を活用して掘り下げてみるとよい。財政政策の公共性について考えさせながら、家族の問題や企業の社会的責任の問題まで考えを深めることができる。

（１）（２）からわかるように、経済学習における公共性の育成は多岐にわたる。企業や行政の役割と個人生活との関係性から学習を深めるようにしたい。

（竹澤 伸一）

４ 公民的分野政治領域における公共性の育成

（３）現代の民主政治とこれからの社会

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせるとともに、法の意義に着目させ、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする

我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深める。さらに、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治を推進するためには、公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気付かせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

ウ 世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力が大切であることを認識させる。その際、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛の問題について考えさせるとともに、核兵器の脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。また、人類の福祉の増大を図り、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題として、地球環境、資源・エネルギー問題などについて考えさせる。

アンケートの問3の結果によると、「公共性を育てるため、社会科授業ではどのようなことをめざすべきだと思いますか」という問いに、中学校の教員は83.5%が「社会の形成者としての自覚（市民意識）」であると答えている。

これは公民的分野の目標においては、「国民主権を担う公民として必要な基礎的教養」と深く関連し、公民的分野の内容においては、「住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる（地方自治）」ことや「公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気付かせる（選挙）」ことと強く結びついている。そして、「社会の形成者」をより広くとらえるなら、「世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育て（国際平和）・・・人類の福祉の増大を図り、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題として、地球環境、資源・エネルギー問題などについて考えさせる（地球環境）」こととの結びつきも当然考えられる。

また、アンケートの問5の結果によると、「法や社会のルールなど」と答えた者が156人中115名、「市民の権利や責任」と答えた者が94名いた。公共性を育てるための内容として「法」と「権利・責任」が重要であると多くの教員が認識していることがわかる。これらのことから、学習指導要領における公共性の育成にふさわしい項目として58名の者が「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」と答え、52名の者が「イ 民主政治と政治参加」をあげたことはうなずける結果である。

社会科教育で育成すべき公共性を「社会の形成者として公共（みんなとともに）を担う認識・態度」とし、「社会の形成者としての認識」を「公共的課題・問題の存在を把握し、類似の事例に関して過去や他地域における解決策の探求を通して、より広い合理的な見方を身に付けること」とし、「社会の形成者としての態度」を「公共的課題・問題に関する学習や議論に参加し、課題解決について主体的に判断し、実践結果を反省的に吟味すること（公共的課題・問題に関する学習や議論への参加と主張の説明責任）」とするならば、公共性を育成するには、公共的課題を解決するための学習・議論に積極的に参加し、より広い合理的な見方に立って、課題解決のための主張を責任を持って説明することができることが求められている。

次章において、公共性を育む中学校社会科の教材・評価モデルとして、「地方自治」と

「選挙」の単元を提案するが、ともに「みんなと生きるための参加と責任」の育成を目標にした学習となっている。そして学習方法としては、「小集団で調べ、話し合う活動」や「自らの考えを提示・発表する活動」、「討論（ディベート）やロールプレイなど、ルールに則った活動」を多く取り入れ、学習モデルとして「①私たちのコミュニティで何が問題か、②問題に対し、どのような調整をするのか、③問題に対し、私たちはどんな決断をするのか、④問題に対し、どのような関わりをするのか、⑤問題に対し、私たちはどんな決断をするのか」という学習過程を踏んだ展開をとっている。

ただし、「選挙」の単元においては、将来の投票行動をたずねるということで、目標としての「参加」を授業レベルで考えているのに対し、「地方自治」の単元においては、「参加」を授業のレベルから実践のレベルに引き上げることを考えている。また学習過程において、「選挙」の単元は国政レベルの学習課題でもあり、④、⑤の過程を正確にたどることをしていないことを付記しておく。

（館 潤二）

第Ⅱ部 公共性を育む社会科の教材・評価モデルの設計

第1章 調査結果を踏まえた仮説の設定

第1節 公共性に関する概念の定義

1 公共性とは何か

(1) 一般的な「公共性」概念の成立と変容

まず、社会一般で「公共」をどのようにとらえているのか、またそれに変化はあるのかを『広辞苑』第1版(1955年)と第2版(1969年)、第5版(1998年)で比較してみた。

第1版では、その意味を「社会一般。公衆。」と規定し、以下のような熟語を掲載している。公共企業体。公共企業等労働関係法。公共組合。公共事業。公共職業安定所。公共心。公共善。公共団体。公共福祉用財産。公共物。公共放送。公共用財産。

第2版では、その意味が「社会一般。おおやけ。」と変わり、熟語でも公共企業等労働関係法、公共物が消え、公共性、公共の福祉、公共用物が新たに付加された。なお、公共性に関しては、「広く社会一般に利害を有する性質。」と規定されている。

第5版では、公共の意味は第2版と同じであるが(「社会一般。おおやけ。」)、熟語に関しては公共福祉用財産が消え、新たに公共経済学、公共建築、公共財、公共職業能力開発施設、公共訴訟、公共投資、公共料金が付加された。因みに、公共性に関しては、「広く社会一般に利害や正義を有する性質。」と規定されている。下線部の「正義」が新たに加えられた(1991年刊行の第4版にはまだこの語は見られない)点から、公共性に関する認識にも時代の変化が反映している様が窺えよう。

以上を簡単に整理すると、少なくとも次の3点が指摘できる。

- ① 戦後しばらくは公共の概念はあっても公共性の概念はなかった。公共性の概念は1960年代に普及したものと考えられる。
 - ② 公共の概念は、1960年代を境にして「公衆」から「おおやけ」へと意味内容を変化させた。
 - ③ 公共性の概念には、1990年代に新たに社会一般の「正義」という意味内容が加わった。

推察するところ、第二次大戦後の日本社会における過度の個人主義ないし利己主義への反省から、「戦後は終わった」とされる1960年代頃から公共性の概念が登場し、それにあわせて公共概念の意味内容自体も「おおやけ」を重視する方向へと変化したと考えられる。さらに、冷戦体制崩壊後の1990年代には新自由主義的風潮の広まりとともに自由競争と自己責任の考え方が定着し、それに呼応して「正義」や「公平・公正(fairness)」の意識も普及したものと捉えられる。

(2) 公共性論の系譜

さて、次に公共性をめぐる学問的な論議についても、近年様々になされており、まさに

百家争鳴の感がある。ここでは、その中から立命館大学人文科学研究所のプロジェクト研究の成果『新しい公共性 そのフロンティア』（山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編，有斐閣，2003年）を取り上げ、公共性論の系譜を整理してみたい。

それによれば、まず現代日本における公共性問題へのスタンスには、大きく分けて以下の二つがあるという。本書の執筆者たちが、そのタイトルからして前者に属することはいうまでもない。

A：「新しい公共性」の提唱に積極的な立場

B：「新しい公共性」の提唱に消極的な立場

さらに、これらの子細を見ていくと、四つの系譜を見出すことができるとし、本書の諸論考を以下の四つの系譜に位置付けている。

①「市民的公共性」の概念を押し出す立場

「市民社会」論との緊密な関連を持ち、「公共性」問題を何らかの意味での「民主主義」論の現代的バージョンアップへの寄与として取り上げようとする立場である。

②「世界市民社会」論の中で「公共性」をとらえる立場

グローバリゼーションの積極面を背景として唱えられる「世界市民社会」論の中で、「公共性」概念をクローズアップさせようとする立場だが、様々な分岐が見られる。

③脱物質主義的な「ポスト・モダン時代」の到来という認識を基軸に据えた立場

多文化主義の立場に依拠しつつ、「新しい公共性」の概念を提起する。

④ネオ・ナショナリズムに依拠して「公共性」をとらえる立場

「国家」の復権を唱え、「失われた国家的公共性の回復」を主張しようとする。

論者の中には、立岩真也（第5章「分配的正義論」）のように、「公共性」の語で何を主題にし何を言いたいのかよくわからないから、自らの作業の結果として公共性に積極的に実質的な意味を付与できると思うまで、あえて「公共性」の語を使わないでいたいと表明する者もいるが、大半は前記のA：新しい公共性の提唱に積極的な立場をとっている。しかも、①「市民的公共性」の概念を押し出す立場に依拠する者が多いことも特徴として指摘できる。

こうした系譜を踏まえると、われわれの研究においても新たな公共性を再構築する方向で社会科教育にアプローチすることが必要かもしれない。しかし、本研究の趣旨は一定の理念を指針として演繹的に公共性の育成・評価モデルを構想することではなく、あくまで教師の意識や授業の実態に即して帰納的に公共性を考えようとするところにある点を再確認したい。そのための手がかりとして、まず21世紀の社会科のあり方をめぐって議論してきた米国の社会科教育関連学会の動向を概観し、次に第1章で明らかにした社会科教師に対するアンケート結果を踏まえて、社会科教育における公共性の育成の問題をより限定的に考えることにしよう。

2 社会科教育と公共性の関係

（1）米国の社会科教育関係学会の動向から

アメリカ合衆国における四つの社会科関連の学会・財団－アメリカ歴史学会（AHA）、

教授改革のためのカーネギー財団（CFTA）、全国社会科協議会（NCSS）、アメリカ歴史家協会（OAH）－が1980年代後半に共同プロジェクトを組織し、『21世紀の社会科のための指針』（National Commission on Social Studies in the Schools, *Charting a Course for the 21st Century*）と題する議論の成果を1989年に刊行した。その中で、シカゴ大学の W.H.マクニール教授とアルバカーキ公立学校地区のジーン・クレイブン指導主事を共同議長とし、文化人類学・歴史学・地理学・教育学の研究者から小・中・高等学校の教師、教育委員会の指導主事や校長等15人のメンバーからなるカリキュラム部会は、21世紀の社会科カリキュラムのモデルを構想し、生徒に育成すべき目標として次の枠内に示す五つを提言した。

＜21世紀社会科の目標＞全米社会科委員会

1. 市民としての責任と社会参加（Civic responsibility and active civic participation）
2. 自己の生活経験を、時間的・空間的により大きな人類の経験の一部ととらえる見方
3. 統一性と多様性で表される合衆国の歴史・地理・経済・政治・社会制度・伝統・価値についての批判的理解
4. 他民族および世界の歴史・地理・制度・伝統・価値の統一性と多様性の理解
5. 人間諸事象の分析に不可欠な批判的態度と分析的視野

ここで注目すべきは、筆頭に「市民としての責任と社会参加」（下線は筆者による）が掲げられたことである。ここに社会科教育で公共性の育成を重視するアメリカの姿勢を見てとることができる。無論、広義に解釈すれば、4の多文化理解の視点や5の批判的・分析的態度もグローバル化した現代世界に必要な新しい公共性ととらえることもできる。

因みに、日本の中教審答申（2003年3月）にも同様の文言が見られる。

＜中教審答申（2003年3月）より＞

これからの教育には「個人の尊厳」を重んじるとともに、それを確保する上で不可欠な「公共」に主体的に参画する意識や態度を涵養することが求められている。このため、国民が国家・社会の一員として、法や社会の規範の意義や役割について学び、自ら考え、自由で公正な社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神を涵養することが重要である。（下線は筆者による）

（2）社会科教師へのアンケート調査の結果から

ア 公共性に関わる目標について

第1章を見ると、小・中学校の社会科教師の大半は子どもたちの公共性が欠如しているとしており、社会科授業で常時とは言えないにしても公共性の育成に配慮した取り組みをしていることがわかる。その中で特に注目すべきは、教師が社会科において目指すべきと考える公共性は「社会の形成者としての自覚（市民意識）」にあり、学習指導要領が目標とし、また近年一部のマスコミ等でも盛んに取り上げられている古い型の公共性－「国民としての自覚（愛国心）」や「地域共同体の一員としての自覚（愛郷心）」－ではない

ことである。そこで問題になるのは「社会の形成者としての自覚（市民意識）」の内実である。

アンケート問4の結果によると社会科授業で重視する公共性として、「協調性・相互の尊重」が第一位を占めている。これはチームワークや和を重視する日本社会の伝統的側面と、近年の作業的・体験的活動を重視する学習を進める上での必要条件といった二つの側面を示唆している。それは「社会参加」と「責任」がほぼ拮抗して第2・3位を占めたこととも関係していよう。それゆえ、古い型の公共性と似通ってくるが、とりあえず公共性を捉えるキーワードとして「参加」「責任」「協調性」をあげておきたい。

イ 公共性に関わる内容について

公共性の育成に直接関わる内容について、アンケート問5の結果からは、法や社会のルールと市民の権利・責任との回答が上位を占めた。市民の権利・責任については従来も社会科の内容として扱われてきたが、法やルールは近年の日本における法教育研究会や英国のシティズンシップ教育の動向が大きく影響していよう。中教審教育課程部会の社会科・地理歴史科・公民科専門部会の議論でも、その重要性が指摘されている。ただ、安易に新たな内容を付加するのではなく、社会科全体の内容を考慮した検討が必要だろう。ここでは、法教育の意義を認めた上で、なお従来の市民の権利と責任をどうリニューアルするかに重点を置き、小学校中・高学年と中学校の公民的分野での教材を開発したい。

ウ 公共性に関わる方法について

公共性を育てる社会科の方法についてアンケート問6の結果を見ると、小学校では観察・調査・見学などの校外活動と、ボランティアや奉仕活動などの社会参加的活動が、また中学校では討論やロールプレイ、自らの考えを提示・発表する活動がそれぞれ上位を占めた。大単元で子どもの調べ活動を重視する小学校の社会科と講義中心となりがちな中学校の社会科の現状を反映していて興味深い結果である。しかし、こうした現状を無視しては本研究の趣旨は生かされないところから、社会参加的な活動も教室という場に限定することととらえていきたい。

3 本研究における概念の定義

（1）公共（性）とは

伝統的に、日本では公と私的空間的に分けてとらえられてきた。つまり、私の領域の外が公の領域とされたのである（溝口雄三『一語の辞典 公私』三省堂、1996年を参照）。それは公私混同を戒める日本の慣行にみてとれよう。第二次大戦前には滅私奉公的に公領域が拡大し、その反動で戦後は私領域が無制限に拡大してきた。そこで公の復権を図ろうとするのが近年の教育基本法改正等の動きであるが、公と私を二項対立的にとらえるのではなく、両者を媒介する公共性の確立こそ大切だと認識する。

公共とは公と私をつなぐ領域ないし働きである。

＜公（みんなのために）－公共（みんなとともに）－私（自分のために）＞

（2）社会科教育で目指す公共性とは

内外の社会科教育関連学会の動向や日本の中教審答申に見られる論議を踏まえると、社

会科教育で目指す公共性は以下のように「社会形成」をキーワードにして捉えることができる。ただし、池野範雄著「社会形成力の育成－市民教育としての社会科－」（日本社会科教育学会『社会科教育別冊・2000年度研究年報』）のように、社会形成を単なる社会科の目標論としてだけでなく、目標・内容・方法をつらぬく教科の原理として主張する論も見られるが、ここではもう少し社会形成を広義にとらえておきたい。

広く公共の領域や働きに関わることが公共性であり、社会科教育で育成すべき公共性とは「社会の形成者として公共をになう認識・態度」を指す。

（３）社会の形成者として公共をになう認識とは

社会科教育で公共性を培うためには、公共的課題に関心を持ち、その解決のために積極的に取り組むことが不可欠である。それゆえ、社会科教育で公共性の育成を中心的になう内容を、「自由・権利と責任・義務」ではなく、「自由・権利と公共性」ととらえたい。具体的には社会福祉（公的年金・健康保険）、財政再建（赤字国債からの脱却）、公共事業・行政のスリム化、市場の失敗（環境問題・消費者問題）、社会資本・生活関連資本の充実等の、公共的課題・問題で内容を構成することが必要だろう。

因みに、この問題については、山根栄次著『『公民としての基礎的教養』の中核としての『公共性』』（日本社会科教育学会『社会科教育研究』56号、1986年）においてすでに検討されている。しかし、認識において大切なのは結果としての知識（見方考え方）だけではない。その知識を獲得するプロセスや知識を生かす方策の検討も、社会形成としての認識には求められる。そこで、以下のように定義する。

社会の形成者としての認識とは、公共的課題・問題の存在を把握し、類似の事例に関して過去や他地域における解決策の探求を通して、より広い合理的な見方を身に付けるとともに、課題解決の方策を模索し提案することを指す。

（４）社会の形成者として公共をになう態度とは

公共性のキーワードは「参加」「責任」「協調性」の三つであった。社会科教育における「参加」とは公共の問題に主体的に関与することであり、「責任」とは自らの議論や意思決定をリフレクトし、他者に説明できることを意味する。また、「協調性」とは公共の問題を追究するに際して集団内で役割分担しつつ協力しあい、議論に際しては他者の意見（異見）を尊重することを指している。将来的には市民としての社会参加や責任・義務を果たすことが必要だが、社会科では追究活動や議論への参加と説明責任、他者との協力ならびに意見（異見）の尊重ととらえておく。これらの定義をまとめておこう。

社会の形成者としての態度とは、公共的課題・問題に関する学習や議論に積極的に参加し、自己と異なる他者の意見を尊重するとともに、課題解決について主体的に判断し、その結果を反省的に吟味することを指す。

（原田 智仁）

第2節 公共性を育む社会科の学習と評価に関する仮説

1 公共性を育む社会科の学習に関する仮説

(1) 公共性を育む社会科の学習の目標、内容、方法、能力（態度）

小学校と中学校の社会科教員が考える公共性を育む社会科の学習の目標、内容、方法、能力（態度）が、本研究のアンケートから導き出された。

目標	社会の形成者としての自覚
内容	法や社会のルールなど 市民の権利や責任など
方法	①自らの考えを提示・発表する活動 ②小集団で調べ、話し合う活動 ③観察・調査・見学など、校外での活動 ④討論やロールプレイなど、ルールに則った活動 ⑤ボランティア活動や奉仕活動などの社会参加的な活動
能力（態度）	責任 参加

これらの目標、内容、方法、能力（態度）は、これまで社会科の学習の中で実際におこなわれてきているものである。社会科の学習の中で、これらの一部を児童生徒におこなわせることで、公共性を育むことはできるかもしれない。しかし、そこには、何の目新しさもない。

(2) 公共性を育む社会科の単元レベルの学習モデル

本研究では、できるかぎり目標、内容、方法、能力（態度）を統一した公共性を育む社会科の学習モデルを構築するために議論がおこなわれた。その結果、構築された単元レベルの学習モデルが、表1である。学習モデルは、以下の5段階に分けられる。

- I 私たちのコミュニティで何が問題か
- II 問題に対し、どのような調整をするのか
- III 問題に対し、私たちはどんな決断をするのか①
- IV 問題に対し、どのような関わりをするのか
- V 問題に対し、私たちはどんな決断をするのか②

表1 単元レベルの学習モデル

	問 い	範 囲	目 標 と 内 容	方 法	能 力
I 人々の利害がぶつかる事例	私たちのコミュニティでは何が問題になっているのか	身近な問題	児童生徒の考えを自覚させる 社会にある考えを自覚させる 児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール & 社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	①	
II 解決へのステップ どのような調整をするのか	どのような道筋で解決をはかろうとするのか			① ②	参 加
過去へのアプローチ	これまで私たちのコミュニティではどのような調整が行われてきたのか	過去の問題	児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール vs 社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	② ③	
他地域へのアプローチ	他地域ではどのような調整が行われてきたのか	他地域の問題	児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール vs 社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	② ③	
III 私たちの決断 公共 私	私たちのコミュニティではどのような調整をすべきか	身近な問題	児童生徒の考えを以前よりも広い・深いものにする 児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール → 児童生徒の考える広い・深い 市民の権利や責任 法や社会のルール	①	責 任
IV 私たちの行動 調整してみよう	役割を演じてみよう	身近な問題	更に児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える広い・深い 市民の権利や責任 法や社会のルール vs 現実の社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	④	参 加
	実際に関わってみよう	身近な問題	更に児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える広い・深い 市民の権利や責任 法や社会のルール vs 現実の社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	⑤	参 加
V 私たちの反省 公 公共 私	結果を考えてみよう	身近な問題	社会の形成者としての自覚を培う 児童生徒の考える広い・深い 市民の権利や責任 法や社会のルール → 児童生徒の考える強い 市民の権利や責任 法や社会のルール	①	責 任

<記号の説明>

公共性に関わる活動

- ① 自らの考えを提示・発表する活動
- ② 小集団で調べ、話し合う活動
- ③ 観察・調査・見学など、校外での活動
- ④ 討論やロールプレイなど、ルールに則った活動
- ⑤ ボランティア活動や奉仕活動などの社会参加的な活動

学習の段階

- I 私たちのコミュニティで何が問題か
- II 問題に対し、どのような調整をするのか
- III 問題に対し、私たちはどんな決断をするのか①
- IV 問題に対し、どのような関わりをするのか
- V 問題に対し、私たちはどんな決断をするのか②

I 私たちのコミュニティーで何が問題か

ここでは、教師は、児童生徒に人びとの利害がぶつかる事例を提示し、児童生徒自らの考えを提示・発表させる。

ここで取り上げられる人びとの利害がぶつかる事例は、あくまで児童生徒の身近で起こっている問題である。児童生徒の身近で起こっていない問題の場合、その後の議論に児童生徒が関わっていけないこともあるので注意が必要である。

ここでは、児童生徒の考えを自覚させることに主眼が置かれる。児童生徒が持っている「市民の権利や責任」「法や社会のルール」を自覚させる。取り上げられる事例は、人びとの利害がぶつかっているわけであるから、児童生徒に A という考え、B という考え、C という考えなどがあることに気づかせるということも含まれる。

II 問題に対し、どのような調整をするのか

ここでは、まず、「どのような道筋で問題の解決をはかろうとするのか」がおこなわれる。

まず、小グループを作り、児童生徒自身に、問題の解決がどのような道筋ではかれるかを検討させ、自分たちの考えを提示・発表させたい。

しかし、このような活動は、実際には、なかなか容易ではない。児童生徒が、このような単元の学習を、これ以前に何度か経験していれば、「次はどうしようかな」と対応できるが、経験していなければ容易ではない。指導をつみ重ねることによって、解決の道筋が適切に検討できるようにしたい。

次に、問題の解決のため、児童生徒を2つの活動に取り組ませたい。一つは「過去へのアプローチ」、もう一つは「他地域へのアプローチ」である。順番は、どちらが先でも構わない。

「過去へのアプローチ」では、「これまで私たちのコミュニティーではどのような調整がおこなわれてきたのか」を児童生徒に検討させる。児童生徒は、小グループで調べ、話し合いをしたり、観察・調査・見学などの校外での活動をおこなったりして、問題を検討する。ここでは、児童生徒の考えが批判にさらされることになる。児童生徒が持っている「市民の権利や責任」「法や社会のルール」と、私たちのコミュニティーがこれまで持ち続けてきた「市民の権利や責任」「法や社会のルール」とがぶつかることになる。

同じように、「他地域へのアプローチ」でも、「他地域ではどのような調整がおこなわれてきたのか」を児童生徒に検討させる。児童生徒は、小グループで調べ、話し合いをしたり、観察・調査・見学などの校外での活動をおこなったりして、検討する。ここでも、児童生徒の考えが批判にさらされることになる。児童生徒が持っている「市民の権利や責任」「法や社会のルール」と他地域のコミュニティーがこれまで持ち続けてきた「市民の権利や責任」「法や社会のルール」とぶつかるからである。

III 問題に対し、私たちはどんな決断をするのか①

児童生徒は、IIの「過去へのアプローチ」「他地域へのアプローチ」を通じて、自分自身の考えを批判にさらした。この2つのアプローチを通じて、自分自身の考えが

さらに強化された児童生徒が出たり、逆に、自分自身の考えが不安定になった児童生徒が出たりするであろう。しかし、児童生徒は、人びとの利害がぶつかる事例に対して自分自身の考え表明した時よりは、その問題に対する視野は広くなり、よく見えるようになってきているはずである。その点では、児童生徒の事例に関する知識は広がり、深まっている。

このような状況の中、「私たちのコミュニティではどのような調整をすべきか」を児童生徒に検討させたい。児童生徒は、自らの考えを改めて提示・発表し、自らが持っている「市民の権利や責任」「法や社会のルール」を、以前のものよりもより広く、深いものにできるはずである。

児童生徒の中には、結論が最初の段階と変わっていないものもあるかもしれない。しかし、「過去へのアプローチ」や「他地域へのアプローチ」の段階を経て、児童生徒の知識そのものは以前よりも強固になっているはずである。

ここまでの学習でも十分、公共性を育むことはできるかもしれない。しかしながら、より強固に育むためには、さらに以下のような段階に進むことも求められよう。

IV 問題に対し、どのような関わりをするのか

この段階で考えられる活動には二つある。一つは「役割を演じてみよう」、もう一つは「実際に関わってみよう」である。順番は、どちらが先でも構わない。

「役割を演じてみよう」では、前段階までに提示・発表した自分自身の考えが実際に可能かどうかについて、児童生徒に検討させたい。児童生徒は、討論やロールプレイなど、ルールに則った活動をおこなったりして、検討する。ここでは、児童生徒の考えがさらに批判にさらされる。児童生徒が持っている「市民の権利や責任」「法や社会のルール」と私たちのコミュニティが現実を持っている「市民の権利や責任」「法や社会のルール」とがぶつかることになる。

同じように、「実際に関わってみよう」でも、検討が行われる。児童生徒は、ボランティア活動や奉仕活動などの社会参加的な活動をおこなったりして、検討する。ここでも、児童生徒の考えが批判にさらされる。児童生徒が持っている「市民の権利や責任」「法や社会のルール」と、私たちのコミュニティが現実を持っている「市民の権利や責任」「法や社会のルール」とがぶつかるからである。

V 問題に対し、私たちはどんな決断をするのか②

児童生徒は、IVで役割を演じたり、実際に関わったりすることにより、自分自身の考えを批判にさらした。

その中で、自分自身の考えがさらに強化された児童生徒が出たり、逆に、自分自身の考えが不安定になった児童生徒が出たりするであろう。しかし、児童生徒は、Ⅲの段階で二度目の自分自身の考え表明した時よりは、その問題に対する視野は広くなり、よく見えるようになってきているはずである。その点では、児童生徒の事例に関する知識はさらに広がり、深まっている。

このような状況の中、「私たちのコミュニティではどのような調整をすべきか」を児童生徒に検討させる。児童生徒は、ここで三度目の自らの考えを提示・発表する。

そこで、児童生徒が持っている「市民の権利や責任」「法や社会のルール」は、以前のものよりもさらにより広く、深いものにできるはずである。

児童生徒の中には、結論が最初の段階と変わっていないものもあるかもしれない。しかし、役割を演じたり、実際に関わったりすることで、児童生徒の知識そのものは以前よりも強固になっているはずである。

公共性に関わる目標、内容、方法、能力（態度）をもとに作られたこの単元レベルの学習モデルは、あくまでも仮説である。公共性を育む社会科の学習を進めていくために、どのような目標、内容、方法、能力（態度）が必要なのか、こういった順番で進めていくと順調に進んでいくかを考えて作ったものである。これからの実践を経て、その有効性が試されるものであろう。

次に、この学習モデルは、5～6時間以上の単元を想定して作成したものである。2時間以上の時間が確保できない場合、どのような対応が考えられるのか。また、この5段階通りの順番に進むクラスもあれば、進まないクラスもあるだろう。その際は適宜、主旨をふまえてやりくりするしかない。実際は、児童生徒が調べた方がよいものでも、時間の関係で、教師の方で事前に準備し、提示していくしかない場合もあろう。しかし、すべてを教師がおこなってしまうのは問題である。児童生徒が何かしら関われるものを、せめて一つでも確保する必要があるだろう。

2 公共性を育む社会科の評価に関する仮説

（1）公共性を育む社会科の学習そのものをどう評価するか

表1の学習モデルから、以下のような評価の視点が出てくる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1) 児童生徒を参加させているか、責任をとらせているか
公・公共・私について考えさせているか2) 児童生徒にとって考えやすい問題設定をしているか
身近な問題を取り上げているか
過去の問題を取り上げているか
他地域の問題を取り上げているか3) 児童生徒に必要な活動をさせているか4) 児童生徒の考えを批判にさらさせているか
児童生徒の考えを以前よりも広い・深いものに行っているか○上記のことが密接に関わっているか |
|---|

公共性を育む社会科の学習を受ける前に、児童生徒が持っていた社会に関する知識（「市民の権利や責任」「法や社会のルール」）よりも、学習終了後に、児童生徒が持っていた社会に関する知識の方が、広がっていたり、深まっていたりすれば、この社会科の学習の評価は高くなる（成功であるといえる）。そして、仮説も強められることになる。

では、公共性を育む社会科の学習そのものの広がり、深まりをどのように捉えるのか。これについて表2は、単元レベルの学習モデルを段階毎に、知識がどのように広がり、深まっていくのかをイメージしたものである。

表2 単元レベルの学習モデルと関連させた評価モデル

	問 い	範 囲	目 標と内容と能力（態度）	児童生徒の知識	社会にある知識
I 私のコミュニティで何問題か	人々の利害がぶつかる事例	私たちのコミュニティは、問題なのか	身近な問題 児童生徒の考えを自覚させる 社会にある考えを自覚させる 児童生徒の考える狭い市民の権利や責任法や社会のルール & 社会にある市民の権利や責任法や社会のルール	◇◇ 註1 知識の広がり → ↓ 知識の深まり	◇◇ ☆☆ ★★ 註1・2
II 問題にどう調整するか	解決へのステップ	どのよう な道筋で 解決する のか	参加		
	過去の アプローチ	これまでの コミュニティ はどうか	過去の 問題 児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える狭い市民の権利や責任法や社会のルール vs 社会にある市民の権利や責任法や社会のルール	◇◇ ◆	◇◇ ☆（過去） 註3
	他地域の アプローチ	他地域で はどうか	他地域 の問題 児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える狭い市民の権利や責任法や社会のルール vs 社会にある市民の権利や責任法や社会のルール	◇◇ ◆	◇◇ ☆（他地域） 註4
III 問題に 対し、 私たち はどうか①	私たちの決断、公共私	私たちのコミュニティはどうか	身近な問題 児童生徒の考えを以前よりも広い・深いものにする 児童生徒の考える狭い市民の権利や責任法や社会のルール → 児童生徒の考える広い・深い市民の権利や責任法や社会のルール	◇◇ ◇◇ 註5	◇◇ ◇◇ 註5
IV 問題に 対し、 どう関 わり するか	私たちの行動	役割を演 じてみよ う	身近な問題 更に児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える広い・深い市民の権利や責任法や社会のルール vs 現実の社会にある市民の権利や責任法や社会のルール	◇◇ ◇◇ ◆	◇◇ ◇◇ ★（参加） 註6
		実際に 関わって みよう	身近な問題 更に児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える広い・深い市民の権利や責任法や社会のルール vs 現実の社会にある市民の権利や責任法や社会のルール	◇◇ ◇◇ ◆	◇◇ ◇◇ ★（参加） 註7
V 問題に 対し、 私たち はどうか②	私たちの反省、公共私	結果を考 えてみよ う	身近な問題 社会の形成者としての自覚を培う 児童生徒の考える広い・深い市民の権利や責任法や社会のルール → 児童生徒の考える強い市民の権利や責任法や社会のルール	◇◇ ◇◇ ◇◇ 註8	◇◇ ◇◇ ◇◇ 註8

- 註1 児童生徒の考えは様々なものが含まれている。
 註2 教師は、社会にある考えを理由付けして、整理しておく必要がある。
 註3 過去の事例の検討を通して、社会にある考えを児童生徒に提示し、児童生徒の考えを批判にさらす。
 註4 他地域の事例の検討を通じ、社会にある考えを児童生徒に提示し、児童生徒の考えを批判にさらす。
 註5 過去の事例の検討、他地域の事例の検討を通じ、児童生徒の考えを刺激し、広がりとし深まりを持たせる。
 註6 役割を演じさせることで、現実の社会にある考えを児童生徒に提示し、児童生徒の考えを再度批判にさらす。
 註7 実際に関わらせることで、現実の社会にある考えを児童生徒に提示し、児童生徒の考えを再度批判にさらす。
 註8 役割を演じさせたり、実際に関わらせることを通じ、児童生徒の考えを刺激し、広がりとし深まりを持たせる。

I 私たちのコミュニティで何が問題か

ここでは、児童生徒の考えと社会にある考えを自覚させているかが重要である。

表2の中で、児童生徒の考える狭い「市民の権利や責任」「法や社会のルール」は、◇の部分である。児童生徒の考えの中には、社会にある「市民の権利や責任」「法や社会のルール」になっているものもある（社会にある知識の欄の◇の部分）。クラスの中には、様々な考えがある。児童生徒の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」同士がぶつかることになるだろう。ここでは自分の考えが何で、社会にある考えが何かを自覚させることが重要である。

教師は、教材研究する際に、できるかぎり社会にある「市民の権利や責任」「法や社会のルール」について整理しておく必要がある。表2の中で、社会にある「市民の権利や責任」「法や社会のルール」は、☆や★の部分である（児童生徒にはまだこの☆や★の部分はわからない。表2では、紙幅がないので、☆や★の部分を示しているが、実際には、見えていないと考えてもらった方がよい。表2では、見えていないという意味で網掛けをした）。

II 問題に対し、どのような調整をするのか

ここでは、児童生徒の考えを批判にさらしているかが重要である。

児童生徒の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」同士のぶつかりを調整するための、「過去へのアプローチ」「他地域へのアプローチ」がおこなわれる際には、社会にある「市民の権利や責任」「法や社会のルール」が吟味されることになる。表2では、☆（過去）、☆（他地域）の部分がそれにあたる。

社会にある「市民の権利や責任」「法や社会のルール」が受け入れられれば、児童生徒の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」となる。表2の中では、☆の部分である。逆に、児童生徒に受け入れられない場合もある。児童生徒のなかには、それに対抗する考えを表明する者も出るかもしれない。表2の中では、◆の部分に当たる。

児童生徒は、☆の考えに触れたり、◆の考えを生み出したりすることを通じて、知識を広げ、深めている。

III 問題に対し、私たちはどんな決断をするのか①

ここでは、児童生徒の考えを以前よりも広い、深いものにさせているかが重要である。

表2の中で、児童生徒の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」は、◇の部分である。学習当初のものよりも、児童生徒の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」は、広く、深くなっている。

IV 問題に対し、どのような関わりをするのか

ここでは、更に児童生徒の考えを批判にさらしているかが重要である。

児童生徒の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」同士のぶつかりを調整するために、「役割を演じてみよう」「実際に関わってみよう」がおこなわれる。

その際に、社会にある「市民の権利や責任」「法や社会のルール」が吟味される。表2の中では、★（参加）の部分である。

社会にある「市民の権利や責任」「法や社会のルール」が受け入れられれば、児童生徒の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」となる。表2の中では、★の部分である。逆に、児童生徒に受け入れられない場合もある。児童生徒のなかには、それに対抗する考えを表明する者もあるかもしれない。表2の中では、◆の部分に当たる。

児童生徒は、★の考えに触れたり、◆の考えを生み出したりすることを通じて、知識を広げ、深めている。

V 問題に対し、私たちはどんな決断をするのか②

ここでは、社会の形成者としての自覚を培わせているかが重要である。

表2の中で、児童生徒の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」は、◇の部分である。学習当初、学習中盤のものよりも、児童生徒の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」は広く、深くなっている。

公共性を育む単元レベルの学習モデルと関連させた評価モデルは、完璧なものではない。単元レベルの学習モデルを段階毎に、知識がどのように広がり、深まっていくのかをイメージしたにすぎない。ただし、この評価モデルを使用することで、クラスレベルでどのくらい広がったか、深まったかを考えることができる。授業記録から公共性に関わる知識を抽出し、整理していけば、クラス全体の知識の広がり、深まりを明示することが可能である。

わかりやすくするために、次章（第2章）の西尾氏の実践した授業記録をもとに、クラス全体の知識の広がり、深まりについて整理する。西尾氏の実践した授業記録の一部が表3である。

取り上げた西尾氏の授業は、「私たちの生活を火事から守るために、地域の消防団が必要か否か、それはなぜなのか」を検討をしていくものである。西尾氏の授業は、以下のように展開された。消防団の必要の有無と消防団員への参加の有無、消防署の必要の有無と消防士への参加の有無で、4つの項目をつくり、「どの意見か、その理由は何か」を児童に聞くことで始まった。児童の答えは、「消防団は必要。将来消防団員になる」が8名（微妙1名）、「消防団は必要。しかし誰かに頼む」が2名（微妙1名）、「消防団は必要ない。将来消防士になる」が1名であった。理由に関しては、今一度、聞いて、確認をした。消防団の数と消防署の数を比較させることで、消防団が地域生活に欠かせないものであることを児童に気づかせた。「消防団に入れない場合、どのような対応ができるか」を児童に考えさせた。「浜松市だけではなく、湖西市などの他の市ではどうしているか」を児童に考えさせた。授業の最後に、児童に自分自身の考えをまとめさせた。

表 3 西尾氏の授業実践の記録

授業の流れ	
思いっきり発表して欲しい。前の人の意見に関連させながら発表して欲しい。	
Q	どんな結論を考えてきたのか。私たちの生活を火事から守るためにはどうするか。 ①消防団は必要。自分も将来入ろうと思う。 ②消防団は必要。誰かに頼もうと思う。 ③消防団は必要ない。自分が消防士になる。 ④消防団は必要ない。消防署に任せればよい。
自分の結論を明らかにする。	
	①消防団は必要。自分も将来入ろうと思う。8名+1名は微妙 ②消防団は必要。誰かに頼もうと思う。2名+1名は微妙 ③消防団は必要ない。自分が消防士になる。1名 ④消防団は必要ない。消防署に任せればよい。0名
この結論を見て、その理由を質問する。休んでいる人の答えられる範囲で答える。	
Q	どんなことを聞きたいか。
Q	なぜ消防団になりたくないのか。
A	なりたい職業があるから。サッカー選手になりたい。誰かに任せたい。
Q	なぜ消防士になりたいのか。
A	はしご車に乗りたい。
Q	なぜ消防団になりたいのか。
A	消防団の仕事の中には、火事を消す以外の仕事があり、それで助けたいから。自分の家を守りたいから。
Q	なぜ消防団になりたいのか。
A	30歳未満の人が減ってきているから。なってあげよう。
Q	なぜ消防団になりたいのか。
A	他の仕事もしながら、消防団はできる。
言ったことにも突っ込んでよい。消防団に入る男子が減っている。	
Q	誰に頼もうと思ったのか。
A	12人いる。8人もなりたい。やってくれる人がいる。
Q	なぜ微妙な気持ちなのか。
A	今の気持ちでは入らない。女だけの消防団、消防士があればやれる。女子は増えている。しかし、まだ少ない。もっと増えてから考える。
Q	消防団って必要か。
Q	消防署の数はいくつか。
A	4つ。
Q	消防団の数はいくつか。
A	38。
消防団はたくさんあるので、火事場にすぐ行ける。	
Q	試合中には行けない。夢を実現させてあげたい。どうすればいいか。
1年間のお礼は22,000円。	
A	(お礼の額を)もう少し増やして欲しい。(消防団に)もっと入るかもしれない。
Q	他の人に頼むにはどうしたらいいのか。増やすためにはどうしたらよいのか。
A	お礼を増やしたらどうか。
税金を使っている。消費税も払っている。税金が増えないと払えない。応援して、税金を払ってもらおう。	

そういう協力の仕方もある。

気が変わってこないか。

Q 野球をしながら、消防団をするのか。

浜松市の消防団は女性が100人に数人しかいない。増えて欲しい。

A 入りたい。消防団は必要。地域や市の役に立つ。他の仕事をしていてもできるから。

A 新しい消防車が入ったら、消防団に入りたい。

Q 消防車1台はいくらするのか。

A 何千万円。はしご車1台で8,000万円。

税金が必要。

Q 他の市に比べてどうか。湖西市と比べてみるとどうか。

最後にもう一度自分の結論をまとめてください。今回は自分一人ですらまとめた考えであるが、今回はみんなの意見を聞いた上で、今の自分の考えはどうか。(前回のものから)見直してもよい。納得できたこと、納得できなかったことを書いてください。

Q 今できそうなことは何か。

A 火事になりにくい仕事をする。

A 子ども消防団にはいる。

来年からできそう。

Q もっとさらにやれそうなことはないか。

A 身近なことも気をつけたい。

A 迷っている。

西尾氏の授業の冒頭では、「私たちの生活を守るためにはどうすればよいのか」を消防団を事例に検討した。「消防団は必要、消防団員になりたい」という児童は、「はしご車に乗りたい」「自分の家を守りたい」「消防団員が減ってきているので、なってあげたい」「他の仕事をしながらも、消防団はできる」といった理由で意見を表明していた。「消防団は必要、消防団員にはなりたくない」という児童は、「なりたい職業が別にあるから」といった理由で意見を表明していた。授業記録から見ると、「私たちの生活を守るためにはどうすればよいのか」に関して、様々な理由のもと様々な考えがあるということに児童が気づいていることになる。

西尾氏の授業の展開部では、「なりたい職業が別にあるから」という児童の考えを吟味した。つまり、「なりたい職業が別にある場合、どうすればいいのか」を児童に検討させることで、「消防団は必要、消防団員になりたい」という児童の考えを批判にさらした。西尾氏は、消防団の数と消防署の数を示し、消防団は地域生活に欠かせないこと、消防団員への謝金の額を示し、謝金が意外と少ないことから、「なりたい職業が別にある場合、どうすればいいのか」を児童に検討させた。「謝金をもっと増やした方がよい」「消防団員にならなくても、税金を払うことで、協力できる」といった考えも出てきた。授業記録から見ると、「消防団は地域生活に必要不可欠であるが、消防団を維持するためには、謝金を増やす必要がある。仕事の関係で

消防団員になれない場合は、別の形で協力することもできる」といった考えが児童に伝わっていることになる。

西尾氏の授業の終結部では、最終的に、「今できそうなことは何か」「もっとやれそうなことは何か」を児童に考えさせた。「子ども消防団に入りたい」「身近なことにも気をつけたい」という肯定的な考えや、「迷っている」という不安定な考えも出てきた。

以上から、西尾氏の授業では、児童の考える「市民の権利や責任」は広く、深まっていることが明らかである。最後に「迷っている」という意見を持った児童が出てきたのは、否定的に見るよりも、肯定的に見た方がよい。自分で考えていたものが、授業における検討を通じて、あやふやになってきたことは授業の効果であろう。とりわけ公共性というものは、立場を異にすると、考えが真っ向から対立することもある。今、どちらの立場に立つべきかで迷っているのであれば、問題は少ない。ただし、忘れてはならないのは、「迷っている」と答えた児童をそのまま放置するのではなく、何に迷っているかを教師が把握しておくことである。

（２）児童生徒の知識の広がり、深まりをどのように評価するか

公共性を育む社会科の学習を受ける前に、個々の児童生徒が持っていた社会に関する知識（市民の権利や責任、法や社会のルール）よりも、学習終了後に、個々の児童生徒が持っていた社会に関する知識の方が、広がっていたり、深まっていれば、この社会科の学習の評価は高くなる（成功であるといえる）。

個々の児童生徒の広がり、深まりをどのように捉えるのか。

公共性を育む社会科の学習そのものの広がり、深まりは、授業記録を丹念に整理していけば可能であるが、個々の児童生徒の広がり、深まりを明らかにするのは難しい。それを解明するためには、個々の児童生徒が最初どう考えているのか、なぜそう思っているのか、中盤でどう考えているのか、なぜそう思っているのか、最後にどう考えているのか、なぜそう思っているのか、について検討する必要がある。

（岡明 秀忠）

第2章 小学校社会科の教材・評価モデル

第1節 中学年の事例：単元「くらしをまもる－火事がおきたら－」

1 はじめに

浜松市立南小学校はＪＲ浜松駅や隣接した中心商業地域にほど近く、いわゆる“町なか”に所在する。創立年は浜松市で２番目に古く明治時代末に遡る。かつては数百名という在校生数があったが、市域の拡大や土地区画整理事業に伴う人口のドーナツ化現象により、現在では、全校児童数が百名以下の小規模校である。近い将来、近隣の小学校との統合構想や若干の学区外通学者はあるものの、一町一校という状況にあり、そのことと南小学校の教育活動とはたいへん密接な関係にある。地域の人々は南小学校を「オラが町の学校」としてさまざまな教育活動に対して極めて協力的であるし、子どもたちもその恩恵にあずかってすなおに育っている。

さて、ここでは、本研究における定義（第Ⅱ部・第２章・第１節）に基づき、公共とは「公と私をつなぐ領域ないし働き」とし、社会科教育でめざす公共性とは「広く公共の領域や働きに関わることが（所謂）公共性であり、社会科教育で育成すべき公共性とは『社会の形成者として公共をになう認識・態度』をさす」こととする。ここでいう「認識」とは「公共的課題・問題の存在を把握し、類似の事例に関して過去や他地域における解決策の探求を通して、より広い合理的な見方を身につけること」をさし、「態度」とは「公共的課題・問題に関する学習や議論に参加し、課題解決策について主体的に判断し、実践結果を反省的に吟味すること」をさす。

この公共性の概念に照らして南小学校の位置する地域を捉えてみると、学校（ＰＴＡ組織）・子ども会・自治会・各種自治的活動組織などが有機的に関わり合い作用し合う中で「認識」としての公共性を育む基盤とはなりえるが、一方で伝統的・年功序列的な“雰囲気”は「態度」としての公共性を育む上で“足かせ”になる可能性も否めない。

上述のような環境下にある子どもたちに公共性を育むためには、「どのようなねらいの下に」「何を」「どのように」盛り込んだ授業を構想すればよいのかについて、小学校中学年社会科の「くらしをまもる－火事がおきたら－」の単元の授業モデルを具体的に作成し、論じていきたい。

2 授業の現状と課題

この単元は、現状では「火災から地域の人々の安全を守るための仕組みについて、消防署などの機関を見学したり調査したりすることを通して、人々の安全を守るための消防署などの働きとそこに従事する人々の工夫や努力を考えることができる」という目標のもとに展開されてきた。そこでは、消防署見学を中核的な体験学習の場とし「短時間で現場へ駆けつけることができる仕組みを、火災から暮らしを守る仕事の緊急性や関係諸機関相互の連携の必要性などに関わらせて考え」させたり「消防署職員の交代制勤務について「いつでもどこでも起こり得る火災の実態」と関わらせて考え」させたりすることがらに焦点

化されていることが多かった。もちろん、これまでの学習展開であっても、小学校中学年の児童に、消防署職員の勤務形態が一般と比べ特殊で過酷であろうとの認識をもたせることは可能であり、ある程度まではそれらの仕事に従事する人々に対する畏敬の念や感謝の気持ちを抱かせることは可能であろう。

しかしながら、消防署職員の活動を主たる学習材とするばかりでは、その仕組みの巧みさや工夫・努力に対して「そうは言っても（職員たちにとって）それは仕事なんだから（当然である）…」とか「“餅は餅屋”に任せて自分たちの出る幕ではない…」などといった、いわば他人（専門家）への依存体質から脱却させることは難しく「自分たちの地域は自分たちの手で守ろう！自分たちでも何かできることはないか？」などといった公共性に通じる表れまでは期待し難いと考えられる。

3 改善の視点

（１）本単元で育む公共性

本単元では「社会の形成者として公共をになう認識・態度」を育成することを明確化するために、従来の単元目標に加え「それら（火災から地域の人々の安全を守るための）の仕組みにおける課題や問題点を自らの課題として捉え、過去や他地域の事例を探究したり課題解決のための話し合いに主体的に参加したりすることを通して、よりよい解決策を考えることができる」こと、つまり、より公共性の育成に焦点化した目標を新たに追加（次項の「（２）単元の目標」の第２文「さらに～」以降が追加した部分にあたる）した。

（２）公共性を育む手だて

地域での消防・防火活動における公共的課題・問題の主たるものは、その担い手即ち消防団員の減少傾向と高齢化に見られる後継者不足である。南小学校の所在する地域でも、その問題は“待ったなし！”の状況であることから、本単元でもその点を公共的課題・問題として、それに関する子どもなりの見方・考え方を広げるため、これまでの地域の実情や全国的に見た傾向の学習を通して課題解決に向けて自分としてはどう対処していくかについて話し合う活動を通じて考えさせていきたい。また、単元の終末には学習内容を整理し自己の学びを振り返る（リフレクション）活動を計画し、目標のより確かな具現化を図りたい。

4 公共性を育てるための３学年社会科学習指導案

（１）単元名「くらしをまもる（火事がおきたら）」

（２）単元の目標

火災から地域の人々の安全を守るための仕組みについて、消防署などの機関を見学したり調査したりすることを通して、人々の安全を守るための消防署の働きとそこに従事している人々の工夫や努力を考えることができる。さらに、**それらの仕組みにおける課題や問題点を自らの課題として捉え、過去や他地域の事例を探究したり課題解決のための話し合いに主体的に参加したりすることを通して、よりよい解決策を考えることができる。**（※ゴシック体太字は、公共性の育成を意識して、新たに追加した目標）

(3) 単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断	表現・技能	知識・理解
①体験したことや資料を基に、火災が起きたときには、その対応に従事する人々がいることに気づき、その仕事について問題意識をもとうとする。(発言)	①短時間で現場へ駆けつけることができる仕組みを、火災から暮らしを守る仕事の緊急性や関係諸機関相互の連携の必要性などに関わらせて考えることができる。(発言・記述)	①グラフや表、イラスト資料などから、火災発生件数の推移や被害の状況、その処理や防止に当たる人々の活躍の様子を読み取ることができる。(観察・発言)	①消防自動車の仕組み、消防士の勤務時間の工夫、防火服の仕組みについてノートにまとめることができる。(記述)
②消防署見学に先立って、インタビューの項目を考えたり知りたいことがらをノートに書いたりする。(観察・記述)	②消防署職員の交代制勤務について“いつでもどこでも起こり得る火災の実態”と関わらせて考えることができる。(発言・記述)	②見学の意義を理解し、予め考えておいた項目を基にインタビューしたり、見つけたことや分かったことをメモしたりできる。(観察・発言・記述)	②火災から暮らしを守る消防署の仕事について説明できる。(発言)
③消防署見学のまとめにお礼の手紙を添えて送る。(記述)	③火災予防のために(近い将来も)どうすべきかについて、過去や他地域の事例探求を通し、自分の考えをまとめることができる。(記述)	③見学や調べて分かったことなどを基に、消防署での工夫や努力について話し合うことができる。(観察・発言)	③消防団の方のお話を基に、ボランティアとして地域の火災予防に携わる人々の活動の様子を知ることができる。(発言・観察)
④消防団の方のお話を基に、地域の消防活動の課題や問題をつかむ。(発言・観察)	④話し合い活動で出された友だちの考えや意見もふまえ、自分の考えを改めてまとめることができる。(記述)	④探求した結果を基に話し合い活動に参加する。(観察・発言)	④地域の消防団や消防署の変遷や現状を概略的に知ることができる。※過去へのアプローチとして(発言・記述)
⑤学習を振り返って、自分たちが住むまちを火災のないさらに住みやすい町にしていこうと考えようとする。(発言・記述)	⑤話し合い活動を通して、改めて自分の考えをノートにまとめることができる。(記述)	⑤話し合い活動を通して、改めて自分の考えをノートにまとめることができる。(記述)	⑤全国的に見た消防団や消防団員数の推移を概略的に知ることができる。※他地域へのアプローチとして(発言・記述)

(※ゴシック体太字は、公共性のより明確な“育ち”を看取るために追加した評価規準)

(4) 指導と評価の計画(全12時間扱い)

時	各時間の目標	評価規準	評価方法	学 習 活 動
1	消防の仕事に興味を抱き、単元の学習の見通しをもつ。	関・意・態①	発言	・体験したことや火災現場のイラストなど資料を基に、火災が起きたときに現場ではどんな人たちが働いているのか

				について話し合う。 ・上記の話し合い活動を基にイメージマップを描く。 ・資料を基に浜松市の消防活動の概略を知る。
2	地域の消防署を見学したり聞き取り調査をしたりする	表・技①	観察・発言	・消防署見学の準備をする。 (日程確認, 質問項目, 持ち物など)
3	ることを通して, それらの	関・意・態②	観察・記述	・消防署を見学する。
4	機関の働きやそれに携わっ	表・技②	観察・発言・記述	・見学して分かったこと, 調べて分かったことなどを, イラストや説明文, 写真などを使って分かりやすくまとめる。
5	ている人々の工夫や努力を知る。	知・理①	記述	・見学のまとめ(ノート)を基に, 友だちと交流活動をしたり, 見学先へお礼の手紙を書いたりする。
		思・判①	発言・記述	
		思・判②	発言・記述	
		表・技③	観察・発言	
		知・理②	発言	
		関・意・態③	記述	
6	地域の消防団員の方を取	関・意・態④	発言・観察	・地域の消防団員の方のお話を聞き, 地域の消防活動の苦労や問題点を知る。
7	材し, 地域の消防活動には	知・理④	発言・記述	・解決策を予想する。
8	どんな苦労や問題点がある	知・理⑤	発言・記述	・提示された浜松市の消防署や消防団活動に関する諸データから予想した解決策の実現性を考える。
9	のかをつかみ, それらに対	思・判③	記述	・提示された消防庁の消防団活動に関する諸データから予想した解決策の実現性を考える。
10	して, 自分たちはどのよう	表・技④	発言・観察	・上記の活動から, 自分なりの考えをまとめる。
11	に付き合い関わり合ってい	関・意・態⑤	発言・記述	・自分の考えを基に話し合い活動をする。
12	けばいいのかを考える。	思・判④	発言・記述	・本単元の学習を振り返り, 火災から暮らしを守るために自分たちはどうすべきかについて記述する。
		表・技⑤	記述	

(5) 各時の学習内容の概略 (※ゴシック体太字は「公共性に関わる活動」)

【1 時間目】

i) 火事についてのこれまでの学習経験や生活体験を話し合う。

ii) i) の話し合いを参考にしてイメージマップ(1)を書く。

授業前の子どもたちの概念がどの程度のものなのかについてつかむため。

* 中心にどんなことがら(語句)…火事だぁ!

iii) 「のびゆく浜松」の記述をもとに, 浜松市消防本部の活動の概略を知る。

* 掲示資料1「火事がおきたときのれんらく」「合ぺい前の浜松市の消ぼうしょや消ぼう団などの場所」及び配布資料「消ぼうしょの仕事」参照

【2 時間目～5 時間目】

- i) 区を管轄する浜松市南部消防署の**見学をする**。

事前に消防署で見たり聞いたりしたいことについて話し合い、見学のポイントを確認し合う。

- ii) 見学してきたことがらをもとにして消防署での工夫や努力について話し合う。

- iii) ここまでの学習活動を振り返り、再度イメージマップ(2)を書く。

【6時間目～7時間目】

- i) 1時間目のiiiでつかんだ概略をもう一度想起し、消火活動に駆けつけるのは消防署だけではなく消防団もそれにふくまれることに着目し、以下のような疑問を抱く。

*「消防団とは何か？」

*「消防士とどうちがうのか？」

*「消火活動をするのに、消防署員だけではだめなのか？」

- ii) 「或る消防団員が語る“ここだけのお話し(本音)”」

地域の消防団員の方を招き(訪ね)、「消防団員の仕事(火災発生時)の様子」「火災発生時以外の活動(訓練 or 防災活動)の様子」「消防団員になった理由やきっかけ」「消防団員として活動を振り返って、『つらいなあ・苦しいなあ・困ったなあ』などと思ったこと」「消防団員として活動を振り返って、『よかったあ』と思ったこと」「将来的にみて消防団の活動を引き継いでくれそうな人数の増減予測」などについて語ってもらう。

- iii) ii)についての質疑応答をしたあと、消防団員の方から子どもたちに、近い将来、ぜひ消防団に加入するよう呼びかけて(迫って)もらう。

- iv) ii)の呼びかけに対して、子どもたち自身は、どのような理由に基づきどう判断したのかについて**話し合う**。

*消防団員の存在は必要→でも自分はやりたくない!→じゃあ、どうするか?

◎家庭学習として、上記の呼びかけに対して、児童各自の保護者はどのような反応を示すか(その理由についても)インタビューする。

※以上が「人々の利害がぶつかる事例」提示の段階

【8時間目～10時間目】「どのように調整するか」の段階

「消防団員の存在は必要→でも自分はやりたくない!→じゃあ、どうするか?」

- i) 前時の段階で“自分の身にふりかかった”問題について、自分としてはどう解決していったらいいのかについて予想する。(個別課題として記述する。)

*消防署・消防士の数を増やす。消防団員の報酬を増やす。

- ii) i)で予想した解決策に対し、その実現に向けて何がどのように必要になってくるのかについて**調べたり考えたりする**。

・消防署の設置費用→消防署などに問い合わせる。

・消防士の初任給・平均賃金→資料(浜松市消防署HPなどから資料化)

*月額約18.6万円(大卒)～15.5万円(高卒)

・消防団員の報酬→資料(浜松市消防署HPなどから資料化)

*年額約2.1万円/月額約1,750円(団員)

+ 1回の出勤・訓練等で3,000円

iii) ii で調べた結果から、その実現性について子どもたちなりに考えさせる。

◎消防署設置費用・消防士給料・消防団員報酬のお金の“出所”は公的資金（税金）であることは、発達段階を考慮しつつ補助説明する。

※以上が「解決へのステップ」

「浜松市の消防団員数は、昔から変わらないのか？」

iv) 浜松市での消防団数・消防団員数の変遷を調べる。

→浜松市消防白書（沿革史）より統計資料化

*消防団の“もと”は約130年も前（明治時代のはじめ）からできていた！

*消防団員はその後、だんだんに増えて、約40年前に最高（1,613名）になったが、また減り始め、現在は再び少し増えて1,154名になっている。

*現在の消防団は40分団までである。

「浜松市の消防署数・消防署員数は、昔から変わらないのか？」

v) 浜松市での消防署数・消防署員数の変遷を調べる。

→浜松市消防白書（沿革史）より統計資料化

*消防署の“もと”は約80年前（大正14年）にできた。その時はポンプ車1台、部員7人しかいなかった。

*35年前に今の消防本部の建物ができた。この時の署員数は334人

*現在は1消防本部・4消防署・14派出所・署員数627人

※以上が「過去へのアプローチ」

vi) 消防庁のデータから消防団員数や年齢構成の推移を調べる。

*消防団員数は年々、減っている。

*女性団員の割合は増えている。

*平均年齢は上がっている（高齢化している）。

vii) 消防庁のデータから消防署数や消防署員数の推移を調べる。

*消防署数も消防署員数も増え続けている。

*女性署員の割合も増え続けている（最近15年で3倍！）

※以上が「他地域へのアプローチ」

「わたしたちは火災から暮らしを守るために、どうすればいいのか？」

viii) 上記の問題について、それまで学習してきたことをもとに自分の考えをまとめる。

*全国や浜松市の“流れ”から言って消防署数・署員数を増やすのが良いのでは？

*消防署・消防士の数を増やすといっても、すごく費用がかかる。

*しかしながら、今の職員数で十分なのか心配。

*やはり、消防団員の助けが必要になるのでは？

*消防団員の報酬はあまりにも安すぎる。これでは益々“なり手”がいない。

でも、報酬を増やすには、消防署・消防署職員を増やすのと同様、税金による負担が増える。

*団員の高齢化も心配。女性ががんばるべき。

※以上が「私（たち）の決断」

【11時間目】「調整してみよう」の段階

「わたしたちは火災から暮らしを守るために、本当はどうすればいいのか？」

i) 上記の問題について、それまで学習してきたことを振り返り**話し合う**。

＊まずは、日頃から火事を出さない努力が必要。初期消火の方法を自分たちも練習しておく。避難訓練をもっと真剣にやる。家族や地域の人たちにも呼びかける。

ii) i の話し合いをもとに、自分の考えを**自由記述する**。

※以上が「私たちの行動」

【12時間目】事後の活動

i) 授業後イメージマップ(3)…授業前に実施したものと同様の語句を中心に据えた用紙で実施し、同一児童の授業前のものと比較することによって、子どもたちの概念の広がりや深まりの程度を推察する。

(西尾 哲孝)

第2節 高学年の事例：単元「公害ゼロをめざして」

1 はじめに

(1) 「公害」の単元における授業の現状と課題

ア 授業の現状

- ・授業時間数の不足。

食料生産・工業生産単元の学習に時間数を使い、本単元の授業の時間数が少なく扱われがちである。

- ・知識重視の学習内容

公害の事例地（水俣市が多い）での取り組みを調べ、四大公害病や環境問題について自分たちができることを知ることに終始している傾向がある。

イ 課題

- ・子どもたちが自分の問題としてとらえられる教材の工夫。

他者の問題ではなく自分たちの現在や未来にかかわる問題であることを意識させる教材を工夫することで公共的な問題意識を育てていく。

- ・調べて考える力を育てる学習活動の工夫。

自分の身近な事例である公害への取り組みを調べ、公害・環境に対する問題意識をもたせる。その問題意識を他の事例（ここでは四大公害病）に生かして考えられるようにする。更に、日本の国土の学習であることをふまえ、日本全国の問題として考えるようにして公共性を育てていく。

(2) 単元の設定

アンケートの結果にもとづき、小学校5年の内容で公共性の育成を図るために適切と思われるモデル授業を指導要領の内容（4）の「国土」の学習で作成することにし、公害について扱う単元を設定することにした。

2 単元名 「公害ゼロをめざして」（5学年）

3 単元のねらい

(1) 単元の目標

環境を守ることの大切さに関心をもち、公害の被害や原因、環境改善へ向けての取り組みなどを具体的に調べ、公害から生活環境を守るために、人々の協力や努力が必要であることや自分たちにできることなどを考える。

(2) 評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断	技能・表現	知識・理解
・公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ	・公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さにつ	・公害と国民の健康や生活環境とのかわり	・公害から国民の健康や生活環境を守る

切さに関心をもち、意欲的に調べ、考えながら追究している。 ・国土の環境保全の重要性について関心を深め、国土に対する愛情をもって国土の環境保全に協力しようとする。	いて問題意識をもち、学習の見通しをもって追究、解決している。 ・国土の環境を守り、健康な生活を維持・向上させていくために、公害を防止することが大切であることを考え、適切に判断している。	を、地図その他の基礎的資料を活用して具体的に調べている。 ・調べた過程や結果を目的に応じた方法で表現している。	ことの大切さがわかっている。
---	---	--	----------------

(3) 育てたい子ども像

○身の回りの環境や産業によってもたらされた公害を理解し、人々の環境改善への取り組みがわかる。

○公害の具体的事例を調べ、人々の環境改善への取り組みを考える。

○身の回りの環境や公害に関心をもち、環境を守るために自分たちのできることをしようとする。

4 公共性について

(1) 本単元で育む公共性

本単元で取り上げる「公害」は、国、都や県、市、市民がさまざまな取り組みを行っているので、「公」と「公と私をつなぐ領域ないし働きである公共」の働きが扱うことができる。そのため、「公共性を育む」ことを検証するのに適切な単元であるといえる。

「公害」の問題を取り上げる中で、自分たちの生活が原因となる環境問題について気づかせ、そして、問題解決のために自分一人でなく「みんなとともに」努力したり、協力したりする態度を養うことをめざした。そのことが、社会の形成者として公共を担う認識・態度にあたると考えたからである。

そこで、公共的課題・問題の存在を把握し、類似の事例に関して過去や他地域における解決策の探求を通して、より広い合理的な見方を身につけるといふ本研究の仮説に基づき、横田基地の騒音公害問題の解決が可能であるか話し合いの根拠を、他の公害の事例（北九州市や水俣市）に求め、市民の働きが快適な暮らしの実現につながるということを見方を育てていくことにした。

(2) 公共性を育むための手立て

学習内容の工夫については、「公害・環境問題への取り組み」を公共的問題ととらえて、学習内容を構成する。具体的には、「工業等産業の発達に伴う公害のみではなく、自分たちを取りまく環境には、今までの公害とは違う様々な問題があり、それらは、自分たちの生活の中にも原因がある」ととらえさせる。

また、学習過程は第Ⅱ部第1章第2節で提示された仮説に基づいて、以下のようにした。まず、公共的課題・問題を把握させる段階では、公共的問題が子どもたちにとって身近な問題となるように、現在、東京都が提案している「横田基地の民間利用に賛成か？」と問いかけて学習をスタートさせる。解決事例の参照としては、過去へのアプロ

一チ（横田基地の騒音に対してのこれまでの取り組み）、他地域へのアプローチ（水俣病・大気汚染）を取り上げ、横田基地の騒音問題について考えを深め、また、公や公共の働きに目を向けさせたい。

I	公共的課題・問題の把握
II	解決（調整）方法の吟味
	（１）解決への見通し
	（２）解決事例の参照
	①過去（時間的アプローチ） ②他地域（空間的アプローチ）
	（３）解決策の提案
III	解決（調整）の実践
	（１）行動 （２）反省

学習活動の工夫として、話し合い活動を取り入れることにする。話し合いのためには、自分の考えの根拠となる事実を調べたり、異なる意見に耳を傾けたりすることが必要となろう。これらの学習活動によって公共性と共に「調べる力・考える力」をつけていきたい。

5 学習指導計画 （6時間扱い）

時	学習過程	学習活動	評価
1	I 公共的問題の把握	「横田基地の民間利用に賛成？反対？」 横田基地の民間利用問題を知り、騒音公害に問題意識をもつ。	認識 学習への参加
2	II 解決方法の吟味 （１）解決の見通し	「騒音公害をなくすための取り組みを知ろう。」 横田基地の騒音公害を解決するための取り組みを知る。 （国の取り組み、都の取り組み、市の取り組み、住民の取り組み、アメリカの取り組み）	認識
3	（２）解決事例の参照 ①過去（時間的アプローチ）	「横田基地の騒音をなくすための取り組みについて考えてみよう。」 横田基地の騒音問題を解決するために、国や都や市、住民がアメリカに対して働きかけていることやその成果について調べる。	認識
4	②他地域（空間的アプローチ）	「公害をなくすための取り組みを調べよう。」 北九州市や水俣市の公害の実態や解決への取り組み（市民・市・県・国）を調べ、横田基地の問題と関連して考える。	認識 課題解決の判断
5	（３）解決策の提案	「みんなの意見をまとめよう。」 テーマ１：横田基地の民間利用に賛成？ テーマ２：公害は０になる？ 横田基地の民間利用についての意見交流をする。 公害は０になるのか、どのような取り組みによって公害	学習への参加

		が減ったのかを考える。	
6	Ⅲ 解決の実践	「公害0をめざして！みんなにもできること。」 自分たちの生活が原因となる環境問題もあることを知り、 解決のために自分たちができることをまとめる。	認識 実践の反省

6 学習計画の概略（公共性の評価にかかわる1時間目と5時間目を示す。）

（1）第1時間目

ねらい	学習活動	留意点
横田基地の概要を知る。	①横田基地の友好祭の写真から、自分の生活と横田基地のかかわりをふりかえる。 ＜予想される反応＞ ・英語の先生が基地に住んでいるのでハロウィンやクリスマスの招待される。 ・0才の時、住んでいた。 ・お父さんが仕事で野菜を届けていた。 ・隣の家の方は基地に勤めている。 ・基地の中の小学校に連れて行ってもらったことがある。	・資料 横田基地の友好祭の写真
横田基地の民間利用の問題について知る。	②横田基地はアメリカの基地であること、横田基地の歴史、民間利用の話題を知る。	・資料 東京都の地図（羽田空港の位置の確認）
「横田基地を民間でも利用したい」福生市民として賛成？反対？		
横田基地の民間利用について自分の考えをもつ。	③横田基地の民間利用について自分の考えをノートに書き、発表する。 ＜予想される反応＞ （賛成） ・便利になる。 ・福生が栄える。 ・福生市の仕事が増える。 ・アメリカといい関係になれる。 ・旅行が楽になる。 （反対） ・騒音がうるさい。 ・人が多くなり、マンションなどができ、自然が減る。 ・国道16号線が余計に混む。	・賛成か反対かの理由を明らかにしてノートに書く。 ・賛成とも反対とも言えない人は、両方の考えを書くようにアドバイスする。 ○自分の生活とのかかわりから横田基地の民間利用の問題について考えることができる。

意見交流をして、考えを確かなものにしたり、広げたりする。	④お互いの意見について意見交流をする。 ＜予想される反応＞ ・騒音は今でもあるから変わらないと思う。 ・飛行機の数が増えたら騒音は増えると思う。 ・便利になるのだから騒音は我慢したらいい。 ・騒音に慣れれば気にならない。 ⑤意見交流をして、もう一度横田基地の民間利用に賛成か反対か意思表示をする。 ⑥「騒音」が公害であることを知り、公害を0にすることはできるのかを考える。 ⑦学習問題をつくる。	・③で出された意見に対して質問や反対意見を出し合う。 ・「便利」と「騒音」を対立のキーワードにする。 ○話し合いでの意見交流をもとに、自分の考えをもつことができたか。（「便利」「騒音」をキーワードに、自分の考えをもつことができたか、で初期の段階の公共性を評価する。）
公害をなくすために、どのようなことをしたらいいでしょうか？		

評価：身の回りの環境や公害に関心をもつことができる。

（２）第５時間目

ねらい	学習活動	留意点・評価
横田基地の民間利用について意見交流をし、考えを広げる。 小グループで意見交流を行い、互いの意	①前時に書いた自分の意見を確認する。 みんなの意見をまとめよう！ 横田基地の民間利用に賛成？ 公害は0になる？	・自分の考えを前時に書いておく。
	②横田基地の民間利用について賛成か反対か、自分の意見を班で発表し、クラスで意見交流を行なう。 ・騒音を減らすための努力をしているのだから、民間利用に賛成。 ・国や都や市も対策をとってくれているから騒音のことは気にしなくていい。 ・みんなに便利なのだから、騒音は仕方がない。	・班での意見交流の司会の仕方をアドバイスし、活発に話し合いが行なわれるようにする。 ・資料 福生市民の意識調査 ・黒板に賛成か反対かネームプレートを貼り、各自の意見や全体の動向が見てわか

見を認め合う。	・住民で騒音に迷惑している人がいるのだから反対。 ・騒音は少しでも減らして欲しい。	るように する。 ・福生市民のアンケートをもとに、自分たちの考えをもう一度考え直す。 ・「便利」「騒音」のキーワードに、「国の取り組み」「都の取り組み」「市の取り組み」「住民の取り組み」を加え、公共的問題について考え直す。
前時までに学習した事例（他地域の事例や過去へのアプローチ）を生かして自分の考えをもつ。	③公害は0になるか？クラスで意見交流を行なう。 ④公害の問題についての自分の考えをワークシートに書く。 ・公害は（ ）と思います。 なぜなら～。	・資料 北九州市の大気汚染の写真 ・1時間目の自分の考えと比較する。

評価：身の回りの環境や産業によってもたらされた公害を理解し、人々の環境改善への取り組みについて、自分の考えをもつことができる。

7 公共性の評価の手立て

（1）認識の評価

「公害に対する初めの理解」「横田基地の騒音についての自分の考え」「横田基地の騒音についての学習後の考え」「公害に対する学習後の考え」など数回の見方を分析し、評価する。

（2）態度の評価

- ①学習への参加について、話し合いでの挙手や発言、ノートの記録などの量（内容や態度）から評価する。
- ②課題解決の判断は、発言やノートの記述が、公共的問題の解決にせまるものであるか、質的に判断し、評価する。
- ③実践の反省は、環境問題を解決するために自分ができる取り組みを実践し、その反省や成果を踏まえて、もう一度自分の考えをもっているかを評価する。

市では、3年毎に市民の定住意識や生活環境に対する評価、市政の各分野についての意向などを把握し、今後の行政施策の参考に資するため世論調査を行っている。なお、本年平成12年度に行われた調査結果を中心に基地に關する主な項目について整理してみた。

調査地域：福生市全域
対象者：市内在住の満20歳以上の個人 1,000人

抽出方法：層化二段無作為抽出法
調査方法：調査員による個別面接法

次に、横田基地について伺います。この中で、日ごろあなたが考えていることに、最も近いものを一つだけあげてください。



横田基地についての考えを聞いたところ、「あってもやむを得ないが、騒音対策や生活環境整備に力を入れるべきだ」という意見が57%で6割近くを占めている。

ないで、「国政上の問題であり、ありてもやむを得ない」という回答が14%であり、これら2つと積極的肯定論である「国の防衛政策上のための施設であり、あって当然である」の5%の回答を合計すると76%になり、基地の存在を肯定あるいは容認しているという調査結果となった。

一方、否定的意見としては、「市の発展に影響しているのではない方がいい」の11%と「必要は施
設だと思うが、福生市にあるのは困る」の2%であり、合計で13%であった。

事系列で比較すると、「あってもやむを得ないが、騒音対策や生活環境整備に力を入れるべきだ」が昭和63年度以降、常に50%以上の回答がある。

このことは、調査の最後に質問している施策（25施策）の要望で、市政に力を入れてほしいものとして、上記に示されているとおり「騒音などの公害対策」（29%）が2位に上げられていることからわかる。必ずしも騒音が航空機騒音だけではなく騒音のみならず国の施策の一層の充実を希望していることの現われであると思われる。

(2) 児童の意識調査 ～横田基地や公害についてのアンケート～

1. 「横田基地」について知っていること (複数回答)
 - ・アメリカの基地 (21)
 - ・アメリカ人が住んでいる (13)
 - ・飛行機 (8)
 - ・隣の家の人がアメリカ人
 - ・アメリカが戦争で勝ったから基地を作った
 - ・戦争に負けてとられた土地
 - ・住所はカリフォルニア州
2. 横田基地があつてよかったと思うこと (複数回答)
 - ・花火 (23)
 - ・カーニバル (9)
 - ・ない (7)
 - ・クーラー
 - ・飛行機を見る
 - ・ハロウィン
 - ・5時のチャイム
 - ・安い
 - ・外国人の友だち
 - ・英語がしゃべれておもしろい
3. 横田基地があつてよくないと思うこと (複数回答)
 - ・飛行機 (17)
 - ・ない (6)
 - ・うるさい (5)
 - ・訓練のサイレン (4)
 - ・明るいので星が見えない (2)
 - ・市の面積が使われている
 - ・公害
 - ・周りが英語で困る
 - ・アメリカ人が家に来る
 - ・9時に大きな音がする
4. 飛行機の音は気になることがあるか
 - ・テレビの時 (13)
 - ・ある (12)
 - ・よくある (5)
 - ・CDを聞いている時
 - ・家の上を飛んでいる時
 - ・授業中
 - ・ゲーム中
 - ・お風呂に入っている時
 - ・がまんできるけどうるさい
 - ・慣れた
 - ・ない
5. うるさい音はどんな音 (複数回答)
 - ・飛行機 (25)
 - ・隣の教室 (6)
 - ・犬がほえる (2)
 - ・バイク
 - ・車の音楽
 - ・電車のとまる音
 - ・ギューン
 - ・ゴー
 - ・サイレン
 - ・花火
 - ・響く音
 - ・悲鳴
 - ・なし
6. 公害という言葉を知っているか
 - ・知らない (21)
 - ・聞いたことはあるが知らない (11)
 - ・知っている (3)
 - ・かなり知っている (1)
7. 公害にはどんなものがあるか (複数回答)
 - ・自然におきるのはなく人などが起こす害 (2)
 - ・港や空港, 工場などからでるもの
 - ・温暖化
 - ・石油
8. 社会科で好きな学習 (複数回答)
 - ・友だちと調べる (19)
 - ・ノートにまとめる (8)
 - ・一人で調べる (5)
 - ・調べる (4)
 - ・まとめる (4)
 - ・書く (4)
 - ・新聞をつくる (3)
 - ・絵で表現する (3)
 - ・新聞をはる (3)
 - ・都道府県や県庁所在地
 - ・地理
 - ・発表する
 - ・覚える
 - ・農業

アンケートの結果から、生徒は飛行機の音を日常生活の中で聞き流しているように思えていたが、実際には気にしている子が多くいることが分かった。基地に対しては、花火やカーニバルなどを通していい印象を抱いているようである。

社会科の授業については、調べたりまとめたりする活動が好きな生徒が多いことが読み取れる。これからは、意見の交流によって考えが深まったり広がったりする楽しさも感じさせていきたい。

(草刈 あずさ)

第3章 中学校社会科の教材・評価モデル

第1節 公民的分野の事例①：単元「地方の政治と自治」

1 はじめに

日本社会科教育学会の平成15年の全国研究大会では、社会科教育と公共性の関係がシンポジウムで取り上げられた。公共性育成の議論の活発化をうけてのことであるが、このシンポジウムについては日本社会科教育学会編『社会科教育研究』第92号にまとめられている。そこでは、山口幸男が「公共民」という概念を提唱し、池野範男は社会形成を重んじる立場から授業の中で創造する公共性に着目している。また、工藤文三は組織ごとの公共性の違いを分析し、井門正美はシステム論的な「私・共・公」の区分から社会階層による公共性の内容を明確にしている。さらに内山隆は「公共圏」の概念を地域教材と子どもたちとの出会いに求め、江口勇治は「法教育」と公共性の関係を論じている。他に林量叔の教育政策の中に見る公共性の議論や、大谷いづみの生命倫理と公共性との関係の議論、佐藤公のサイバースペースと公共性との関係の議論が同誌で展開されており、さらに桑原敏典は学術誌に掲載された社会科教育の開発単元を分類整理し、公共性の概念の明確化を図ろうとしている。こうして見ると、社会科教育における公共性の育成については、概念形成においても授業づくりにおいても一定の到達点を見たと言える。また、その到達点は吉村功太郎が自律的な市民社会の基盤、つまり公共性の基盤として私法の実在を示し、単元づくりの試案を提示した中にも見ることができる（社会系教科教育学会「市民性の育成をめざす社会科授業の開発－公共性を視点にして－」『社会系教科教育学研究』第17号、2005年）。

ではもはや公共性育成のための教材等の開発は必要ではないか。否である。なぜならこれらの研究は学習者に公共性の概念の認識を迫るが、一歩進んで態度化・行動化の保障が不十分だからである。筆者がもっとも注目する池野の「社会形成」の概念でさえ、授業レベルでの具現化はなされていない。公共性には正当性のある社会的行為や政策に従うという側面もあるが、社会集団における行為者同士が正当な手続きによって新たな社会を形成していくという側面もある。だから学習者に社会参加を保障する授業構成が必要となるのである。

公共性の概念を「みんなと生きるための参加と責任」ととらえると、児童・生徒が何らかの社会参加をし、それを通して市民としての責任を果たすということが公共性の態度化・行動化といえる。つまり最も積極的な公共性の育成は、社会参加によって社会形成していくことにもつながるともいえる。

社会参加のあり方には段階があろう。教室での議論への参加が初期段階なら、実際の社会活動への直接的参加が最終段階となる。そこで授業づくりの過程において様々な段階の参加を設定する。しかし中学生の社会参加を通じた責任の自覚については、未成年という制約がある。授業後の評価とも関係する問題だが、学習者の発言や記述の中から、社会的な責任を果たそうとする自覚の萌芽が読み取れば良しとすべきであろう。

以下の構成は次のようにする。次章では、中学校社会科公民的分野で公共性を育成する意味を中学生という発達段階に照らして検討する。次に、教材づくりも含めた授業づくりの枠組みを提示する。続いてモデルとなる教材づくり・授業づくりを、公共性が身についたか否かの評価手法も含めて提示する。

2 中学校社会科公民的分野で公共性を育成する意味

中学校社会科公民的分野で学習者の公共性を育成する意味を挙げると次の3点となる。

- ① 公民的分野は中学校3学年次で学習する。従って義務教育の最終段階での公共性の育成という意味が出てくる。
- ② 公民的分野の学習は、地理・歴史的分野の学習を土台として構成されている。また小学校社会科の学習内容もすべて含みこんでいる。従って総合的な社会科においての公共性の育成という意味が出てくる。
- ③ 中学校3学年には15歳という発達段階からして、学校社会を超えた実社会との関わりの深まり、換言すれば社会形成の萌芽が期待できる。公民的分野の授業を通して育成する公共性が、実社会との様々な関わりを通して発揮されることを期待する意味がある。

社会科公民的分野の学習を通して、中学生に公共性が身についたかどうか判断することは難しいことが予想される。後述するような評価方法で公共性獲得の有無を判断せざるを得ない。その評価の際に、上記の①から③の意味を常に念頭に置きたい。実態として少数ではあるが、義務教育修了後に実社会に飛び出す生徒もいる。公共性の育成にとって、公民的分野の学習は最後の砦の意味もある。

3 授業づくりの枠組み

第Ⅱ部・第1章・第2節の表1では、児童・生徒の公共性を育む学習過程が仮説として示されている。そこで、ここではその仮説に則って、より実践的な単元づくりの枠組みを考案し、以下に示す。

過 程	学習者に身につく資質・能力
単元の導入部	・公共性に関係したどのような問題がおこっているか、把握することができる。
単元の展開部	・その問題について解決のための見通し（ステップ）を持つことができる。 ・その問題に関係した過去の事例へのアプローチをすることで、解決のための具体的方策を考えることができる。 ・その問題に関係した他地域の事例へのアプローチをすることで解決のための具体的方策を考えることができる。 ・その問題を解決するために決断をし、解決策を提案することができる。
単元のまとめ	・その問題を解決するために、自分のできる範囲で具体的な行動をとることができる。 ・問題解決のための具体的行動を通して、自分たちの社会に対する行動を反省し、責任を果たす見通しを持つことができ、社会形成に参画することができる。

「地方の政治と自治」の単元モデルの導入部では、生徒が把握すべき問題を地球環境問題とする。その中でもとりわけ地球温暖化を問題とする。周知の通りこれは主に二酸化炭素の過剰排出による温室効果で、地球のあちこちで異常気象が生じている問題である。地方自治と地球環境問題とは一見何の関係もないように思われるが、地球環境問題を解決するために地方自治体レベルで何ができるのかという発想に立てば密接な関わりが出てくる。また、中学生に社会への参加と、それに伴う責任の自覚を身につけさせるには、参加の対象が身近なものほどリアルになる。その意味でも、地方自治は適切といえる。

地球温暖化問題の解決のための市民行動計画を策定している地方自治体は1つや2つではない。そうした地方自治体は、「(地球市民として) みんなと生きる」ために市民行動計画を策定し、市民自身による社会形成を促しているのである。つまり公共性の概念に則った行動である。問題を把握することが、この単元の第一歩となる。あとは仮説に則った上記の枠組みに従って授業は進行する。

また、評価については、事前・事後にアンケートを実施しようと考えている。アンケートの形式や項目は後述するが、スケールという評定尺度法と自由記述を組み合わせで評価するつもりである。

4 授業モデルの作成

(1) 単元名 地方の政治と自治 (全6時間)

(2) 単元について

「地方の政治と自治」の単元づくりをする時、いつも「地方自治は民主主義の学校」という箴言を思い出す。そして必ず意識するのが、中学生に地方自治への参加の機会を保障する単元づくりをめざすということである。民主主義を学ぶ場として地方自治をとらえるならば、未だ実社会には出ていない中学生であっても、間接的にあるいは可能ならば直接的に地方自治に参加する機会を与えるべきである。参加できて初めて学べるものも多々あり、「地域社会形成」のチャンスも生じる。そのため、本単元の中盤から後半にかけて、「地方自治への参加」を意図した教材づくり、授業づくりをおこなう。そして「参加に伴う責任の自覚」を促し、公共性の獲得をめざす支援をおこなう。

まず、導入部では地方公共団体(地方自治体)のしくみと役割をとらえさせる。その中でも、特に条例に着目させる。なぜなら条例には、その地方が抱える課題が色濃く反映しているからである。条例について深く追究させることで、その地方で「何が問題になっているのか」を生徒が把握する契機になる。具体的には、千葉県市川市で近年策定された「市川市環境基本条例」と「市川市市民マナー条例」を追究対象とする。これらの条例が策定された背景には「みんなと生きる」という公共性の概念があるからである。

展開部では、「市川市環境基本条例」に従って組織された「市川市環境市民会議」が、「市川市環境基本計画」の策定にどのように関わったかについて追究させる。この追究は、過去の事例へのアプローチに相当する。「市川市環境市民会議」とは、市長による市民公募に応募した15人から構成されたまったくのボランティア組織であり、「地域社会形成」のための有志たちから成る。そのメンバーの顔ぶれを見てみると、環境NPOに属する者が少なくない。つまり「市川市民としてみんなと生きるために環境基本計画づくりに立ち

上がった人々」と言え、追究対象としての的確であると言える。

「市民会議」が地球温暖化防止のために提案した行動は、「環境家計簿・マイバッグ運動」である。「市民会議」は、全国の地方自治体の地球温暖化防止活動を参考にしており、それを学習者が学ぶことによって、他地域の事例にアプローチしたことになる。

「市民会議」の提案書を通して、地球温暖化防止に関して市民レベルでできることを検討し、中学生が考え、決断した解決策を提示するのが展開部の最後となる。その解決策として、「マイバッグ運動条例」新設を試みる。市川市民に「マイバッグ運動」を奨励し、共に「地域社会形成」することについて考えさせるためである。

ちなみに、なぜ「マイバッグ運動」が地球温暖化防止につながるのか。下の枠内に簡単に示したい。

〔マイバッグ運動と地球温暖化防止〕

マイバッグ持参で買い物をする→レジ袋をもらわない→ごみの減少→焼却の減少
地球温暖化防止←CO₂排出の抑制←

また、この条例に罰則をつけ、マイバッグを持参しない買い物客への金銭的な罰則を課すかどうかについてディベートさせ、その可否を争わせる。マイバッグは公共性にかなうものだから持参は当然で、守れない者にはペナルティを与えるべきだという「条例」の主張を論題とし本音で討論させたい。

この際、本音の討論を引き出すために、すでに「マイバッグ運動」に取り組んでいる「エコ隊」を授業に登場させる。「エコ隊」とは何か、ここで簡単に説明する。

〔市川市立大洲中学校「エコ隊」の活動〕

平成8年 市川市立第八中学校にて「エコ・ECO・八中・探検隊」（通称「エコ隊」）を立ち上げる。

環境庁（後の環境省）後援「こどもエコクラブ」に登録。

環境にやさしい活動を推進している企業・商店等の探検が活動の中心。

平成11年 市川市立大洲中学校にて再度「エコ隊」を立ち上げる。

平成13年 企業等探検の他、「環境家計簿・マイバッグ運動」に取り組む。

平成17年 「エコ隊」活動10年目。累積隊員数689名。

平成17年度は学年生徒の3割に当たる71名（2年生36名、3年生35名）が「エコ隊員」として活動している。探検のための質問づくりも、「環境家計簿・マイバッグ運動」の学習会等も、週2時間設定の「選択社会科」の時間でおこなっている。2、3年生の各クラスには、最低6人から最高14人の「エコ隊員」がいるので、「マイバッグ運動」に関する報告はどのクラスでも可能である。この報告内容をも根拠の1つとしてディベートに取り組ませる。

単元のまとめでは、「市川市市民マナー条例」というもう1つの条例について検討し、地球温暖化の解決のための「マイバッグ運動条例」との比較検討をおこなわせる。実は「市民マナー条例」には、違反者に過料という罰金に似たペナルティを課することが明記されて

いる。事実、すでに駅前で歩きタバコをしていた人々に過料2000円を課するという運用がおこなわれている。だから今度は、買い物をしに来た客がマイバッグを持参しなかったら、2000円はともかく幾ばくかの過料（？）を課すべきだと提案するのである。「マナー」と「マイバッグ」は本質的に違うから、持参しなければ過料というのは行き過ぎじゃないかという議論もあるだろうし、いや、そうでもしないとレジ袋がごみに化けるのがいっこうに減らないから、過料をちらつかせて持参を強制するのもやむなしという議論も出よう。要するに展開部でいったん決着したかに見えるマイバッグ論争に再び火をつけ、前回の結論めいたものは本当にそれで良いのかと揺さぶりをかけ、より良い「社会形成」へとつなげたい。公共性とはこのようなものだ、マイバッグの運用については自分はこう思うんだ、これがみんなと生きるための自分自身の参加のしかたなんだと再度意思決定させるために「マナー条例」との比較検討をさせるのである。

単元のまとめでは最後に一般化もおこなう。「みんなと生きるための参加と責任」に合致するような全国の自治体の事例に、条例を中心に肉迫させてみる。そこにはNPOを中心としたまちづくりの事例がたくさん出てくるであろう。公共性の概念について視野を広げさせるためにも、一般化はぜひ必要である。

(3) 単元の見どころ

- ① 地方公共団体（地方自治体）のしくみと役割を理解させる。（知識・理解）
- ② 地方自治を実現させるために条例が制定されることから、条例の中に地方自治の課題があることを理解させまとめさせる。（資料活用の技能・表現）
- ③ 「市川市環境基本条例」に基づいて組織された「市川市環境市民会議」が、「市川市環境基本計画」の策定に果たした役割について理解させる。また特に第Ⅲ期「市川市環境市民会議」の報告書に基づいて、「環境家計簿・マイバッグ運動」の市民への普及が本格的に始まったことを理解させまとめさせる。（資料活用の技能・表現）
- ④ 仮称「マイバッグ運動条例」の制定について、特にその罰則の是非について議論させ、公共性とは何かについて考えさせる。（思考・判断）
- ⑤ 「市川市市民マナー条例」と仮称「マイバッグ運動条例」について比較検討させ、改めて公共性とは何かについて考えさせ、市民として自分がどうすべきか意思決定させる。（関心・意欲・態度）
- ⑥ 全国のまちづくりの事例から条例の果たす効果について考えさせ、特にまちづくりとNPOの関係について考えさせる。（思考・判断）

(4) 単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断	表現・技能	知識・理解
① 地方自治体特有の条例の存在に気づき、他地域とは異なる特徴に関心を持つことができる。	① 地方自治体特有の条例の成立過程について理解し、その中に潜む自治体の課題について考えを深める	① 条例の本文を読み込むことができ、そこからわかる事実を箇条書きにまとめることができる。	① 地方自治体には、特有の課題を解決するための条例が設けられていることを理解すること

② 条例に沿って結成された「環境市民会議」の存在に共感し、会議の成果をつかもうとする意欲を持つことができる。	② 「環境市民会議」に結集した市民の願いを理解し、提言として出されたマイバッグ運動等の効果等について考えることができる。	② 「環境市民会議」が実践した「マイバッグ運動」のデータを分析し、自分の言葉で発表することができる。	② 「環境市民会議」が市長公募による純粋なボランティア組織であり、夢を実現するために市民が自らの意思で結集していることを理解することができる。
③ 仮称「マイバッグ運動条例」に関心を持ち、その罰則の是非の検討に意欲的に参加し、運動への参加も含めた活動への意思決定をすることができる。	③ 「マイバッグ運動条例」の実効性や合理性について考え、既存の条例と比較することで、条例と公共性との関係性について、考えを深めることができる。	③ 「マイバッグ運動条例」の是非についてのディベートで積極的に発言することができる。	③ 「マイバッグ運動条例」等の条例には、成立するまでに複雑な手続きが必要であり、その手続きが公共性の獲得に通じる道であることを理解することができる。
		④ ディベートのふりかえりを通して自分の意思を明確にし、評価問題の自由感想欄にまとめることができる。	

(5) 単元の指導計画

第1時 地方自治体のしくみと役割

第2時 条例の中に見る地方自治体の課題（公共性にかかわる問題発見）

第3時 条例に基づく「環境市民会議」の役割と公共性

第4時 仮称「マイバッグ運動条例」の是非と公共性

第5時 仮称「マイバッグ運動条例」と「市川市市民マナー条例」の比較と公共性

第6時 まちづくりにおけるNPOの役割と公共性

(6) 授業モデル

学習者である中学校3年生の公共性獲得に資する授業として特に重要なのは、第3時・第4時・第5時なので、ここでは3時間分の展開例をモデルとして示す。

ア 第3時「条例に基づく『環境市民会議』の役割と公共性」の指導

① 本時の目標 第Ⅲ期「市川市環境市民会議」の設立目的および審議経過を追究し、市民レベルの地球温暖化防止活動推進に至る行動計画策定の趣旨を理解する。そしてその中に潜む公共性の概念を理解する。

② 本時の展開（評価欄にある●は、公共性に対する認識・思考・行動の評価を示す）

学習内容	学習活動	指導上の留意点と評価
○NPOとは何か	○教科書・資料集を中心にNPOの意味と実例を知る。	○特定非営利活動促進法等、触れるべき法規もあるが、ここでは深入りせず、NPOの意味と実例を押さえるにとどめる。

○まちづくりの主体 ○現在、市川市で展開されている「環境家計簿・マイバッグ運動」 ○第Ⅲ期「市川市環境市民会議」報告書に結実した、第Ⅰ・第Ⅱ期の設立経過、設立目的および提言内容 ○市川市の「マイバッグ運動」に影響を与えた東金市の「エコバッグ運動」	○教科書・資料集の実例の中から行政とNPOが主体になってまちづくりを進めている事実を知る。 ○市川市版「環境家計簿」の中身を知り、その実践によってCO₂の排出が抑制され、結果として地球温暖化防止につながることを理解する。 ○市川市で「マイバッグ運動」が展開されていることを知り、レジ袋の減量化によってごみの焼却が減り、やはりCO₂排出削減につながっていることを理解する。 ○別紙資料1に基いて、「環境家計簿・マイバッグ運動」の普及の端緒が、第Ⅲ期「市川市環境市民会議」の市当局への報告書にあることを理解する。 ○別紙資料2に基いて、第Ⅰ期および第Ⅱ期「市川市環境市民会議」の設立経過、設立目的および提言内容の概略を知る。そして、第Ⅱ期までの活動が、第Ⅲ期の「環境家計簿・マイバッグ運動」の推進に結実したという一連の過程を理解する。 ○別紙資料3に基いて、千葉県東金市の「エコバッグ運動」について概要を知る。	○全国的な実例と千葉県市川市の実例を取り上げる。後者は次の展開につながるように市川市で環境問題改善活動に携わってきたNPOを取り上げる。 ○「環境家計簿」に記載されている「エコライフ20」の内容を簡単に紹介する。例えばエアコンの温度設定がなぜCO₂の削減につながるのか、メカニズムを理解させる。 ○「マイバッグ運動」が徐々に広がりつつあることをデータで紹介する。そしてレジ袋を減らすことが温暖化対策につながるの、地域の活動が地球環境改善に効果があることを確認させる。 ○「環境家計簿・マイバッグ運動」が行政の押し付けではなく、「市民会議」の発想に基く点を確認させる。そして、「市民会議」の報告書の検討から、会議に結集した市民の動機を理解させる。 ●「市民会議」議員が、「みんなと生きるための参加と責任」を考えつつ活動したことを理解することができたか。 ○第Ⅰ期が4グループに分かれて「市川市環境基本計画」策定に具体的に関わった点、また第Ⅱ期が「地域でできる地球温暖化防止活動」に議論の焦点を絞り、活動を8つにしばったこと、そして第Ⅲ期が活動内容をさらに2つに焦点化したことを、順を追って理解させる。 ●「環境市民会議」が更新される度に活動が具体化、焦点化してきたのは、市民全体が「みんなと生きるための参加と責任」を果たすことができるための配慮だと考えることができたか。 ○東金市は市費で全戸にエコバッグを配布し、買い物袋の持参を奨励した。それに対し市川市は市民が自前のマイバッグを持参することを呼びかけた。この違いを考えさせたい。 ●東金市と市川市は両市とも「市民の参加と責任」を呼びかけたが、
---	---	---

○「市川市環境市民会議」に見る市民参加のあり方・市民の責任	○「市川市環境市民会議」の提言が市民に何を求め、市民がそれにどう応えたかをまとめて考える。	手法の違いは何を意味するのか考えることができたか。 ○特に「市民会議」に対する市民の反応に着目させる。その上で自分の問題として次時で考えさせる点を予告する。 ●「環境家計簿・マイバッグ運動」は徐々に広がりを見せているが、市川市内全域にくまなく広がっているわけではない。どうしてなのか、あるいは自分自身や家族はどうか考えることができたか。
--------------------------------------	--	---

③資料（教材）

別紙資料１のア 第Ⅲ期「市川市環境市民会議」の設立経過・設立目的（概要）

2001年 8 月	「広報いちかわ」に第Ⅲ期「市川市環境市民会議」議員募集記事掲載 「環境家計簿・マイバッグ運動」の推進が目的
2001年 9 月	応募者37名から15名決定
2001年10月	第1回全体会議 翌年3月まで全体会議5回 グループ別会議68回
2002年 4 月	市川市長宛に報告書答申

別紙資料１のイ 第Ⅲ期「市川市環境市民会議」の議員構成

全15名の年齢構成・男女比・職業等は次の通り	
年齢構成	20代 1人 30代 3人 40代 7人 50代 4人
男女比	男性 6人 女性 9人
職業	主婦 5人 会社員 4人 自営業 3人 公務員 2人 学生 1人
NPO関係者	9人

別紙資料１のウ 第Ⅲ期「市川市環境市民会議」の提言内容（概要）

「市川市における環境家計簿の普及とマイバッグ運動の推進の方策に係る報告書」 環境家計簿普及の方策 ・自治会等の団体に試行配布 ・地元ラジオ局，テレビ局を通じた啓発 ・簡易版作成および市内小中学校に配布 ・環境家計簿普及指導員の委嘱 マイバッグ運動推進の方策 ・マイバッグ啓発パンフを市内全戸に配布 ・モデル店舗の委嘱 ・「広報いちかわ」を通じた啓発 ・市内大手スーパーにて呼びかけ ・子どもエコクラブによるポスター作成	
---	--

別紙資料 2 のア 第Ⅰ期「市川市環境市民会議」の設立経過・設立目的（概要）

1998年11月 「広報いちかわ」に第Ⅰ期「市川市環境市民会議」議員募集記事掲載
市民版「市川市環境基本計画」策定が目的
1999年 2 月 応募者70名から15名決定
1999年 3 月 第1回全体会議 以下8月まで全体会議5回 グループ別会議89回
1999年 9 月 市川市長宛に答申

別紙資料 2 のイ 第Ⅰ期「市川市環境市民会議」の提言内容（概要）

市民版「市川市環境基本計画」
循環グループ ごみ焼却型市政の批判 5分別から13分別への転換を
自然共生グループ 地形・植生に合ったまちづくりの推進を
地球環境グループ 特に地球温暖化対策で市民生活内での具現化を
参加グループ 市および市民会議の共催で様々な環境関連行事を

別紙資料 2 のウ 第Ⅱ期「市川市環境市民会議」の設立経過・設立目的（概要）

2000年 7 月 「広報いちかわ」に第Ⅱ期「市川市環境市民会議」議員募集記事掲載
「地球温暖化防止のための市民行動計画書」策定が目的
2000年 9 月 応募者56名から15名決定
2000年 9 月 第1回全体会議 翌年2月まで全体会議5回 グループ別会議77回
2001年 3 月 市川市長宛に答申（市川市版「環境家計簿」完成）

別紙資料 2 のエ 第Ⅱ期「市川市環境市民会議」の提言内容（概要）

「地球温暖化防止のための市民行動計画書」
「市民のできる8つのエコ活動（エコ・エイト）」の推進
・電気使用量の制限 ・買い物袋の持参 ・過剰包装にNOを
・リターナブルビンの使用 ・「環境家計簿」への取り組み
・マイカーの使用自粛 ・アイドリングストップ ・廃食油の石鹸化

別紙資料 3 東金市の「エコバッグ」推進運動（概要）

2000年 2 月 東金市環境基本計画策定
市の組織として ISO14001認証取得
市費で「エコバッグ」を作成、市内全世帯に配布
2003年 4 月 「エコバッグ利用促進キャンペーン」開始

イ 第4時「仮称『マイバッグ運動条例』の是非と公共性」の指導

- ①本時の目標 前時の学習内容と本時の「マイバッグ運動」の体験記発表を判断材料に、仮称「マイバッグ運動条例」の特に罰則規定についての是非を、ディベートを通して判断する。
- ②本時の展開（評価欄にある●は、公共性に対する認識・思考・行動の評価を示す）

学習内容	学習活動	指導上の留意点と評価
○「マイバッグ運動体験記」その1	○クラスにいる選択社会科「エコ・ECO・大洲中・探検隊」受講者の「マイバッグ運動体験記」を聞き、要点をメモしディベートに備える。	○「エコ隊員」はクラス平均で9人存在する。日常活動として「マイバッグ運動」に取り組んでいる。「隊員」その1には肯定的なマイバッグの評価を発表させる。 ●「マイバッグ運動」のプラス面と公共性の関係をとらえることができたか。
○「マイバッグ運動体験記」その2	○同じく別の「エコ隊員」の体験記を聞き、要点をメモしディベートに備える。	○「隊員」その2には肯定および否定の評価を併せ持った体験記を発表させる。 ●「マイバッグ運動」が公共性に適う運動だとしても、ある一定の人々の生活を圧迫してしまうことを理解することができたか。
○「マイバッグ運動体験記」その3	○第3の「エコ隊員」の体験記を聞き、要点をメモしディベートに備える。	○「隊員」その3には「マイバッグ運動」でいやな思いをしたことを発表させる。 ●「みんなと生きる」ためにしたことが、思いもよらない結果をもたらしたことを理解することができたか。
○ディベート 論題「市川市は市民のマイバッグ持参を条例化し、守らない市民には罰則を与えるべきである。」	○3つの「マイバッグ運動体験記」と前時の「市川市環境市民会議」の学習を参考にして、仮称「マイバッグ運動条例」の是非についてディベートを実施する。 ・教師による論題発表 ↓ ・罰則に肯定的な意見 ↓ ・罰則に否定的な意見 ↓ ・罰則に肯定的な意見 ↓ ・罰則に否定的な意見 ○肯定・否定の意見が煮詰	○規則が確立したディベートの方法をとらずラフな形で議論を進めさせる。 ○マイバッグを持参しない市民に対する罰則を具体的にどうするのか、罰則そのものの是非とともに論点に立たせるよう指示する。 ○肯定でもない否定でもないという中間的な意見が出た場合は保留とし、どちらかと言えば肯定なのか否定なのかを明確にさせ議論を進める。 ●「マイバッグ運動条例」の是非について積極的に議論に参加することができたか。 ●「罰則」を設けてまで「みんなと生きる」ための活動を実施する

まったところで、自分の考えをワークシートに書く。

べきかどうか、考えることができたか。

③資料（教材）

「マイバッグ運動体験記」その1

私は「マイバッグ運動」に取り組んで3年目になります。「エコ隊」の活動を通して3年前に「マイバッグ運動」に出会いました。また私の家族も、ほとんど同時に取り組み始めました。おかげで年間600枚くらいはレジ袋を減らすことができていると思います。レジ袋はごみとして出せば焼却されます。焼却はそのままCO₂の発生につながります。また焼却炉を動かしたり、そもそもごみをクリーンセンターに運んだりするのに大きなエネルギーを使います。そのことも地球温暖化につながっていると言えます。だからレジ袋を減らせれば本当に温暖化対策になるのです。

私の友だちも一緒に「マイバッグ運動」を始めました。友だちと友だちの家族はとても几帳面なので、私の家の1.5倍くらい減らしています。もし平均して私の家くらいレジ袋を減らせれば、市川市は約17万世帯だから年間1億枚以上減らせることになります。これだけでもCO₂対策には大きな効果が期待できると思います。

私はできるだけ多くの人に「マイバッグ運動」を勧めるつもりです。買い物袋を持参すること自体は何もむずかしいことはありません。最初は少しの勇気があるかも知れませんが、慣れてしまえば平気です。また「マイバッグ」を意識すると、他のエコ活動までやりたくなるのです。とても不思議です。

この前、市役所環境政策課に我が家の取り組みを報告しました。電話に出てくださった職員の方の励ましの言葉が、今でも耳に残っています。

「マイバッグ運動体験記」その2

私はよくスーパーに買い物に行きます。いつからかは忘れましたが「マイバッグ」を必ず持参しています。たぶんきっかけは私の兄が「エコ隊」の活動で、「マイバッグ啓発活動」を実施したからだだと思います。兄は大手スーパーの店頭で「マイバッグ運動にご協力、よろしくお願いしまーす。」と言いながら手作りのパンフを配りました。その時つくったポスターが何枚もスーパーに展示されていたのを覚えています。だから「マイバッグ」を持参することはとても良いことだと、何の疑問も感じずにいました。

ところがある日、親しくなったスーパーの店員さんとお話する機会があったのです。「いつもいつもお買い物袋を持ってきてえらいわね。でもね、そのことで困っている人たちがいること知ってる？」意外な話だったので何とも答えられずにいると、「レジ袋をつくっている会社の人たちが困っているの。うちのスーパーでも前はたくさん仕入れていたんだけど、もらうのを断るお客さんが増えてきたので、今では半分しか注文していないわ。きっと生活が大変になっている人がいると思うわよ。」

店員さんと別れたあと、そうかこれが先生が言っていた活動のジレンマというんだなと思いつきました。今でも袋は持参していますが少し迷いもあります。

「マイバッグ運動体験記」その3

私は現在「マイバッグ運動」をおこなっていません。以前は積極的に取り組んでいたのですが、あることがきっかけでやめてしまいました。

その日は、たまにしか行かないスーパーにいつもの袋を持って出かけました。校外学習が近いので、新しいランチボックスを買いに行ったのです。校外学習ということで、なんとなく気分がうきうきしていました。

アウトドア商品のコーナーでランチボックスを物色していた時でした。ずっと背後に気配を感じて振り返ると、背の高い男の人が立っていました。「すみません、ちょっとその袋の中を見せてもらえますか。」すごく丁寧な言い方だったので、かえって怖さを感じました。何も言うことはできず、だまって買い物袋を差し出しました。

「この傘は・・・」思わずむっとして「もう半年くらい使っています。」と強く言ってしまいました。するとその人は黙って袋を差し出し、私が受け取ると回れ右をして行ってしまいました。私はしばらくその場でぼーっとしていました。

万引きと疑われたのです。とても悔しかったです。そういえば友だちの中でもそんな話が出たことがあります。布の袋ではなく紙袋だとよけい疑われやすい、と。

そのスーパーは市役所から「再資源化協力店」そして「マイバッグ運動推進店」に指定されています。それなのに中学生が買い物袋を持参すると、途端に万引きを疑うのです。情けなくなります。

いつかは気持ちも変わると思うので、「マイバッグ運動」を再開したいとは思っています。しかし今でも、あの時の店員さんの顔を忘れられません。

ウ 第5時「仮称『マイバッグ運動条例』と『市川市市民マナー条例』の比較と公共性」の指導

①本時の目標 仮称「マイバッグ運動条例」と「市川市市民マナー条例」の、特に罰則規定を比較検討し、改めて「マイバッグ運動」と公共性の関係について考える。

②本時の展開（評価欄にある●は、公共性に対する認識・思考・行動の評価を示す）

学習内容	学習活動	指導上の留意点と評価
○「エコ隊」の取材ビデオからわかる「市川市市民マナー条例」の内容	○「エコ隊」による市川市長千葉光行氏および市川市役所防犯対策課市民マナー条例推進室への取材ビデオを見て、わかったことをワークシートに記す。 ・市民マナー条例制定までの経過 ・市民マナー条例施行後の反応	○市長へのインタビューは多岐にわたったが、ここでは市民マナー条例の部分のみに絞って視聴する。また実際に条例を運用している推進室へのインタビューから、市に寄せられる市民等からの反応を把握させる。 ●特に条例施行に対する市民の意見の中から、条例と公共性との関係を理解することができたか。
○「市川市市民マナー条例」に盛り込まれた市民の義務	○「市川市市民マナー条例」に記された市民の3つの義務を確認し、公共性との関わりについて考える。 ・散歩時に犬のフンを路上等に放	○条例の内容については、市民モニターへの度重なる聴取によって絞られていったことを理解させる。つまり市民が犯しやすく、かつ市民が困っている生活上のマナ

○仮称「マイバッグ運動条例」と「市川市市民マナー条例」の罰則規定	置しない。 ・歩きたばこはやめる。 ・ごみのポイ捨てはしない。 ○前時の授業で話題となった仮称「マイバッグ運動条例」の罰則と、現に運用されている「市川市市民マナー条例」違反の罰則について比較検討し、公共性との関係について考える。 ・仮称「マイバッグ運動条例」の罰則は・・・ ・「市川市市民マナー条例」の罰則は過料2000円の徴収	ーを3つに絞った経緯を理解させる。 ●市民の守るべきマナーとして絞られた3つの事柄と公共性との関係を理解することができたか。 ○現に施行されて2年目の市民マナー条例には、守らない時の過料2000円がすでに徴収されている。その徴収をめぐっても様々なトラブルが報告されている。そこで前時に一応結論が出ているマイバッグ運動条例の罰則について、改めて考えさせ、公共性との関係について再考させたい。 ●条例に罰則を設けることはその趣旨の徹底を図ることを目的にしているが、そのことが公共性の理念に合っているか考えることができたか。
---	--	---

③資料（教材）

- ・「エコ隊」による市川市長千葉光行氏へのインタビュー記録（2004. 7. 1）
- ・「エコ隊」による市川市役所防犯対策課市民マナー条例推進室へのインタビュー記録（2004. 8. 3）
- ・市川市市民マナー条例のポイント（市川市役所ホームページより）

（7）評価

本単元の評価は指導案で示した「●」の部分が公共性に関連する評価項目である。「マイバッグ運動（条例）」を軸教材にした全6時間中の3時間の授業の中で、個々の発言から公共性が身についたか（身につきつつあるか）判断していく。

また次頁に示す「評価問題」を単元の前後におこない、本単元の「地域社会形成」につながる「参加と責任」の評価を、同一の「評価問題」に対する前後の回答の変化によってとらえたい。これにより、生徒個々がどのように変容したかを集約し、教材および授業構成の有用性を検討する。

「評価問題」には、「授業の感想」を自由に記す欄も設ける。そこには、「評価問題」の問1から問4の回答には表れない生徒の本音が出てくる可能性が高い。「本音」の分析も欠かせない。自由記述の分析による評価もおこなうつもりである。

「地方自治への参加」を考えるための評価問題

問いに対するあなた自身の答えとしてあてはまる番号に○をつけてください。

(とても：4　まずまず：3　あまり：2　全然：1)

1. わたしは市川市の「マイバッグ運動」の目的を理解している。

4 ————— 3 ————— 2 ————— 1

そう思う理由

2. わたしは市川市の「マイバッグ運動」に積極的にかかわっていきたい。

4 ————— 3 ————— 2 ————— 1

そう思う理由

3. わたしは「マイバッグ運動」を条例化すれば市川市の地方自治は高まると思う。

4 ————— 3 ————— 2 ————— 1

そう思う理由

4. わたしは「マイバッグ運動」以外にも、市川市の地方自治実現につながる活動にかかわっていきたい。

4 ————— 3 ————— 2 ————— 1

そう思う理由

※授業の感想

氏名

(竹澤 伸一)

第2節 公民的分野の事例②：

単元「民主政治を支える国民の政治参加」

1 はじめに

本単元の主な目標は、政治の在り方を決めるのは国民であり、そのためには、選挙権の行使を責任を持って行うという意識を育てることにある。そして、選挙が「国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義に気づかせること」（『学習指導要領・解説』）が必要である。とくに、選挙での投票率の低下という現状において、選挙の重要性を認識し選挙権を行使することは、政治という公共的なこととがらに対して、「責任」を持って自らが「参加」することであり、「公共性の育成」にとって重要な学習内容であるといえる。

これまでさまざまな授業において、選挙の重要性や政治参加が取り上げられてきている。模擬選挙や模擬投票など、実際の選挙と平行して行われるような実践も見られる。しかしそれらを内容面から検討してみると、選挙の学習が他の学習内容と切り離され、選挙の学習が単独で行われていることが多い。選挙のしくみや課題、政党の役割、世論とマスコミなどが別々に学習され、ましてや国会・内閣・裁判所との関連を深く考慮することなしに学習されていたと思われる。

本単元においては、現在においては当然なことである普通選挙をあえて否定する考え方を提示することで、生徒の今までの認識にゆさぶりをかけ、選挙に対する問題意識をもたせるようにした。そして、選挙の意義を歴史的にとらえ、普通選挙の実現までの経過の概略をつかませるとともに、最近においても、国民主権の考えにもとづいて、選挙権の行使を誰でもが行えるような改革が進められている現状に気付かせ、選挙と政治参加の意義を理解させようとするものである。

ここでいう最近における改革とは、具体的には、「期日前投票」や「不在者投票」、「在外選挙権」をめぐる公職選挙法改正の動きのことである。とくに「在外選挙権」が海外に住む国民からの要求として出され、それが世論を動かし、政党が対応し、国会に影響を与え、法律が改正され、その法律をもとに選挙管理委員会（内閣）が選挙を行うという一連の動きをとりあげ、国民主権の考えにもとづいた選挙をめぐる国民の政治参加の意義をより明確に実感させ、理解させるようにした。また、平成17年の9月に出された最高裁判所の判決から、司法判断が立法・行政機関に与える影響を具体的に理解させるようにした。

2 単元名 「民主政治を支える国民の政治参加」

3 単元のねらい

（1）単元の目標

国民の代表者によって構成される議会で国民の意思を決定する議会制民主主義が我が国の政治の原則となっており、国民の意思が国政の上に十分反映されてこそ、すべての国民

が自由と豊かな生活を保障されるようになることを考えさせるとともに、選挙が国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させ、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義に気づかせる。

(2) 評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断	技能・表現	知識・理解
・選挙の意義に関する話し合いに積極的に参加しながら、投票の必要性を実感し、将来の投票行動に結びつけている。 ・将来国政に参加する公民として、民主的な政治と政治参加の方法について考えようとしている。	・政治の在り方は国民が参加して決めるべき問題であり、そのためには、選挙権の行使を責任を持って行うべきであるという判断ができています。	・選挙に関する課題を理解し、資料からの読みとりを適切に行い、それを活用しながら意見を発表している。	・選挙は国民の意思を政治に反映させる重要な手段であり、議会制民主政治を支え国民主権を体现するものであるという選挙の意義を具体的に理解し、国民の政治参加には、この他に、国会に請願したり、世論を形成したりすることがあることを具体的に理解している。 ・国民の意思が政治にどのように反映されるのかを、国会、内閣、裁判所との関連のなかで具体的に理解している。

(3) 「公共性」育成のための工夫

本研究では、社会科教育で育成すべき公共性を「社会の形成者としての公共を担う認識・態度」とし、「社会の形成者としての認識」と「社会の形成者としての態度」を育成するには、公共的課題を解決するための学習・議論に積極的に参加し、より広い合理的な見方に立って、課題解決のための主張を責任を持って説明することができることと考えた（第Ⅱ部第1章第1節の定義による）。

そこで本単元においては、「社会の形成者としての認識」を育成するために、「選挙は一定の政治的知識と関心と責任感のある人だけが行うべきである」という現在の選挙の原則である普通選挙をあえて否定する論題を設定し、その論題について話し合うなかで、制限選挙から普通選挙が実現されるための努力とその成果を歴史的に把握させ、現在においても国民主権の考えに基づいて選挙改革が継続されていることを理解させようとした。また、「在外選挙権の実現」という公共的課題をとりあげ、それが認められるまでにいたった政治過程を追究させ、国会での法律制定の手続きや内閣のはたらき、そして司法のはたらきなどを総合的に把握させるようにした。

そして、「社会の形成者としての態度」の育成については、学習方法として「小グループで調べ、話し合う活動」や「自らの考えを提示・発表する活動」、「討論やロールプレイなど、ルールに則った活動」を多く取り入れ、課題に対する「議論に積極的に参加し、・・・（自分の）主張を責任を持って説明することができる」ように計画した。

4 単元の指導

(1) 単元の指導計画

第1時 選挙権は20歳以上の人全員がもつべきか

第2時 20歳以上の人全員に選挙権は保障されているか

第3時 国民の政治参加は選挙以外に何があるか

(2) 単元の学習内容の概要

第1時 選挙権は20歳以上の人全員がもつべきか		
1時間目では、「投票権は20歳以上の人全員が持つべきか」というテーマで授業を行う。衆議院議員選挙の投票率の低下の現実をもとに、「選挙は一定の政治的知識と責任感のある人だけが行うべきである」という論題で話し合わせることで、今まで20歳になれば選挙権をもつことは当然であると思っていたことに対する意識を揺さぶり、選挙に関する関心を高めるよう工夫した。その際、過去において普通選挙の実現に対してどのような反対論があったのか、その考えのどこに問題があるのかを考えさせるとともに、普通選挙実現までの経緯をつかませるという工夫を行うことで、普通選挙の意義をより具体的に理解させるようにした。		
第2時 20歳以上の人全員に選挙権は保障されているか		
2時間目は「20歳以上の人全員に選挙権は保障されているか」というテーマで授業を行う。はじめに、現在本校で話題になっている「土曜日授業の隔週実施」を取り上げ、司会をもとにグループごとに話し合わせた。その結論を司会者の意志だけで決定することを行い、少数の人だけで集団の意志を決めることの理不尽さを実感させる工夫をし、前時に学習したことがらの意味を確認できるようにした。そして、生徒にとってあまり知られていない在宅のままでの投票や洋上からの投票などの選挙方法が、平成10年代に入り実施されるようになったことをつかませ、選挙をは持っているものの現実には投票できなかった人が、少数とはいえ存在していたことに気付かせる。そして、このようなことをなくすための努力と改正が行われてきたこと、いうならば普通選挙の実現は過去のできごとではなく、その努力は現在でも続けられていることに気付かせるよう工夫し、投票権を持っていることの意味の大きさ、その権利を行使する責任の重さを考えさせるようにした。		
第3時 国民の政治参加は選挙以外に何があるか		
3時間目は「国民の政治参加は選挙以外に何があるか」というテーマで授業を行う。はじめに、グループごとに自分たちなりの政治的な要求事項を考えさせ、それを実現させるにはどのような政治的な方法があるかを資料などを参考にしながら考えさせることで、選挙以外の政治参加の方法が実感的に理解できるよう工夫した。そして、その実例として、外国に長期間在住する日本人が選挙権を行使できないでいた状態からどのようにして選挙が可能になるまでに至ったかを、事実を即して理解させるようにした。国民による立法・行政機関への請願、司法機関への訴え、世論作り、そして、立法・行政・司法がどのように関連しながら政治的決定がなされていくかを具体的に理解させるよう工夫した。		

5 授業計画

(1) 1時間目：選挙権は20歳以上の人全員が持つべきか。

学習内容	学 習 活 動	公共性育成のための 留意点(●)と 評価(○)

導入	・選挙に関する意識調査 ・投票率の実態把握	20歳になったらあなたは「投票」に行きますか。 ・自らが20歳になったときの投票についての自分の考えと、選挙に行かない人に対する意見とをアンケート用紙に記入し、何人かが発表する。 ・衆議院議員選挙の投票率の実態を資料1から把握する。	●生徒自らの考えを自覚させる。 ○自らの考えを提示できたか。 ●社会にある考えを自覚させる。
展開	・論題の把握 ・話し合いへの参加 ・資料の読み取りとそれに対する意見	論題：「選挙権は一定以上の政治的知識と責任感を持った人だけが持つべきである」という意見に賛成か、反対か。 ・5人一組になり、1人は司会役、4人は論題に対する賛成派役2人と反対派役2人に分かれて話し合う。司会役は選挙のことを比較的よく知っている者をグループ内で決める。(ワークシートの配布・記入。) 《論点》 ア 選挙に行かない人たちの意識はどのようなものか。 イ 選挙は行かなくてはならないものなのか。 ウ 選挙権を、全員ではなく「ある特定の人たち」だけに認めることには賛成か。 エ 「一定以上の政治的知識と責任感を持った人」をどのようにして決めるのか、その基準は何か。 ・各グループでの話し合いの途中で、資料2～4を提示し、各自が読み、それを参考にしながら話し合いを続ける。(資料2－投票に行かない人たちの意見、資料3－女性の普通選挙権反対に関する資料、資料4－普通選挙権獲得の歴史に関する資料)	●論題の内容をつかむ。 ●人々の利害がぶつかる事例を提示することで、生徒の考えを批判にさらす。 ○生徒は役割を果たしながら話し合いに参加することができたか。 ●生徒の考えを批判にさらす(過去との比較)
まとめ	・結論を出す	あなたは「選挙権は、それを持つのに相応しい人だけが持つべきである」という考えに賛成か、反対か。 ・各グループごとの意見を、それぞれの役を解いて話し合い、多数決で決め、司会者が自分たちのグループの判断をその理由とともに発表する。	●他のグループの異なった意見を参考に

(2) 2時間目：20才以上の人全員に選挙権は保障されているか

学習内容	学 習 活 動	公共性育成のための留意点と評価
導入 ・「学校五日制のねらいをつかむ」	学校五日制はいつから、どのような理由で始まったのか。 ・学校五日制がいつから、どのような理由で始まったのかを理解するとともに、現在、本校で「土曜日授業」を隔週で実施するかを検討していることを知る。	●問題をつかむ・生徒の考えを広いものにする。

展 開	・ 論 題 の 内 容 を 把 握 す る ・ 論 題 に つ い て 話 し 合 ・ 話 し 合 い の 結 果 の 発 表	論 題：「土曜日授業」を隔週で実施することに賛成か、反対か。 ・ 現在、本校で課題となっている「土曜日授業」を取り上げ、「学校五日制を隔週で実施することに賛成か、反対か」について、グループごとに話し合いをする。司会者の条件はこのような話し合いに積極的な人とする。 ・ クラスとしての決定をするために、各グループの司会者の意見と、クラス全員に意見を聞いたときの違いを明らかにして、前時の論題（「選挙権は一定以上の政治的知識と関心と責任感を持った人だけが持つべきである。」）は、例えるなら、司会者の意見をクラスの決定とすることであることを伝え、みんなで決めることの大切さを実感する。 ・ 前時に各グループから出された意見を整理したものをプリントで配布し、前時の話し合いの結果を確認する。	○話し合いに積極的に参加しているか。 ○話し合った結果を発表しているか。
展 開	・ 民 主 政 治 に お け る 選 挙 の 意 義 ・ 選 挙 の 原 則 ・ 「特別な投票方法」について	民主政治における選挙の意義は何か ・ 民主政治とは、国民が政治の在り方を決めていく政治のことであり、民主政治の基本は国民主権であり、この国民主権を実際に行うとして直接表すのは選挙における投票であることを確認する。 ・ 現在、普通選挙が実施されており、それ以外に、平等選挙、秘密選挙、直接選挙が選挙の原則であることを理解する。 国会議員の選挙において、次のような投票は可能か ・ 国会議員の選挙において、普通選挙が実施されているということは、20歳以上の人全員が投票可能であるということであるが、この選挙で、次のア～オの投票は可能かどうかを考え、意見を発表する。 ア 投票日以前の投票 イ 在宅のままの郵便による投票 ウ 在住の地域以外からの投票 エ 洋上の船舶からの投票 オ 代理人による投票 ・ すべての投票が可能になったことを資料5から確認する。 ・ これらの投票は平成10年代になって可能になったことを確認する。 ○平成11年8月13日 エ 洋上投票制度 ○平成15年6月11日 ア 期日前投票制度 ○平成15年7月25日 イウオ 不在者投票制度、郵便などによる不在者投票制度	○選挙における投票が民主政治においてどのような意義を持つかが理解できたか。 ○選挙の原則を理解しているか。 ●問題をつかむ・生徒の考えを広いものにする。
ま	・ 現 在 も 進 む 選 挙 制 度	普通選挙が実施されている現在においても、なぜ選挙制度の改革の動きが続いているのか。	○選挙制度の改革の理由を理解している

と め	の改革	・最近においても、選挙制度の改革の動きが続いているのは、普通選挙をすべての人に保障しようとした結果であること、つまり、誰でもが選挙に参加できるような制度を作ることであり、その背景には国民がこのような投票を可能にするように求めた結果でもあることを理解する。	か。
--------	-----	---	----

(3) 3 時間目：国民の政治参加は選挙以外に何があるか。

学習内容		学 習 活 動	公共性育成のための留意点と評価
導 入	・政治的な要求を実現するための方法を考える	自分たちの政治的な要求を実現するにはどうしたよいのだろうか。 ・各自が、自分たちなりの政府への要求事項を考え、それを実現させるにはどのような政治的な方法があるか、その「アイディア」をワークシートにまとめる。 ・各自の「アイディア」を何人かが発表し、それをワークシートに記録する。	●生徒の考えをあぶり出す（出し合う） ●生徒の考えを広いものにする。 ○「アイディア」をワークシートにまとめることができたか。
展 開	・学習課題を把握する。 ・在外投票権獲得までの経過をつかむ。 ・法律制定の手順	外国に長期間在住する日本人は、どのようにして選挙権の行使を可能にしたのだろうか。 ・国民の要求を政治的に実現した例として、外国に長期間在住する日本人が選挙権（在外選挙権）を行使できないでいた状態からどのようにして投票が可能（比例代表選挙のみ）になるまでに至ったかを、資料 6, 7 をもとに事実在即して理解する。 《公職選挙法を改正するために行ったこと》板書 ①国会と内閣には請願書を提出。 ②政党には質問状を送付。 ③裁判所に訴えた。 ④世論の関心を高めた。 ・外国に在住する日本人が日本の国政選挙において選挙権を行使できないことに関して、1996年に訴訟が起こされ、その後、比例区選挙に関しては在外投票権が認められたことをつかむ。 法律はどのような手順で制定されたのか ・法律がどのような手順で制定されるのかを、公職選挙法の改正をもとに理解する。 ・法律がどのような手順で国会で決定され、それがもって内閣がどのように対処したかを資料 6 をもとに確認させることで、国民の意思が立法機関である国会を通して、行政機関である内閣の活動にどのように反映されたかを理解す	●生徒の考えを批判にさらす（過去との比較） ●生徒の考えをより広いものにする ○法律制定の手順を理解しているか。

《授業用アンケート1》

3年 組 番 氏名

1 あなたは20歳になったら、投票に行きますか。

ア 必ず行く イ できたら行く ウ 多分行かない エ 行かない

2 投票に行かない人の意見である「投票しても政治は変わらないから、投票には行かない」という考えに対して、あなたは賛成ですか、反対ですか。

ア 賛成 イ 少し賛成 ウ 少し反対 エ 反対

3 近年、投票に行かない人が増えていることに対するあなたの意見を述べなさい。

4 選挙での投票以外に「政治に参加する」とはどのようなことが考えられますか。
考えられることをいくつでもよいので書きなさい。

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

《授業用ワークシート1》

授業テーマ：選挙権は20歳以上の人全員が持つべきか。

3年 組 番 氏名

論題：「現在の選挙権の行使の実態（投票率の低さ）を考えると、選挙権は一定以上の政治的知識と責任感を持った人だけが持つべきである」という意見があります。あなたはそれに対して賛成か、反対か。

- ・司会役：1人 ()
- ・賛成派役：2～3人 ()
- ・反対派役：2～3人 ()

《論点》（あくまで参考です。これ以外の論点も考えてみてください。）

- ・選挙権を、全員ではなく「ある特定の人たち」だけに認めること
- ・選挙を国民の義務とすること（例えばオーストラリアでは選挙は国民の義務）

《賛成派の意見の理由》＊この理由が大切です！

《反対派の意見の理由》＊この理由が大切です！

《あなたの結論》

○結論

●理由

《授業用ワークシート2》

3年 組 番 氏名

授業テーマ：20歳以上の人全員に選挙権は保障されているか。

論題：「土曜日授業」を隔週で実施することに賛成か、反対か。

・司会役：1人 ()

・賛成 () 人，反対 () 人

《論点》（あくまで参考です。これ以外の論点も考えてみてください。）

・授業時間数が私立学校などと比べて少ないこと。

・土曜日が休みになって、家族や地域での活動が増えたか。

《賛成派の意見の理由》＊この理由が大切です！

《反対派の意見の理由》＊この理由が大切です！

《あなたの結論》

○結論：「土曜日授業」を隔週で実施することに（ 賛成 反対 ）

●理由：

《授業用ワークシート3》

選挙に関する問題

3年 組 番 氏名

1. 20歳になって行う選挙には何がありますか。すべてあげなさい。

2. 現在の選挙の原則は何ですか。

3. 衆議院・参議院議員選挙はどのような選挙制度で行われていますか。

衆議院

参議院

4. 選挙方法などについて定めた法律名を答えなさい。

5. 4の法律で、次のようなことは可能ですか。

- | | | |
|--------------------------|----|-----|
| ① 投票日に用事があるので、投票日前に投票する。 | 可能 | 不可能 |
| ② 在宅のまま郵便で投票する。 | 可能 | 不可能 |
| ③ 在住の地域以外から投票する。 | 可能 | 不可能 |
| ④ 洋上の船舶から投票する。 | 可能 | 不可能 |
| ⑤ 代理人が投票する。 | 可能 | 不可能 |
| ⑥ 19歳ではあるが社会人の投票。 | 可能 | 不可能 |

《授業用ワークシート4》

政治に参加する方法

3年 組 番 氏名

1. あなたが今、政治家に望むことは何ですか。

2. それを実現するための「アイディア」を書いてみよう。

3. この単元で学習したことをもとに、政治に参加するための方法をあげてみよう。

4. 「現在の選挙権の行使の実態（投票率の低さ）を考えると、選挙権は一定以上の政治的知識と責任感を持った人だけが持つべきである」という意見に対して賛成ですか、反対ですか。

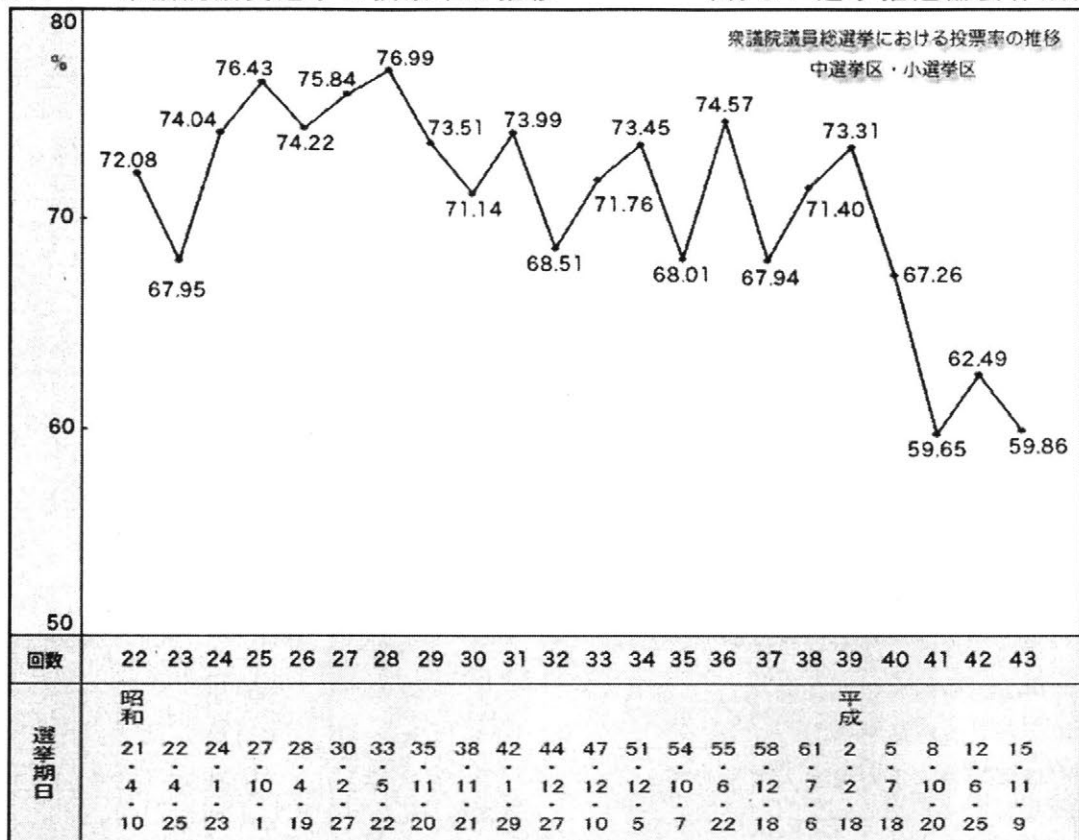
・私は（ ）です。何故ならば、

5. あなたは20歳になったら、投票に行きますか。

ア 必ず行く イ できたら行く ウ 多分行かない エ 行かない

資料1 衆議院議員選挙の投票率の推移

(明るい選挙推進協会作成)



資料2 投票に行かない人たちの意識 (昭和55年国民世論調査結果)

選挙に関心がなかったから 14%

仕事や用事があったから 40%

病気だったから 13%

天候が悪かったから 17%

投票したい候補者がいなかったから 23%

自分が投票しなくても態勢は決まっていると思ったから 10%

自分一人が投票しても、政治は変わらないと思ったから 15%

資料3 女性の普通選挙権反対の意見－普通選挙法(1925年)の制定に関わって－

- 1 選挙に関する法律は重要であるため、少しずつ改正していくべきであり、女性に選挙権を与えるのは、時期尚早である。
- 2 女性の政治能力は男性の基準にまで達していない。
- 3 女性の選挙権については世論が定まっていない。
- 4 仮に女性に参政権を与えることが良いとなっても、どの程度まで認めるかなど色々考慮する必要がある。
- 5 外国でも最近実施を見たばかりなので、その行使の状況と結果を検討してからでも遅くない。

(『内務省史』からの要約)

資料 4 日本における選挙権の拡大の歴史

公布年	実施年	選挙人の資格 (直接国税納税額)	被選挙人の資格 (直接国税納税額)	有権者数 (全人口比)
1889年 (明22)	1890年 (明23)	男子25歳 (15円以上)	男子30歳以上 (15円以上)	45万人 (1.1%)
1900年 (明33)	1902年 (明35)	男子25歳 (10円以上)	男子30歳以上 (制限なし)	98万人 (2.2%)
1919年 (大8)	1920年 (大9)	男子25歳 (3円以上)	男子30歳以上 (制限なし)	309万人 (5.5%)
1925年 (大14)	1928年 (昭3)	男子25歳 (制限なし)	男子30歳以上 (制限なし)	1253万人 (20.0%)
1945年 (昭20)	1946年 (昭21)	男女20歳 (制限なし)	衆議院男女25歳 参議院男女30歳 以上 (制限なし)	3688万人 (48.7%)

資料 5 2005年に実施可能な投票制度

1 期日前投票制度

選挙期日前に、選挙人名簿に登録されている区市町村で投票する制度。

2 不在者投票制度

選挙人名簿の登録地以外の区市町村などで投票する制度。

3 郵便などによる不在者投票制度

重度の身体障害で歩くことが困難な人の内、一定の条件の下に、選挙管理委員会から証明を受けた人は、自宅で投票用紙に記載して、それを選挙管理委員会に郵送して投票する事ができる制度。(代理記載制度もある。)

4 洋上投票制度

日本国外を航海する船舶の船員は、事前に手続きをしておく、洋上からファクシミリで不在者投票ができる制度。

資料 6 公職選挙法改正による在外選挙権の実現までの歩み

年		政治参加の方法
1994	・「海外在住者投票制度の実現をめざす会」設立	
1995	・国会議員へのアンケート調査を実施 (在外投票制度の賛否) ・日本弁護士連合会へ人権救済申し立てを行う。 ・首相、大臣、議員への陳情	
1996	・日弁連の要望書が国会、内閣に提出される。 ・(衆議院解散－衆議院議員選挙→投票できず) ・東京地方裁判所に提訴。 現行の公職選挙法により、海外に在住する日本人の投票権が不当に侵害されている事実は、	

	憲法違反に当たることの確認を求め投票できなかった事実に基づく損害賠償を求める国家賠償訴訟を起こす。	
1997	・読売新聞が「在外法人が投票できる制度を」という社説を掲載。	
	・野党が公職選挙法改正案を国会に提出。	
	・政府（内閣）が公職選挙法改正案を国会に提出	
1998	・衆議院公職選挙法改正調査特別委員会で法案が可決。	
	・衆議院本会議で法案が可決。	
	・参議院地方行政・警察委員会において在外投票に関する公職選挙法改正法案が全員一致で可決。	
	・参議院本会議において可決。	

資料7 日本弁護士連合会からの要望書

日弁連総第6号

1996年5月1日

〈衆議院議長〉 土井たか子殿

*実際は左の〈 〉の部分は削除

〈参議院議長〉 斎藤十郎殿

〈内閣総理大臣〉 橋本龍太郎殿

〈法務大臣〉 長尾立子殿

〈外務大臣〉 池田行彦殿

〈自治大臣〉 倉田寛之殿

日本弁護士連合会

会長 鬼追 昭夫

要望書

当連合会は、海外に在住する日本国民に選挙権の行使を認めていない現行の公職選挙法の規定等について調査・研究した結果、下記の通り公職選挙法等に所要の法改正を行うことが相当であるとの結論に達したので、要望いたします。

記（要旨）

- 1, 憲法の下では、主権は国民に存し、国民は正当に選挙された代表者を通じて行動するとされている。国会議員を選挙する資格は、国民主権を支える最も重要な柱であり、国民の選挙権は等しく保証されなければならない。
- 2, 現行の公職選挙法では、選挙人名簿に登録されなければ投票できないとされている。そして、選挙人名簿の登録は住民基本台帳と連動しているため、海外に居住し、住民基本台帳に登録されていない日本国民は、最も重要な権利である選挙権が保障されていない。また、近年の国際化に伴い、海外で居住する日本国民の数は増加しており、現在では50万人（2004年現在72万人）を超えているとされている。
- 3, このような状態は、憲法が明示的に保障した国民の選挙権を故なく奪うものであり、40年以上にわたって、これを放置してきた立法府の責任は重いと言わなければならない。

4, したがって、当連合会は、() に対し、上記の基本方針に則して、海外在住の日本国民に国政選挙での選挙権の行使を保障するよう公職選挙法の改正を行うように求めるとともに、() に対し、国会の上記の改正に積極的に協力するよう求める。

* () の部分は資料では削除し、() にこの要望書が出された相手（機関）の名称を入れさせる。→ 国会と内閣に提出されたものであることをつかませる。

資料8 裁判での原告側・被告側の主張（要旨）

朝日新聞 2005.7.14.

原告側	被告（国）側
選挙権は憲法の基本原理である国民主権そのものを表している。国側の「選挙を混乱無く公正に執行する」という目的によって、在外日本人の選挙権をすべて奪えるようなものとはいえない。	有権者を国外居住者にまで広げると、選挙管理委員会による調査確認などが困難になり、選挙人名簿の正確性が危ぶまれ、選挙を公正に行えない心配がある。
《あなたの意見》	
インターネットなどで、海外でも、国内と同種の情報を同時に入手できる。選挙に関する情報が少なくとも選挙権を行使したいという主権者に、「情報が少ない」事を理由に選挙権を行使させないのは本末転倒だ。	外国に住む人が選挙権を行使できなかったのは、選挙を公正に混乱なく実施するために必要かつやむを得ない制約である。
《あなたの意見》	
選挙権を行使できない根拠は他の人権との調整のためでも、原告らに選挙権行使を認めることで他者の選挙権行使を制約するわけでもない。選挙権を認めないことが「必要かつやむを得ない」こととは言えない。	個人名を記載して投票する選挙区選挙では、有権者に候補者名、所属政党など投票に不可欠な情報が知らされていることが必要だが、限られた選挙運動期間内に、これらの情報を海外の有権者に知らせることは困難だ。海外の有権者が当分の間、選挙区選挙について選挙権を行使できないことは、必要かつやむを得ない制約である。
憲法は人種、性別などに基づく差別を禁止するだけでなく、心情、社会的身分など後天的に獲得した属性や本人が選択したことに基づく差別も禁止している。海外に住むことで選挙権行使が制限されるということは、憲法の解釈を誤っている。	
《あなたの意見》	

在外選挙権 制限は違憲

最高裁判決

選挙区投票認める

慰謝料に命令
立法の怠慢指摘

海外に住む日本人が國政選挙の選挙のその投票が認められない。茲にこれをめぐる訴訟の原告審判決定、最勝大法官（波切利、町田重吉）は14日、海外在住者について、選挙権を附するに於て選挙法の規定は憲法に違反するとの判断を示した。そのうえで選挙権認めざる法律を作らなかつたのは違憲だ」と国会が立法行為違憲を指摘して、国会賠償法に基づき原告ら一人あたり5千円の國家賠償を支拂ふよう國に命じた。11面に日時時刻、37面に判決要旨、39面に關係記事	上告してゐるのは、海外に住む日本人1人と婦國した2人。訴訟は96年、53人が國を相手に、公選法の違憲違反と1人5万円の慰謝料を求めて起した。既而の有権者は70万人を超過するが、判決は、原告とされ	回業院道の小道道と夢院道（通常選挙）の選挙区で投票できる地位にあることを確認し、地位、回業は速やかに改正を強く求められた形だ。	厳密に法律を遵守する判断するのは02年の憲法違憲判決に次いで事件目。国会が法律を作らなかつた、改正しなかつた、たりする立法不作為について、最高裁が違憲を認めたのは初めてだ。	これまで、國政選挙のあり方については、国会の自由な判断には法的制約を課するものではないと認められてきた。原告らは、訴訟の中で、國間は「選挙区違憲を主張した。訴訟の中で、外務省制度を公正に保つ
---	--	--	---	--

判決理由の骨子

- 88年改正前の公職選挙法が、国政選挙で在外邦人の投票を認めていなかったことは遺憾
- 改正後の公選法が、比例区の投票だけに制限し、選挙区選挙で在外投票を認めていないのは遺憾
- 国会が在外邦人の投票を可能にするような立法措置をとらなかったことにより投票できなかった精神の苦痛に対し、国には賠償責任がある

これまで、国政選挙のあり方については、国会の自由な判断に任せる部分を抑えて、主権者である国民の意思を幅広く認める判決が主だった。訴訟の中で国側には「選挙区選挙で在外選挙制度を公正に混乱

最高裁が法律を違憲と判断するのは02年の郵便法違憲判決に次いで7件目。国会が法律を作らなかつたり、改正しなかつたりする立法不作為について、最高裁が違憲と認めたのは初めてだ。

内政選挙の選挙区での投票をめぐめる訴訟の上告審判に、裁判長・町田顕長官は「選挙権を制限する公職追放」との判断を示し、認めざる法律を作らなかつた立憲不作為(怠慢)を指摘すべき原告に一人あたり一平方国に命じた。二方面に判決委員、39面に関係記事

海外のどこに住んでいても候補者に関する情報を得るが、選挙期間内の悪意・徹底は困難だ」などと

主張していた。

まず、憲法が選挙権を大正十四年に初めて日本国民固有の権利として保障していることを強調し、

「過半数手段が地味規模であり、在外の投票を促すために十分な奨励を要する」として、在外投票に候補者に関する情報を伝えることが著しく困難な点に留意を促している」と指摘した。

選があつてこそ解決される

この点に前提に、選挙区選の在外投票を可能にする法案を提出したことを重視し、開票後10年以上、何らの立法措置もとられず、原告らは精神的苦痛を被つた」として国の責任を認め

し、「選挙権を制限するやむを得ない理由があるとはいえない」と述べ、公選法の規定は違憲無効で日本人には選挙権があるとした。

憲判料をめぐることは、尾和子と裁判官、裁判

料については2裁判官と前払いし、慰謝料請求泉徳治裁判官の計3人が棄却していた。

一審・東京地裁と二審・東京高裁は確認の訴えを一裁判所の審理になじまない」として却下（門

[illegible]

第Ⅲ部 実験授業を通じた教材・評価モデルの検証

第1章 小学校中学年社会科の教材・評価モデルの検証 ～「くらしをまもる 火事がおきたら」～

第1節 実践者による反省的評価

1. 授業実践の概要

全12時間にわたる実践を内容・活動のまとまりごとに示すと以下ようになる。なおゴシック体は「公共性に関わる活動」をさす。

(1) 「何が問題か」の段階

ア 第1時の概要 <平成17年10月11日（火）1校時 実施>

i) 火事についてのこれまでの学習経験や生活体験を話し合う。

- ・ 火事はこわい！
- ・ 家やものが燃える。
- ・ 消防車が火を消しに来る。
- ・ たばこなどの火の不始末が原因。
- ・ 本当の火事現場は見た（体験した）ことはない。 など

ii) i) の話し合いを参考にしてイメージマップ（1）を書いた。

iii) 「のびゆく浜松」の記述をもとに、浜松市消防本部の活動の概略を知った。

* 出動指令の経路 通報→消防本部→3消防署 or 15派出所 消防団 警察署等

イ 第2時の概要 <平成17年10月12日（水）1校時 実施>

i) 浜松市南部消防署ではどんなことがらについて見学したいかについて考えた。

- ・ 消防車が火災現場に到着するまでの時間は？
- ・ 火事がない時（出動しない時）はどうしているのか？
- ・ 消防車にはどんな種類のものがあるか？
- ・ 消防車にはどんな道具が積んであるか？
- ・ 1日～1週間～1年間ではどのくらい出動するのか？
- ・ 消火に使う水はどのようにして手に入れるのか？
- ・ 消防署には何人くらいの人働いているのか？
- ・ 人を救助した時はどんな気持ちなのか？ など

ii) 見学に必要な準備物・見学上の注意事項などについて確認した。

ウ 第3・4時の概要 <平成17年10月13日（木）5, 6校時 実施>

i) 学区を管轄する浜松市南部消防署の見学をした。

消防署見学で分かったことがら

- ・ 目的によっていろいろな車両がある。（救急車も消防署から出動する。）

タンク車には約5000リットルの水 はしご車のはしご長は約35メートル

救助工作車には約100種類の道具が積んである など

- ・ 防火服・ヘルメットなどの装備
- ・ 交替勤務によって、24時間態勢で備える。

仮眠室 食堂ではそれぞれの交替チーム毎に別々の冷蔵庫を使っている

- ・ 日頃から訓練を怠らない。

出動しないときは訓練や事務仕事（レポート作成）などをしている。 など

エ 第5時の概要 <平成17年10月14日（金）4校時 実施>

- i) 見学をもとにして消防署での工夫や努力について話し合う。
 - ・ 火災現場では指令車の指示で手際よく消火活動をする。
 - ・ 防火服・ヘルメットなどの装備は、1秒でも速く着替えられるようにズボンとくつをつなげておいておく。
 - ・ 仮眠室では活動着（オレンジ色の服）のまま、寝る。
 - ・ 交替で勤務して24時間態勢で火災出動に備える。
 - ・ 普段から身体を鍛えたり訓練をしたりして火事に備えている。 など
- ii) ここまでの学習活動を振り返り、イメージマップ（2）を書く。

オ 第6・7時の概要 <平成17年10月17日（月）3，4校時 公開授業として実施>

- i) 本時の目標 消防団員の方からお話を伺い、消防団活動の様子を知るとともに、そこでの課題や問題点などを自分たち地域の問題としてとらえることができる。
- ii) 本時の評価規準
 - 【関心・意欲・態度】
 - ・ 消防団の方のお話を基に、地域の消防活動の課題や問題をつかむ。（発言・観察）
 - 【知識理解】
 - ・ 消防団の方のお話を基に、ボランティアとして地域の火災予防に携わる人々の活動の様子を知ることができる。（メモへの記述・観察）
- iii) 指導過程

学 習 過 程	・ 指導上の留意点 ○支援	◇評 価
1 火災現場のイラストから、消火活動に駆けつけるのは消防署員（消防士）だけではなく消防団員もいることをつかむ。	・ 「のびゆく浜松」掲載のイラスト資料を拡大印刷したものを掲示する。単元の導入段階に利用したイラスト資料も併せて掲示し、既習事項も想起させる。 ・ 「消防団とは何か？」という疑問を導きつつ「自分たちの地域に消防団は必要か否か」について、ワークシート（No.6）に記入させる。 ○判断がつかかねている児童に対して	◇消防団の必要性について、※未知な部分が多く残るこの時点での判断でワークシートに記入できたか。（※この“未知な部分”

	は、個別にその理由などを聞きながら“とりあえず”現時点での考えを記述させる。	を、次の学習過程「消防団って何？」の追究意欲に繋げていく。）
消防団って何？？？		
2 消防団について知りたいことを発表し合う。	・質問事項の内容を整理しながら板書する。	
3 消防団員の話聞く。 ・消防団の仕事（火災発生時と日常訓練や防災活動） ・消防団員になった理由 ・活動上、辛いこと困ったこと良かったこと等 ・後継者問題 など	○児童には必要に応じてメモをとるように、※折にふれて声かけをする。 ※左で掲げた・の項目については特に、時間をとってメモさせる。	◇消防団の方のお話を基に、ボランティアとして地域の火災予防に携わる人々の活動の様子を知ることができたか。
4 消防団員と質疑応答をする。	・2で板書された質問内容から順に質疑応答をはじめめるが、その他にも様々な面からの質問が予想されるのである程度、整理・分類しながら応答していただく。 ・質疑応答の内容についてはワークシート（No.7）を配布して記入させる。 ・最後に、近い将来、消防団に加入して地域のために尽くしてほしい旨、子どもたちに迫っていただく。	◇消防団の方のお話を基に、地域の消防活動の課題や問題をつかめたか。
5 消防団の必要性や消防団入団の勧誘について、自分の考えをまとめる。	・ワークシート（No.7）に「自分たちの地域に消防団は必要か否か」と「将来的に自分が入団する意志の有無」について記入させる。	
6 5でまとめた自分の考えを基に話し合う。	・「なぜ、そう思ったのか」の理由について多様な考えや思いを引き出させることで、次時以降の課題追究への意欲化を図りたい。	◇消防団の必要性について、「自分たちの問題」として捉え判断しようとして発言しているか。
7 次時の確認をする。	・次時からは、本時の判断を基に自分の知りたいこと調べたいことについて	

て追究していく時間であることを告 げる。

＊上記指導案中、ワークシート（No.6）に記述された個々の内容は、資料「3 学年 思考の変容一覧」表中の「消防団員へのインタビュー前」における「消防団は必要か？」及び「その理由」に示した。

＊上記指導案中、ワークシート（No.7）に記述された個々の内容は、資料「3 学年 思考の変容一覧」表中の「消防団員へのインタビュー後」における「消防団は必要か？」及び「その理由」と「将来、自分も消防団に入団するかどうか？」及び「その理由」に示した。

（２）「どのように調整するか」の段階

ア 第 8 時の概要 <平成17年10月18（火）2 校時 実施>

「消防団員の存在は必要→でも自分はやりたくない！→じゃあ、どうするか？」前時の段階で“自分の身にふりかかった”問題について、自分としてはどう解決していったらいいのかについて予想する。（個別課題として記述した。）

＊個々の個別課題は、資料「3 学年 思考の変容一覧」表中の「消防団についての追究活動前」における「選んだ選択肢」及び「知りたいこと」に示した。

イ 第 9 時の概要 <平成17年10月19日（水）5 校時 実施>

8 時間目で予想した解決策に対し、その実現に向けて何がどのように必要になってくるかについて調べたり考えたりした。

＊授業では、子どもたちに「3 年 社会科学習しりょう（No.1）（No.2）（No.3）」を配布して調べ学習を行った。

ウ 第10時の概要 <平成17年10月24日（月）1 校時 実施>

8 時間目に引き続き、調べ学習を行った。

＊個々の調べ学習での表れは、資料「3 学年 思考の変容一覧」表中の「消防団についての追究活動後」における「選んだ選択肢」及び「追究後の思い」に示した。

＊実際の授業では、「各時の学習内容の概略」で示した「過去へのアプローチ」に関わる内容については子どもたちの発達段階から考えてやや難度が高いと判断し示さなかった。

（３）「調整してみよう」の段階

ア 第11時の概要 <平成17年10月24日（月）5 校時 公開授業として実施>

i) 本時の目標 自分たちの生活を火災から守るために本当はどうすればいいのかについて、これまで学習してきたことを基に話し合い、より合理的な解決方法を模索できる。

ii) 本時の評価規準

【関心・意欲・態度】

- ・学習を振り返って、自分たちが住むまちを火災のないさらに住みやすいまちにしていこうと考えようとしている。(発言・観察)

【思考・判断】

- ・話し合い活動で出された友だちの考えや意見もふまえ、自分の考えを改めてまとめることができる。(発言・記述)

【表現・技能】

- ・話し合い活動を通して、改めて自分の考えをワークシートにまとめることができる。

(記述)

iii) 指導過程

学 習 過 程	・指導上の留意点 ○支援	◇評 価
1 今日、これまでの学習をふまえてまとめた自分の考えを基に話し合いをし、改めて自分なりの結論を出していくことをつかむ。	・これまでに単元の学習に使用した掲示資料などを改めて掲示し、話し合いの際に適宜、振り返られるようにしておく。	
消防団って必要なの???		
2 話し合いをする。	・前時にまとめた「ぼく・わたしのけつろん」について児童相互の考えがわかるように黒板にネームプレートを貼る。 ・黒板に貼られたネームプレートから、ぜひ意見を聞きたい友だちや質問したい内容から、話し合いをスタートさせる。 ○自分から発言しにくい児童については、話し合いの流れの中で「○○くん・さんは～についての考えをまとめていたね。みんなに話してみてくれますか？」などと適宜、指名をして発言を促す。 ・将来、どうするかばかりでなく、今すぐにでもできそうなことはないかという視点でも話し合いを拡大する。	◇学習を振り返って、自分たちが住むまちを火災のないさらに住みやすいまちにしていこうと考えようとしているか。
3 改めて自分の結論をまとめる。	○自分の考えをまとめかねている児童があれば、それまでのワークシートや資料などを見直させ、もう一度学習の流れを振り返らせたり、子ども	◇話し合い活動で出された友だちの考えや意見もふまえ、自分の考えを改めてまとめることができた

	が語る断片的な内容を教師の言葉で補いながら“繋ぎ”文章化させたりする。	か。 ◇話し合い活動を通して、改めて自分の考えをワークシートにまとめることができたか。
4 自分の結論を発表する。	・記述をもとに、自分の結論を発表する。 ・結論はどうあれ、それがこれまでの学習を通じて考えてきた、各自にとってより合理的な判断であることを告げ、1人1人の頑張りを評価する。	
5 次時の確認をする。	・次時は、これまでの学習を振り返って、イメージマップを作成することを告げる。	

＊子どもたち個々の表れは、資料「3学年 思考の変容一覧」表中の「交流活動後」における「選んだ選択肢」及び「交流活動後の思い」に示した。

イ 第12時の概要 <平成17年10月25日（火）4校時 実施>

この単元での学習を振り返ってイメージマップ（3）を作成した。

2 授業を終えて

表1の「3学年 思考の変容一覧」によると、単元終了時にはほとんどの子どもが「自分たちの地域を火災の被害から守るには自ら何らかの働きかけをすべきであるし、自分もぜひそうしたい。」という結論に達している。これは、公共性の育成をねらった今回の実験授業を検証する上でたいへん心強いデータであろう。とりわけ、消防団活動についての追究活動や話し合い活動では、子どもたちは自分の将来の夢までも引き合いに出しながらそれを実現したい気持ちと、自らの地域の安全は自らの手で守らなければならないという必要感との間で葛藤する姿が多く認められた。1学級12名（男子9名・女子3名）という小規模校での実践なので、そのあたりの子どもたちの思考の変容過程はほぼ個人毎で把握できた。

小人数学級で実施した授業の子どもたちにとってのメリットは、中身のたいへん濃い体験ができたことであろう。消防署見学に行った際には、12名の子どもたちに対して最多時4～5名の消防署員が対応してくれ、子どもたちは消防署員とface to faceの関係で多くの質問の機会を与えられ学習を深めることができた。地域の消防団員を招いての聞き取り調査活動でも同様な効果が認められた。

一方で、少人数学級ならではの限界についても言及したい。それは、社会的事象への見方・考え方のヴァリエーションが少なく議論の深まりや広がりがありあまり期待できない点であろう。特に今回、単元の最終段階で消防団活動について個別追究した内容をもとに話

し合い活動を計画していた（11時間目）が、折悪しく当日2名が欠席（しかも本学級に3名しかいない女子のうちの2名）し、僅か10名で交流活動をせざるをえなかったことはそれを端的に表している。

しかしながら、消防団に対する追究活動をする前と後では子どもたちの思いが劇的に変容している（表中8～10時間目）ことから考えると、今回提案した授業モデルが、子どもたちの公共性を育成する上で有効に機能していたと言えるのではないか。

今回、評価方法にイメージマップ（表2）も取り入れてみた。1時間目→5時間目→12時間目と単元の節目節目にイメージマップを描かせてみた。これによると、授業がすすむにつれてイメージマップへの記述内容も増え、記述された内容相互の関連もより複雑になっていくのが認められる。特に、地域の消防団に関わる一連の追究活動や話し合い活動を行った後（12時間目）のイメージマップには消防団活動の位置づけや感謝の気持ちなども盛り込まれているのが認められ、「3学年 思考の変容一覧」に見られる子どもの表れとも符合する。ただし、この評価方法は小学校3年生という発達段階では、やや難易度が高いようであった。3年生にとって頭に浮かんでくるイメージはあくまでもイメージであって、それを言葉に“翻訳”しさらにその言葉同士を結びつけるまでの作業を可能にしていくなには、もう少し語彙が豊富になってくる学年（例えば5～6年生）まで待つ必要があろう。3年生段階では、絵に描いたりイラストを交えて説明できるようにしたりするような方法が適切かと思われる。

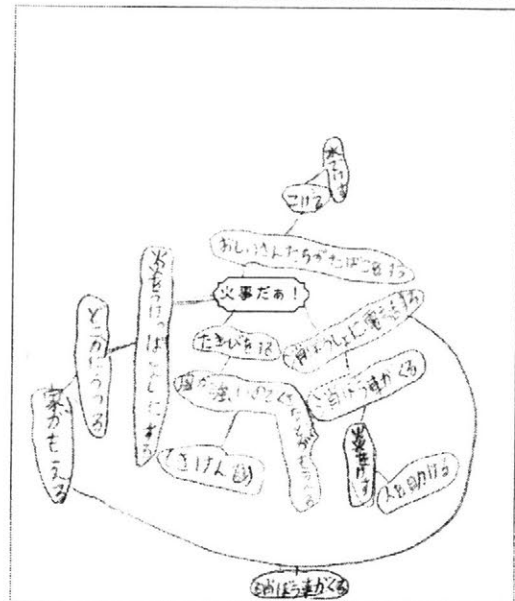
表1 第3学年 思考の変容一覽

授業時数		6・7時間目						8～10時間目		11時間目	
学習過程		前イ消防団員へのインタビュー		後イ消防団員へのインタビュー				前の消防団生活について		後の消防団生活について	
氏名	消防団は必要か？	その理由	消防団は必要か？	その理由	消防団に入るかどうか？	その理由	選んだ選択肢	知りたいこと	選んだ選択肢	追後の思い	交活活動後の思い
H.O	不要	消防署の人がほとんどやってくれそうだから。	消防団は必要か？	火事はかなり台風や洪水の時に助けてくれるから。	どちらとも言えない	はしご車か落ちてしまうかもしれない。(大人になっても入るには)入らない。新しい消防車がきたら入るかもしれない。	②	どれくらい訓練するのか。消防団にはどんな消防車があるのか。僕でも消防車を運転できるのか。	①	台風や洪水の時も助ける活動をするので入りたいたい。若いうちから消防団に入りたい。消防団員としての(生活)が知りたい。	火事ばかりではなく台風や洪水の時も助ける活動をするので入りたいたい気持ちに変わらない。
F.K	必要	火事が起きたら消防団が必要だと思ってるから。	消防団は必要か？	(そうじゃないと)消防団がある意味はないから。	どちらとも言えない	入ると火事が起きたときに速で入ることができるかもしれない。入らないと人助けにならないから。	②	(消防団員の人は)普段、どんな職業に就いているのか。	①	人を助けるのが一番いいと思うから。消防団に入りたいけど自分の家が守れない。消防署だけに任せておいてはいけないから。	消防団ではなくて消防士になりたいと思った。でも、採用試験に合格しないといけないからがんばりたい。
T.S	必要	いつでもどこで火事になるかわからないから。	消防団は必要か？	せいかくの訓練が台無しになるから。	入らない	こわいから。	②	火事を消すときに他の消防団どうやって消す役割を分けるのか。	③	僕は消防士になりたいから。はしご車を操縦したい。	自分が消防士になって火事を消したいと思う。はしご車を操縦したい。
A.S女	必要	(資料などを観ると)何か役に立ちそうだから。	消防団は必要か？	(地域に)助けてくれる人がいなければ安心できないから。	どちらとも言えない	女子が入れるかなんてわからない。私も入りたい仕事があるから。	②	女子消防団員は何人ぐらい入っているのか。自分は体が弱いから、ちょっと心配。入りたい気持ちはあるけど...	②	女子だけの消防団があったら入るかもしれない。女子の消防団員がすごく増えてきてがんばってほしいと思うけど、やっぱり自分には無理だと思う。	欠席
S.S	必要	(そうじゃないと)消防団がある意味がないから。	消防団は必要か？	(そうじゃないと)消防団がある意味がないから。	どちらとも言えない	入れれば人のためになるけど、自分でやりたい職業があるから。	②	もっと、消防車の仕組みを調べれば、入るかもしれない。	①	消防車のことがすごく詳しく分かったから。消防団員になるのが嬉しいから。30才未満の人が減っているから。	②
S.T女	必要	なんどなく、近くに消防署があるから。	消防団は必要か？	呼ばれたらすぐに出勤できるから。	どちらとも言えない	火が悪いし命も大事。	②	私は大人になったりやりたいことがあるけど、入ることができないんだけど、(その場合)どうすればいいのかな。	②	私はやりたい気持ちもあるけど命も大事。消防士になりたいたいから。30才未満の人が減っているから。	①
Y.N	不要	必要ないと思ったから。	消防団は必要か？	無いと大変なことになると思ったから。	入らない	いろいろやることあるけど大変なところがあるから。	②	訓練日は決まっているのか。お店をしながらかまってくれるのか。	①	命を守る仕事は大変なので、1回出勤すること300円ぐらいもらえたらいいから。	①
S.M女	必要	火事の時に必要だと思ってるから。	消防団は必要か？	とてもすごい働きをしているから。	どちらとも言えない	消防車や救助工作車の道具がもともと備えてあるから。	②	女子消防団員は何人ぐらい入っているのか。どんな職業をやっているのか。消防車は消防団にどのくらいあるのか。	①	消防団は必要で、私も地域や市の役に立つ仕事をしたいと思うから。他の職業をしても消防団活動ができるから。	欠席
J.M	必要	必要があればある意味がない。	消防団は必要か？	必要がなければある意味がない。	どちらとも言えない	まだ、決められない。	①	消防団に入りたいたい気持ちはあるけど、まだ考え中。	①	始めは消防士になろうと思っていたけど、ちょっと無理そうなのでも消防団に入ろうと思った。消防団に入る人がもっと増えればいいな。	①
K.Y	必要	消防士といっしょに火を消すから。	消防団は必要か？	消防士といっしょに火を消すから。	どちらとも言えない	まずは、BFCIに入ってみないと分からない。	②	(自分の)仕事に火事があったらどうするか。	①	僕は消防団に協力しようと思った。30才未満の消防団員が減っているから。	①
F.Y	不要	近くに消防署があるから。	消防団は必要か？	火事の時に大変だから。	どちらとも言えない	火を消す仕事は危ないから。	②	他の仕事をしながら消防団の仕事もできるか。	①	僕は消防団にもなりたくないと思うけど僕の夢は野球選手なので、消防士にはならずに消防団に入るうと思う。	①
K.W	必要	とにかく消防団が現場に来てくれるから。	消防団は必要か？	消防署とはちょっと同じ役目をしていくから。	入らない	僕の夢はサッカー選手だから。	③	昭和39年ぐらいにはあんなに(消防団員)たくさんいたんだけど、僕たちが大人になつたらもう少なくなってしまう。だから、僕が入らなくてもいいから好きな人が入るだろう。消防団は他の仕事をしながらでもできるけど、僕の将来の夢はサッカー選手なので、僕らを積極的にやりたいたいから入れない。	②	結果、サッカー選手になれなかったらもうかき入れてもいい。でも、何で自分が入らなければならないのかという気持ちはある。迷っている。	②

＜5時間目～イメージマップ（2）＞

名稱：(小) 反骨

真ん中の「大事だぁ!」の言葉から思いつく言葉や事がらを羅列でつないで書き出そう。

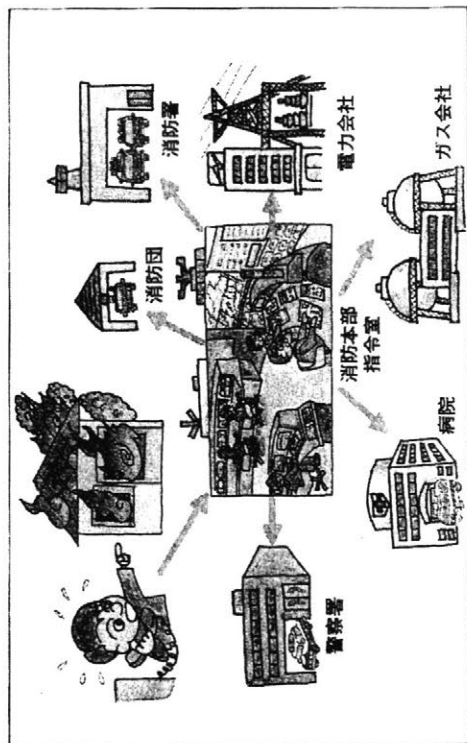
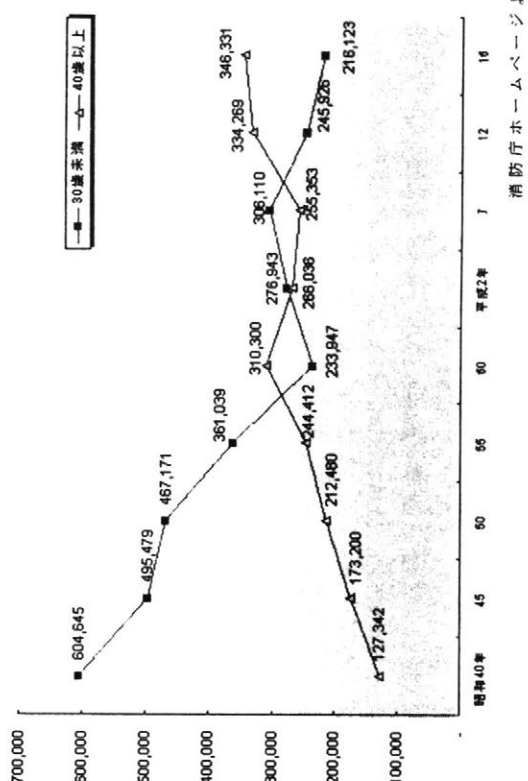
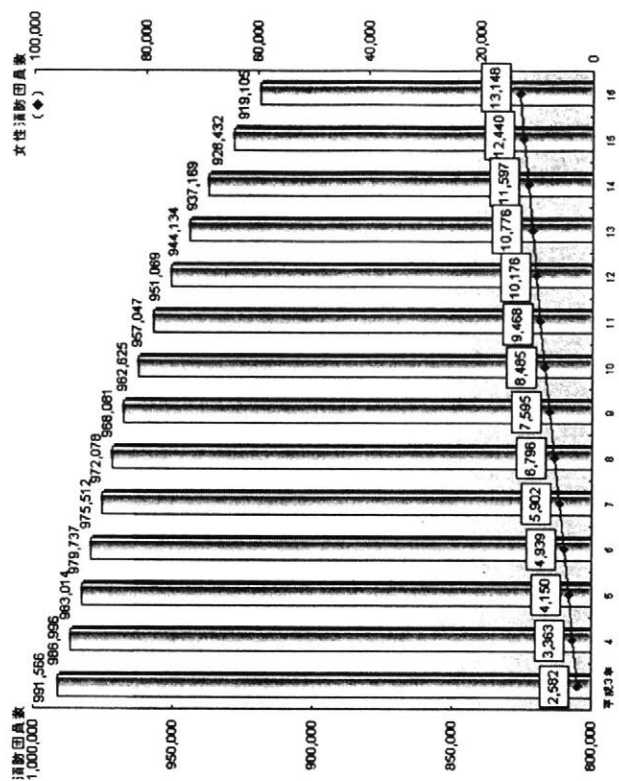


ぼくはしょうぼうしに1つていろいろなことを知りました。
 一番ぼくがおもしろがったのははれごしのところでした。
 ことで「ぼくが来たとき38メートルたいたけど1人
 とうは38メートルまでのびます。きょうしつこうさくしはとう
 ぐがちゃんと100にしかたてあるときいたので「ぼくははやく
 しました。

名稱 (分類) 及 用途

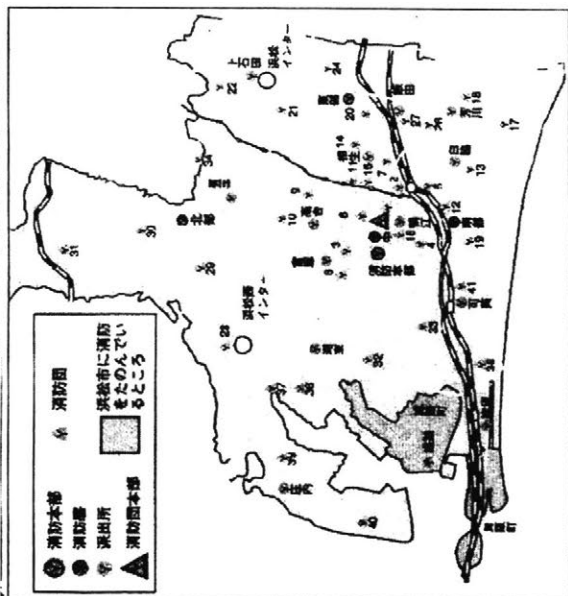
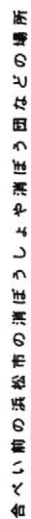
[illegible][illegible]

— 104 —



火事がおきたときのれんらく

「のびゆく浜松」より



「浜松市消防白書」より

3年 社会科学習しりょう (No.1)

名前 ()

- ④ 合べい前の浜松市で、消ぼうしよと消ぼうだんをくらべてみると…
(平成15年4月～平成16年3月までの1年間で)

消ぼうしよ	消ぼうしよや消ぼうだんの数	しよぞく人数	消ぼうし車などの数
消ぼうし	消ぼうし本部 1か所 消ぼうしよ 4か所 はしゆつ所 1.4か所		ポンプ車 18台 タンク車 12台 はしご車 5台 科学車 2台 きゆう助工作車 4台 きゆうきゆう車 16台
	ぜんぶで 19か所	※ 627人	
消ぼうだん	ぜんぶで 38分だん	1130人	ポンプ車 38台

※ 消ぼうしのために浜松市が1年間に使えるお金は…

※ 消ぼうしよにしよぞくしている人数627人のうち、直接消火活動をする人(消ぼうし)の人数は、男性196人+女性10人=合計206人

- ⑤ 合べい前の浜松市で、平成15年4月～平成16年3月までの1年間に…

おきた火事の数 297回
火事のひがいをお金で計算すると ¥12,105,000円(七億千二百五十万円)
火事でなくなつた人の数 10人
火事でけがをした人の数 28人

- ⑥ 合べい前の浜松市でおきた火事のげんいんベスト5

第1位～放火・放火のうたがい(わざと火をつけるはんざい) 63回(25.0%)
第2位～たばこの火のしまつ 38回(15.0%)
第3位～たき火の火がもえうつた 25回(9.9%)
第4位～火遊び 16回(6.3%)
第5位～ガスレンジの火がもえうつた 13回(5.1%)

- ⑦ 合べい前の浜松市の消ぼうだんいんのふだんの時のしよく業ベスト5

第1位～せいでう業(工場などで物を作る仕事) ……35.6%
第2位～サービスマン(自動車せいで、とこ屋、弁ごし、ピアノ教室だ) ……21.1%
第3位～けんせつ業(建物や道路などをつくる仕事) ……15.0%
第4位～おろし売り・小売り業(お店で商品を売る仕事) ……10.3%
第5位～のう業(田や畑で作物を作る仕事) ……4.5%

※ 全国の消ぼうだんいんのデータによると、会社などにとめながら消ぼうだんいんをしている人の割合は、すべての消ぼうだんいんの69.8%になる。

- ⑧ 合べい前の浜松市の消ぼうだんの出勤回数とその理由

(平成15年4月～平成16年3月までの1年間で)
出勤回数4215回(1日あたり11回～12回の出勤)
＜出勤理由＞
火事 …… 204回(4.8%)
くん棒 …… 3645回(86.4%)
ぼう火のよびかけなど …… 228回(5.4%)
いたずらやまちがひ運らく …… 86回(1.9%)

- ⑨ くらべてみよう！ 【消ぼうしになるためには】と【消ぼうだんに入るには】

【消ぼうしになるためには】

浜松市消ぼうしよのさい用しけん(テスト)に合格しなければいけない。

消ぼうし学校に入学する(学校は静岡市にある。約6か月間、消ぼうしの勉強をする。)

浜松市の消ぼうしよなどにつとめることができる。

【消ぼうだんに入るには】

浜松市に住んでいる18さい以上の人で、体がじようぶではんざいなどの悪いことをしない人なら男女の区べつなくだれでもなれる。
※ 全国の消ぼうだんいんのデータによると、女性の割合は1.4%(平成16年)

- ⑩ くらべてみよう！ <消ぼうしになつたら>と<消ぼうだんに入つたら>

<消ぼうしになつたら>
18さいで高校をそつ業して、消ぼうしになると…
浜松市から一か月のきゆうりより約 155900円
浜松市から一年間のきゆうりより約 1870800円+ボーナス もらえる。

<消ぼうだんに入つたら>

18さいで消ぼうだんいんになると
浜松市から一年間のおれとして →21000円
浜松市から一回、出勤するごとに →3000円
消ぼうし車を運転する人は一年間で →19200円 もらえる。

◇イメージマップ1

真ん中の『火事だあ!』の言葉から思いつく言葉や事がらを線でつないで書き出そう。

火事だあ!

◇消ぼうしよを見学しよう!

あなたは、消ぼうしよへ行ってどんなことを見たり聞いたりしたいですか? 思いつくことを下の四角のらんに書き出しましょう。

見たり聞いたりしたいこと

◇消ぼうしよへ行って、見たり聞いたりして分かった事がらをメモしよう。

名前 ()

◇消ぼうしよへ行って、見たり聞いたりして分かった事をメモしよう。

名前 ()

◇消ぼうしよでは、ズバリこんなくふうや努力をしていた!!

あなたが見学した消ぼうしよでは、どんなくふうや努力をしていたでしょうか? 話し合いで出された意見をふり返って思いついたことを書き出しましょう。



◇イメージマップ2

真ん中の『火事だぁ!』の言葉から思いつく言葉や事がらを線でつないで書き出そう。

火事だぁ!

消ぼうだんって何???

1. 私たちの町に消ぼうだんは必要だと思いますか? ○でかこみましょう。

必要だと思う

必要ないと思う

2. どうしてそう思ったのか、理由を書いてください。

◇消ぼうだんの方のお話を聞いて分かった事をがらをメモしよう。

◇消ぼうだんのお話を聞いて分かった事をメモしよう。(No.6のつづき)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

◇消ぼうだんの方のお話を聞いたあとの気持ちで答えてください。

1. 私たちの町に消ぼうだんは必要だと思いますか? ○でかこみましょう。

必要だと思う

必要ないと思う

2. どうして上のように思ったのか、理由を書いてください。

.....

3. あなたは、おとなになったら消ぼうだんに入りますか? ○でかこみましょう。

入ると思う

どちらとも言えない

入らないと思う

4. どうして上のように思ったのか、理由を書いてください。

.....

◇私たちの生活を火事から守るためにはどうすればよいのか?

私たちの生活を火事から守るために.....	おとなになったら.....	じゃあ、どうするか?	そのために知りたいことや調べたいことを書こう。
消ぼうだんは必要だと思う。	①自分も消ぼうだんに入りたい。		
	②入るかどうかわからない。	(今のしくみが)どうなったから、自分は入りたいと思うから。	
	③自分は消ぼうだんに入りたい。(今のしくみが)どうなったから、自分は入りたいと思うから。	自分以外の人は、(今のしくみが)どうなったから、自分は入りたいと思うから。	
消ぼうだんは必要ないと思う。	④自分が消ぼうだんに入らないと思うから。		
	⑤消ぼうだんに入りたいと思うから。		

◇ みなさんは社会科学習ノート (No.8) で、「私たちの生活を火事から守るために消ぼうしが必要かどうか?」「おとなになったら消ぼうしに入るかどうか?」など、自分の気持ちについて考えてみました。そして、それにかかわって自分が調べてみたいことを書き出しました。

そこで、今日のじゅ業では自分が調べてみたいことや消ぼうしについてまだ知らないことなどについて学習を進めていきましょう。

◇ 調べて分かったことやはじめて知ったこと、それについて自分はどう思ったかなどをメモしよう。

◇ 今日のじゅ業メモ

ぼく・わたしのけつろん

◇あなたの「今」の考えはどうか？ ①～④の「けつろん」からあなたの考えに一番近い（同じ）ものをえらんで、その番号を○でかこみましょう。そして、そのように決めた理由や「だからもっと、こうしてほしい！」と思うことなどを下のらんに書きましょう。

名前()

私たちの生活を火事から守るために…

- ① 消ぼうさんは必要だし、自分も入ろうと思う。
 ② 消ぼうさんは必要だけど、自分は入らないのでだれかにたのもうと思う。
 ③ 自分が消ぼうしよの通ぼうしならうと思うので、消ぼうさんは必要ない。
 ④ 通ぼうしよにまかせばいいので、消ぼうさんは必要ない。

【理由や「だからもっと、こうしてほしい！」】

今度こそ！ ぼく・わたしのけつろん

◇自分たちの生活を火さいからまもらるために、あなたの「今」の考えはどうですか？ これまでの学習をふりかえってあなたが考えたことや思ったこと、友だちの意見や考えで「うん、なるほど！」とか「なっとくできない！ 反対！」などと思ったことがらを書きましょう。

名前()

私たちの生活を火事から守るために…

- ① 消ぼうさんは必要だし、自分も入ろうと思う。
 ② 消ぼうさんは必要だけど、自分は入らないのでだれかにたのもうと思う。
 ③ 自分が消ぼうしよの通ぼうしならうと思うので、消ぼうさんは必要ない。
 ④ 通ぼうしよにまかせばいいので、消ぼうさんは必要ない。
 ⑤ ①～④以外の考え、けつろん

名前 ()

◇イメージマップ3

真ん中の『火事だあ!』の言葉から思いつく言葉や事らを線でつないで書き出そう。

火事だあ!

.....

.....

.....

.....

(西尾 哲孝)

第2節 観察者による分析的考察

1 西尾氏の単元構成

全12時間からなる西尾氏の単元計画は、以下のように五つの小単元に分けてとらえることができる。

- 第1次（1時間目）：消防の仕事に興味を抱き、単元の学習への見通しをもつ。
- 第2次（2～5時間目）：消防署の見学や聞き取りを通して、消防署の働きやそれに携わる人々の工夫や努力を知る。
- 第3次（6～7時間目）：消防団の人の話を聞き、地域の消防活動の苦労や問題点をつかむ。
- 第4次（8～11時間目）：消防団は必要かどうか追究し、将来自分は消防団に入るかどうか意思決定を行い、学級内で相互に意見交換をする。
- 第5次（12時間目）：単元の学習を振り返り、火災から暮らしを守るために自分たちはどうすべきかについて概念マップにまとめる。

ここでは授業ビデオを観察した第3次（6～7時間目）と第4次（11時間目）の授業を考察対象とする。第3次については、消防に関わる公共的課題の一つとしての「消防団」に関して、過去や他地域の課題解決の事例を参照しながら、より広い合理的な見方を獲得できたかどうかを分析する。それは、「公共性をになう認識」の評価を意味する。また、第4次については、消防団の必要性に関する議論に積極的に参加し、他者の意見を尊重しながら課題解決策について主体的に判断しているかどうかを分析する。それは「公共性をになう態度」の評価となろう。

2 西尾氏の第3次の授業分析

（1）授業の全体像

西尾氏の第3次の授業（2時間続き）の全体像を、授業の流れ、教師の働きかけ、子どもの動きに着目し、筆者の側で簡潔に整理したのが以下の表1である。

表1 西尾氏の第3次の授業の流れ、教師の働きかけ、子どもの動き

授業の流れ（Q：発問，I：指示）	教師の働きかけ	子どもの動き
Q 火災の時，消火活動に駆けつけるのはどんな人だったか。 消防士だけだったか。	○「のびゆく浜松」掲載のイラスト資料や単元導入時に使用したイラスト資料を拡大して教室全面に掲示する。	・これまでの学習を想起し消防士の他に消防団がいることを確認する。
Q 自分たちの地域に消防団は必要か	○判断がつかかっている児童に対	・直感的に消防団の

どうか、自分の考えをワークシート No. 6 に記入しよう。	しては個別にその理由を聞きながら、とりあえず現時点での考えを記述させる。	必要性についての意見をまとめる。
Q 消防団について知りたいことは何か。	○質問事項と児童の発言を適宜整理しながら板書する。	・児童は自己の考えを思い思いに発言する。
I 消防団って何か。本物の消防団の人に話を聞こう。		
→ゲストが登場。自己紹介に続き、上着を脱ぎ消防団の服装に変身し、仕事の内容等について説明する。	○講師には上で板書した質問内容に留意しつつ、ある程度整理・分類しながら説明してもらう。	・消防団の人が学級内の児童の父親であることもあり、熱心に話を聞く。
◇消防団の仕事（火災発生時と日常訓練の防災活動）	○ワークシート No. 7 を配布し、質疑応答の内容を記入させる。	・時折ワークシートにメモする。
◇消防団員になった理由		・自由に質問する。
◇活動上、辛いこと困ったこと、よかったこと等	○メモのとれない児童には折に触れて声をかける。	（講師の話はわかりやすいが、時間が長くなった後半はやや緊張感がなくなった感がする）
◇後継者問題 など。 最後に、将来は消防団に入って地域のために活動してほしいとの要望を子どもに伝えて、話を終える。	○講師の話聞いて、最初の考えが変わったか、変わらないか、よく考えて書くよう指示する。	・ワークシートに各自の考えをまとめる。
Q 消防団は必要かどうか、自分は入るつもりか否か、今話を聞いてワークシートを完成させよう。	○それぞれ指名して意見を言わせる。特に「なぜそう思ったのか」の理由について多様な考えを引き出すことで、次時以降の課題追究への意欲化を図る。	・それぞれ指名に従って自己の考えを述べる。必要かどうかについては明確でも、自分の選択についてはとまどいも見られる。
I 改めてまとめた自分の考えを出し合おう。	○次時からは、本時の判断を基に自分の知りたいこと調べたいことについて追究することを予告する。	
I 次時の学習内容を確認する。		

（２）公共性をになう認識の評価

公共性をになう認識の評価という視点から本授業を分析するには、消防団のなり手が少ないという現状（＝課題）をどうすれば解決できるのか、そのためにはいかなる手立てが必要なのかを過去や他地域の事例をも探りながら追究し、合理的な見方考え方を導き出しているかどうかを判定することである。

この２時間続きの授業において、時間的にも内容的にも最も大きなウェイトを占めたのがゲストティーチャーとしての消防団員の話である。ゲストから消防団の仕事やそれに関

わる生の声を聞き、子どもたちに消防団の直面する課題を再確認させ、その解決のためのアイデアを出させるために、西尾氏はゲストに聞きたいことを事前に子どもから出させて板書したり、途中で子どもの質問を促し板書に加えるなどの手立てを講じた。また、ゲストの方もオーバーオール姿で現れ、途中でそれを脱いで消防団の服装に変身したり、優しい言葉で語るなどの努力で答えていた。ゲストが学級の児童の父親であったことも手伝って、子どもたちは当初食い入るようにお話に聞き入っていたが、やはり3学年の児童であるためか、少し話が長引くと集中力がとぎれてきたようである。

後半は、ゲストの話を踏まえて「消防団は必要かどうか、自分に入るつもりか否か」をワークシートに記入させた。この授業の前にも同じ作業をさせているため、その変化を西尾氏による集計結果から探ってみよう。授業前の結果では、12名の児童の内、消防団は必要であるとする者8名、不要だとする者4名であり、後者の理由は「(近くに)消防署があるから」が3名、「必要ないと思ったから」が1名であった。ところが、授業後では全員が必要派に転じた。授業前に「(近くに)消防署があるから」と答えた児童が必要とした理由は、「火事だけでなく台風や洪水の時にも助けてくれるから」「呼ばれたらすぐに出動できるから」「火事の際に大変だから」であり、授業前に「必要ないと思ったから」と答えた児童が必要とした理由は、「ないと大変なことになると思ったから」である。

つまり、この変化は、子どもたちがゲストの話を通して、消防士だけでは手が足りない火事の大変さと、消防団員が地域の防災のために行っている多様な活動を認識したことを示していよう。だが、問題はむしろ授業の前から消防団は必要と答えた児童の理由である。何と8人中4名が「そうじゃないと消防団がある意味がないから」(3人)「せっかくの訓練が台無しになるから」(1人)と答えていることである。つまり、消防団の存在を前提に、現にあるものは必要なものだと半ば思考停止のような回答をしているのである。これは3学年位の子どもにはありがちなことなのかもしれないが、やや問題を感じるところである。第2章で整理したように、公共とは「みんなとともに」の意味であり、社会科教育で育成すべき公共性が「社会の形成者として公共をになう認識と態度」であるとすれば、所与の制度を批判の対象ととらえ、よりよい社会形成に参加する姿勢こそが重要になるからである。

その点で、授業展開はともかく、授業の中で子どもに追究させようとしたテーマの設定の仕方に問題が指摘できよう。西尾氏は一貫して「消防団は必要かどうか、自分に入るつもりか否か」を追究させた。その結果、子どもは「自分は地域の消防団に入るかどうか」を最大の問題ととらえてしまったのである。社会科で追究すべきは、客観的存在としての消防団の是非であり、消防団員確保のための合理的施策なのである。自分ならどうするかはあくまで一般論の考察のための手段に過ぎない。では、どうすればよかったのだろうか。私見では、「消防団は必要か、その理由は何か」の次に、「なぜ消防団は必要なのになり手が少ないのか」「どうすれば消防団員を確保できるのか」をメインテーマにして追究すべきであった。無論、西尾氏の授業にその視点が全くなかったわけではない。随所で子どもにその点を気づかせようとしているが、子どもの思考が「自分はどうするか」に固まってしまう、そこまで視野を広げることができなかった。その意味で、ワークシートの問題設定に改善の必要性を指摘しておきたい。なお、単元構成を見ればわかるように、第4次においても同じ問題を追究しているところから、ここでの指摘はあくまで第3次の授業ビ

デオとワークシートの内容によるものであることも断っておきたい。

3 西尾氏の第4次（11時間目）の授業分析

（1）授業の全体像

西尾氏の第4次（11時間目）の授業の全体像を、授業の流れ、教師の働きかけ、子どもの動きに着目し、筆者の側で簡潔に整理したのが以下の表2である。

表2 西尾氏の第4次の授業の流れ、教師の働きかけ、子どもの動き

授業の流れ（Q：発問，I：指示）	教師の働きかけ	子どもの動き
I これまで学習してきたことを基にして、今日は自分の結論を発表してもらいます。ただし、できるだけ前の人の意見をよく聞いて、それに関連させながら発表するようにしよう。	○学習内容「私たちの暮らしを火事から守る」を確認し、議論の焦点が「消防団は必要か、自分も入るかどうか」であったことを想起させ、板書する。 ○子どもの結論の争点を明確化するために、①必要で自分も入る、②必要だが誰かに頼む、③自分が消防士になるから不要、④消防署に任せればよいから不要、の四つに分けて板書し、子ども達の意見を分類する。	・これまでの学習を想起し、議論のテーマを確認する。 ・各自ワークシートを見て、意見を再度確認する。
Q 友達の結論に対して質問したいことや意見を出し合おう。 （以下は児童の質問） ●K1君に対し、何で自分で消防団に入らず、他の人に頼もうと思うのか？ ●T君に対し、何で消防士になると消防団は必要でないのか？ ●H君に対し、何で消防団に入りたいと思ったのか？ ●F君に対し、何で消防団に入りたいと思ったのか？ ●K2君に対し、何で消防団は必要か？	○子どもに質問を促し、質問内容を的確に要約するとともに、質問された子どもにきちんと意見を言わせる。戸惑う児童にはワークシートの意見を読ませる。 ○本質的な質問が出されたことを評価し、再度自己の考えを述べるよう指示する。	・K1：自分はサッカーの選手になりたいから。 ・T：とりあえず消防車に乗りたい。 ・H：消防団は火事だけでなく洪水とかいろいろな人を助けられるから。 ・F：いい仕事だし自分の家は自分で守りたいから。 ・K2：消防団に若い人が段々減ってきているから。

● S 君に対し、何で消防団は必要か？	○質問だけでなく、意見もあれば出すように促す。	・ S : 意味のないものならあるはずがない。 ・ 消防団は他の仕事をしながらでもできる。 ・ 消防団になりたい人がいるから。
● S 君に対し、誰かに頼むというけど誰に頼むのか？ ● A さんの考えも聞きたい。	○適宜、掲示した資料で学習内容を振り返る。	・ A (教師代読) : 今は入る気はないが女子だけの消防団があれば入る。
● J 君に対し、何で消防団は必要か？ I 自分にはやりたい仕事があるけど消防団は必要だという K 1 君にもいい考えがあったね。言ってみて下さい。 Q 今の考えについてはどうですか。こうしたお金はどこから来たのか。誰から来たんだったかな。	○浜松には消防署が 4、消防団が 38あることを資料で確認する。 ○教室に掲示された資料(復習)を手がかりに、消防のために使える費用は限られており、それは税金であることを確認する。 ○K 1 君のように自分でやらなくても税金をたくさん納めるといいう協力の仕方もあることを示唆する。	・ J : 浜松には消防署が 4 つしかないから。 ・ K 1 : 消防団のお礼が安すぎるのもう少し高くする。 ・ 消防団も含め、消防にかかる費用には税金が使われている。 ・ 「いやだー」の声。
I まだ聞いていない S さんの考えを先生が紹介しよう。		・ S (教師代読) : 女子の消防団がもっと増えてほしいから私も入りたい。地域の役に立って他の仕事をしていてもできるから。
I まだ聞いていない人、言っていない人は言ってみて下さい。		・ H : 新しい消防車が入れば消防団に入りたい。
Q 消防車の値段は 1 台どのくらいだったか？	○結局費用(税金)がかかることを確認する。	・ 何千万・・・
I いろんな人の意見や考えを聞いて、「今度こそ！ぼく・わたしのけつろん」	○これまでの学習を振り返り、今の自分の考えを率直に書くこと	・ ワークシートに各自の結論をまとめ

をまとめよう。	を指示する。	る。
Q 大事なことを忘れていた。将来のことは聞いたけど、差し当たり今火事からくらしを守るためにできることは何かあるかな。	○教室に掲示された火事の原因を示した資料に着目させ、考えさせる。そして火遊びをしないなど、子どもでもできることのあることに気づかせる。	・家でできるだけ火を使わない。少年消防団に入る。

(2) 公共性をにう態度の評価

公共性をにう態度の評価という視点から本授業を分析するには、①消防団の必要性に関する議論に積極的に参加し、他者の意見を尊重しながら発言しているかどうか、②課題解決策について主体的に判断しているかどうかを明らかにすることが求められる。

まず、①については、インフルエンザによる欠席で児童数が少なかったこともあるが、全員が議論に参加し、他者の発言にも活発に反応している点で、公共性を担う態度の一面が確実に育ったと評価される。②についても、「自分の家は自分で守りたい」「働きながらでもできるから入りたい」「若い人が減っているから入りたい」「女子だけの消防団ができれば入りたい」といった部分的には重要な意見や提案が出された。ただし、一般論として消防団を始めとする防災体制をどうやって維持していくかについては、合理的な提案がなされたとは言い難い。それは、3学年という児童の発達からくる限界かもしれないが、前項でも指摘したように公共性をにう認識形成が十分になされなかったことの結果とも考えられる。

つまり、子どもたちの目が地域の消防団、自分の将来に向かってしまい、他地域や過去の事例も参考にしながら、防災のために個々の市民がすべきこと、なし得ることを追究する姿勢が弱かったということである。消防団のなり手が減少しつつある現実を直視し、なぜ減少しているのかを徹底的に情報を集めて考える。次いで、どうすればよいのかを、やはり徹底的に事例や情報を集めて議論する。そうした認識形成がなされてこそ、意義のある議論と合理的提案が可能となるのである。その点で、西尾氏の授業は、本人が意図したわけではないものの、結果的に地域と自分の将来に子どもの議論と思考を収斂させてしまった。無論、公共性は自己の主体的な社会参加の意識なくしては生まれない。その意味で、3学年の社会科授業としてはこれが限界と言えるかも知れない。

そのことを踏まえ、公共性をにう態度を育成するには、第一に極力大人社会の考える正当性（価値）に向けて子どもを方向付けないことが大切である。「消防団の仕事は大切だから、みんなで地域のためにできることを頑張ってみよう。」と教師が呼びかけ、子どもが同様の反応を示すことを期待してはならない。社会科には全く逆の発想が必要である。やりたい人に任せればよいのではないか、消防署員を増やせばよいのではないかという本音に着目し、そこからスタートするのである。そして、仮にそうした施策をとった場合のコストを計算したり、防災体制をシミュレーションしたりする中で、公共に関わる問題は合理的な認識に基づいて判断しなければならないことを納得させるのである。この合理的な認識を踏まえた判断や提案を促す問題設定と授業構成、それが公共性をにう態度の育成に求められる第二の方法だと言えよう。

(原田 智仁)

第2章 小学校高学年社会科の教材・評価モデルの検証 ～「公害ゼロをめざして」～

第1節 実践者による反省的評価

1 検証授業の概要

(1) 実施校

福生市立福生第三小学校 5年3組 36名

(2) 実践者

草刈 あずさ

(3) 実施日時

平成17年10月18日（火）～10月28日（金）に実施。

- ・10月18日（火）2校時（9：40～10：25）
- ・10月19日（水）2校時（9：40～10：25）
- ・10月24日（月）1校時（8：50～9：35）
- ・10月26日（水）4校時（11：35～12：20）
- ・10月27日（木）5校時（13：40～14：25）
- ・10月28日（金）5校時（13：40～14：25）
- ・本研究会のメンバーは、10月27日（木）5校時（13：40～14：25）を参観。
- ・最後6時間目は、福生市の小中学校の交流会の授業公開の授業で、市内の小中学校の教員が参観。

(4) 子どもの様子

- ・授業の時期は、校内が学芸会の取り組みを行っていた時期。
- ・教師が提示した事実から、自分の考えをもったり、それを交流しあったりすることが、だいぶできてきた時期。
- ・検証授業として参観されることに対して緊張感をもって授業に臨んでいた。
- ・室内はハロウィンパーティーの飾りつけでにぎやかであったが、集中して学習していた。

2 育てたい公共性

(1) 国、都や県、市、市民の取り組み

公害を0にするために、「公」も「私」も、「公共」の団体もそれぞれの立場で取り組み、協力しあうことで、問題解決にあたっていることを理解する。

(2) 自分たちの生活と環境問題のかかわり

自分たちの生活が原因となる環境問題について気づかせる。そして、問題解決のために自分一人だけでなく「みんなとともに」努力したり、協力したりする態度を養っていく。

・・・社会の形成者として公共を担う認識・態度

(3) 類似の事例から深める見方・考え方

公共的課題・問題の存在を把握し、類似の事例に関して過去や他地域における解決策の探求を通して、より広い合理的な見方を身につけるといふ本研究の仮説に基づき、横田基地の騒音公害問題の解決が可能であるか話し合いの根拠を、他の公害の事例（北九州市や水俣市）に求め、市民の働きが快適な暮らしの実現につながるということを見方をもつ。

3 考察

(1) 認識の評価に対して

成果

- 公害についてほとんどの子に認識がなかったが、騒音公害だけでなく、さまざまな公害があることを知ると共に、「便利」と「公害」の対立軸を基に、自分の考えをもつことができた。
- 身近な問題から公害にせまることで、どの子も公害をみんなの問題ととらえることができた。
- 一つの事例だけを扱うよりも、他地域へのアプローチや過去へのアプローチをすることで、公害自体に対する認識と、それに対する取り組みへの認識を深めることができた。（教科書教材を扱うことも可能になる）

課題

- さまざまな立場から考えることができることは大切だが、認識させる事実や考えを更に明確にさせる必要がある。

(2) 態度の評価に対して

成果

- 小集団での意見交換や、学級集団での意見交換を行なうことで、自分の意見を固めたり、友だちの意見に対して自分の考えをもったり、自分の意見を変えたりして、考えを深めることができた。

課題

- 日常生活の中でも「これは公害だ」という会話が聞こえてくる。一人ひとりの自覚や意識の高まりはあるが、実際の行動化には結びついていない。

(3) 具体的な子どもの発言等

①横田基地の民間利用の問題を考えた第1時間目

- ・なくすことはできないけど、減らすことは努力しだいで決まる。私たちも音がうるさい乗り物を利用しているので、「完全になくす＝電車や飛行機が利用できなくなる」というふうになるから、なくすことはできない。
- ・減らすことはできるが、なくすことはできないと思う。なぜなら、公害は人々が楽しく暮らすには自然と起きてしまうものだから

- ・なくせないけど、減らすことはできる。でも、減らすにも限度がある。減らしすぎると、工業が発達しなくなる。

- ・・・「国」「都」「市」「住民」の取り組みによって、公害を減らす努力が行なわれていることを理解することができた。その共通認識のもと、公害をなくせる・公害を減らせる・公害は慣れれば気にならないというそれぞれの子どもたちの感じ方の違いが見られた。

②水俣病の事例からも公害について考えた第5時間目

- ・公害をやっぱりなくすことはできないと思う。科学で公害を減らすという意見が出たけど、完全にはなくならないと思う。減らしている方もあると思う。だから、完全になくなるには何十年もかかると思う。やっぱりなくなるには、市や国、県の努力が必要だと思う。
- ・公害をなくすために、いろいろ努力している。例えば、水俣病はもう発生しなくなったし、イタイイタイ病も発生していないから、がんばっていると思う。国のいろいろな人ががんばって公害を減らしている。
- ・公害はなくせると思う。なんでかという、カメラで見たように昔と今は変わっていたから。
- ・いろんな人たちの努力がないとだめ。公害を0にするためには、まず自分たちで努力しないと、公害は一生あると思う。

- ・公害を減らすことはできるが0にすることができない。なぜなら、便利に生きていくには、科学を発達させて車や飛行機を作るときに出る有害ガスでどんどん地球が汚れる。・・・この時代は科学が発達してソーラーカーなどいろいろと公害を減らそうとしているが、公害は0にならない。
- ・公害は0に限りなく向かっていると思います。なぜかという、「公害が減る」ということは公害はいつかはなくなると思います。N君の「科学は発達しすぎている」という意見に戸惑いましたが、先生の写真を見て、やっぱり公害は0に向かっていると思います。

- ・・・①過去の事例へのアプローチから ②他地域の事例へのアプローチから ③友達との意見交換から自分の考えをもつことができた。記述の仕方も「なぜなら・・・」と理由を自分なりにもっている子が多く見られた。

3 授業を終えて

(1) 方法から公共性について考える

「クラスで意見を交流しあう」ことを授業の基本とし、時として「小集団で意見を交流しあう」ことを取り入れた。小集団の時は、友だちの考えをよく聞き、自分の意見と比べることができていた。しかし、友だちの意見で考えが変わるまではいかなかったように感じる。

では、子どもたちが何によって自分の考えを深めたり、広げたりしたかを考えると、一つに教師のゆさぶりがあげられる。教師が子どもの考えをあぶり出した後、その考えと対立するような事実を提示したり、違う考えの子どもの意見を取り上げたりすることで、「本当にそうかな？」と子どもが自問自答し、そのことによって、自分の考えを広げたり深めたりすることができていた。二つ目は、クラスで意見を交流しあうことが有効であった。36人の幅広い意見を交流しあうことで、「自分の考えと似ている」「自分の考えとはまったく違う」と比較して、考えをきいていた。

「小集団で意見を交流しあう」ことを、積み重ねていくと、話し合うことでも公共性が育まれ、意見交流の内容からも公共性が育まれていくことが十分可能と思われるので、今後も、授業の中で取り入れていきたい。

(2) 内容から公共性について考える

「公害」をテーマに授業を展開した。環境問題がさまざまなところで取り上げられているので、子どもたちの関心が高く、断片的ではあるが知識もある。また、環境を守るものの大切さは、自分のためだけでなく、みんなのためでもあるということがわかっている。それらの断片的な知識やみんなのためという意識を「公共性」という認識につなげていくために、「他の事例から検証する」ことが有効であったと思われる。「過去へのアプローチ」「他地域の解決事例から考える」ことで、「公害を減らすために、みんな（国、都、市、市民）が協力して取り組む」ことが大切であるという認識を確実にとらえることができていた。

事例を学び、その考えを転移応用してとらえられるようにする力が求められている。一つの事例だけでなく、他の事例でも同じようなことが言えるという実感を得ることで、次に他の学習をする時に、「このことは他の問題でも言えるのではないか」「きっと、〇〇についても同じだろう」と転移応用していくことができるようになると思われる。

身近な公害ということで、騒音を取り上げた。日常生活の中で多少不快には感じつつも、そんなに問題ではないと思っていた子どもたちは、「騒音も公害である」ということに驚きを感じていた。そして、公害に興味をもって学習を進めることができた。子どもによっては、家に帰って家族と話し合って、家族の考えを聞いてきて、それを自分の意見に反映させている子もいて、他の子どもたちの刺激になっていた。

(草刈 あずさ)

第2節 観察者による分析的考察

1 草刈氏の単元計画

草刈氏の単元計画は、以下の6時間構成であった。

- | | |
|-----|------------------------------|
| 第1時 | 横田基地の民間利用に賛成？ 反対？ |
| 第2時 | 騒音公害をなくすための取り組みを知ろう |
| 第3時 | 横田基地の騒音をなくすための取り組みについて考えてみよう |
| 第4時 | 公害をなくすための取り組みを調べよう |
| 第5時 | みんなの意見をまとめよう |
| 第6時 | 公害0をめざして！ みんなにもできること |

ここでは、第6時の「公害0をめざして！ みんなにもできること」について考察する。
草刈氏は、第1時で「問題の把握」、第2時で「解決方法の吟味」、第3時で「過去へのアプローチ」、第4時で「他地域へのアプローチ」、第5時で「みんなの意見の吟味」をおこない、この第6時で、「新たな問題の提示」をおこなった。

単元レベルの学習モデルで、第6時は、表1の部分に当たると考えられる。

表1 単元レベルの学習モデルにおける第6時の位置づけ

	問い	範囲	目標と内容	方法	能力
過去の アプローチ のような 調整を する か	これまで私たちのコミュニティではどのような調整が行われてきたのか	過去の 問題	児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール v s 社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	② ③	
他地域 へのア プロー チ	他地域ではどのような調整が行われてきたのか	他地域 の問題	児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール v s 社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	② ③	
私たちの 決断 公 公共 私	私たちのコミュニティではどのような調整をすべきか	身近な 問題	児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール → 児童生徒の考える広い・深い 市民の権利や責任 法や社会のルール	①	責任

<記号の説明>

公共性に関わる活動

- ①自らの考えを提示・発表する活動
- ②小集団で調べ、話し合う活動
- ③観察・調査・見学など、校外での活動

2 草刈氏の第6時の授業

(1) 授業の全体像

まず、草刈氏の実践した授業がどのようなものであったのかをわかりやすくするために、草刈氏の授業の流れ、教師の動き、児童の動きについて整理した。その結果が表2になる。なお、授業の流れの部分には、草刈氏の指示、発問（Qの部分）、説明、児童の回答（Aの部分）を記述した。教師の動き、児童の動きの部分には、観察者から見た草刈氏の動きと児童の動きを端的に表現した。

表2 草刈氏の第6時の流れ、教師の動き、生徒の動き

授業の流れ（指示、発問、説明、回答）	教師の動き	児童の動き
前の時間に横田基地の民営化について感想を書いてもらった。今日は班毎に意見交換をしよう。司会は班長である。 Q1 公害0をめざしてどんな努力をしているのだろうか。騒音公害について考えよう。横田基地民営化について自分の意見を出してください。 討論（班） Q2 1班はどうでしたか。皆、同じ意見でしたか。 2班はどうでしたか。皆、同じ意見でしたか。 3班はどうでしたか。皆、同じ意見でしたか。 4班はどうでしたか。皆、同じ意見でしたか。 5班はどうでしたか。皆、同じ意見でしたか。 6班はどうでしたか。皆、同じ意見でしたか。 はじめは（横田基地の民営化に関して）賛成だったが、だんだん考えが変わってきた（人もいるかもしれない）。 A 最初は騒音があってもよいかと思った。しかし、水俣病のことで意見が変わった。 A 新しい公害。騒音だけでなく、排ガスもある。 Q3 賛成と言った人（は手を挙げてください）。 A 4人。 Q4 中間と言った人（は手を挙げてください）。 A 5人。 Q5 反対と言った人（は手を挙げてください）。 A 多数。 Q6 賛成と言った人（はどんな理由ですか）。 A 近いから。 Q7 中間と言った人（はどんな理由ですか）。 A みんなで使える公園にして欲しい。 A 違った使い方をして欲しい。 Q8 反対と言った人（はどんな理由ですか）。 A 空港ができれば便利かも。しかし公害も起きる。 A 飛行機事故が起きたら危険である。 授業の最初、公害について知っている人はわずかであった。（授業を通して）騒音などの公害について学んだ。	★すべての児童に発表してもらう時間がないので、班で自分の考えを発表させる。 ★教師は、今日のテーマを黒板に板書する。 ★教師は、班を巡回し、適宜指導を行う。 ★教師は、各班毎の状況を各班の班長から確認し、賛成、中間、反対の人数を大まかに把握する。 ★教師は、賛成から反対へ意見を変えた児童に理由を聞く。 ★教師は、賛成、中間、反対の人数を確認する。 ★教師は、人数の少ない賛成派の人から順にその理由を児童に聞く。 ★教師は、これまでの学習を踏まえ、公害を	★児童は、自分の意見を班内で表明する。 ★班長を中心に討論を行う。 ★班長は、班の状況を報告する。 ★これまでの学習を通して、児童の中には、意見が変わった者もいた。 ★児童は、賛成、中間、反対を表明する。 ★児童は、自分の結論の理由を説明する。 ★児童は、黒板に作成した折れ線グラフに、名前

Q 9 公害を無くすことができるのか。 このまま増えていくのか。 少し増えるのではないか。 このまま。 少し減るのではないか。 かなり減るのではないか。 無くなる。 自分の考えを黒板に貼ってください。	無くすことができるのかをクラスの児童全員に予測させる。	シートを貼ることで、誰がどのような考えを持っているかを把握する。 ★児童の予想は折れ線グラフ上に数珠つなぎになる。増えていく、このまま、無くなるの付近に塊ができる。 ★公害をなくすことに関して、児童は必ずしも一枚岩でないことを確認する。
作業 増えていく。このまま。なくなる。 Q 10 誰かに質問がある人（は手を挙げてください）。自分の考えを言ってみてください。 Q 11 （公害は）無くなるという人（はどうですか）。 A 水俣病の場合、新しい発生が無くなったので、無くなる。 A 科学が発達したから、無くせる。 Q 12 無くならないという人（はどうですか）。 A 公害が起こっているのは、科学が発達しているから。 A 減らすことができても無くせない。 A 科学は発達しているが、公害も増えている。科学を抑えると、科学の発達ができない。	★教師は、無くなる、無くならないといった人から理由を聞く。	★児童は、自分の予想の理由を説明する。 ★児童は、公害をなくすには、公害を生み出す科学（私たちの現在の豊かな生活を維持するもの）を犠牲にすることも視野に入れなければならないことを意識する。
写真（橙の煙を吐く工場の煙突） ある町。工場の煙突である。 Q 13 これは何か。 A 有害。空気の汚れ。	★教師は、ある工業地帯の大気汚染当時の写真と大気汚染が改善された時の写真を児童に見せる。	★児童は、写真についてその予想の理由を説明する。
写真（煙の少ない工場地帯） 同じ町。時代が変わりました。		
Q 14 なぜ（大気汚染が）無くなったと思うか。 A 住民が裁判と化したから。 地中にガスを出している。 A 大気汚染。空気の汚れ。減らすことができる。	★教師は、大気汚染が改善された理由を児童に聞く。 ★教師は、2つの写真から大気汚染が改善されてきたことを確認する。	★児童は、大気汚染が改善された理由を説明する。 ★児童は、大気汚染が改善されたことを確認する。 ★児童は科学をうまく活用すれば公害が無くなる可能性があることを意識する。
Q 15 公害は無くすことができるのか。どんな努力によって、（公害を）なくしたり、減らしたりすることができるのか。写真を見たら、考えが変わるかもしれない。自分の言葉で書いてください。	★教師は、再度、公害をなくすことができるのか児童に聞き、レポートに書かせる。	★児童は、これまでの議論を通して、公害をなくすことができるのか、その際にどのような努力が必要なのかについて、自分自身の言葉でレポートを書く。
Q 16 自分の結論はどうか。変わっていなければ、変わっていないと書いてください。意見が変わらない人いますか。		

(2) 公共性を育む社会科の授業

表2から、草刈氏は、第6時に様々な試みをおこなっていたことがわかる。そこで、草刈氏の第6時が公共性を育む社会科の学習になっているのかどうかについて考察する。表1の学習モデルをもとに、下記のような5つの視点が出てくる。

- ア) 児童に決断をさせているか(責任をとらせているか)
公・公共・私について考えさせているか、
- イ) 児童にとって身近な問題を取り上げているか
- ウ) 児童に自らの考えを提示・発表する活動をさせているか
- エ) 児童の考えを批判にさらさせているか、以前よりも広い・深いものにしているか
- オ) 上記のア～エが密接に関わっているか

ア) 児童に決断をさせているか(責任をとらせているか)

中盤でのQ9, 終結でのQ15, Q16からも明らかなように、児童に決断を迫っている点で、公共性を育む社会科の学習となっているといえる。

Q8に対する児童の回答「空港ができたなら便利かも。しかし公害も起きる」からも明らかなように、児童は、公と私で葛藤している点で、公共性を育む社会科の学習となっているといえる。

イ) 児童にとって身近な問題を取り上げているか

自分たちの住んでいる福生市周辺にある横田基地の民営化について取り上げている点で、公共性を育む社会科の学習となっているといえる。

ウ) 児童に自らの考えを提示・発表する活動をさせているか

Q3～8, Q9, Q15, Q16からも明らかなように、児童に自らの考えを提示・発表する活動をさせている点で、公共性を育む社会科の学習となっているといえる。

エ) 児童の考えを批判にさらさせているか、以前よりも広い・深いものにしているか

児童の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」が批判にさらされているのか。Q1, Q3～8からも明らかなように、児童の考えを批判にさらしている点で、公共性を育む社会科の学習となっているといえる。

児童の考える「市民の権利や責任」「法や社会のルール」を児童自らが再構成しているのか。Q11, Q12とそれらに対する児童の回答からも明らかなように、児童の考えを以前よりも広い・深いものにしている点で、公共性を育む社会科の学習となっているといえる。

より具体的に考えるために、児童の考えを批判にさらさせているか、以前よりも広い・深いものにしているかに関する部分を、表2から取り出したのが、表3である。

この1時間で、草刈氏は、2つのことを児童に聞いている。1つは、横田基地の民営化、もう1つは、公害防止である。横田基地の民営化については、児童の考えを二度聞き(A, B), その理由についても二度聞いている(A-1, B-1)。公害防止については、児童の考えを二度聞き(C, D), その理由についても二度聞いている(C-1, D)。

草刈氏は、横田基地の民営化、公害防止とも、児童に二度聞いている。通り一遍の聞き方ではないので、児童の考えを批判にさらしているといえる。

草刈氏は、横田基地の民営化、公害防止に関して児童が考えを表明した場合、児童に必ず理由を問うている。児童は、自分の考えを何も考えずに表明するのではなく、自分の考えを根拠づける理由を考えながら、自分の考えを表明せざるを得なくなるので、児童は、自らの考えを再構成せざるを得ない状況になっているといえる。

表 3 草刈氏の授業における児童の考えやその理由を聞く動き

- | |
|---|
| <p>A 児童は、横田基地の民営化について、班内で意見を表明する。
班長が、班の状況を発表する。
A－1 意見を変えた児童は、その理由を発表する。</p> <p>B 児童は、横田基地の民営化について、最終的な結論を表明する。
B－1 児童は、その理由を発表する。</p> <p>C 児童は、公害をなくすことができるのかについて予測する。
C－1 児童は、その理由を発表する。
児童は、様々な意見があることに気づく。
科学が公害を生み出している V S 科学が公害を防止している
児童は、公害発生時と現時点での工業地帯の写真を見る。
児童は、科学の使い方によって、公害をなくせる可能性があることを理解する。</p> <p>D 児童は、公害をなくすことができるのか、どのような努力が必要なのかについて、レポートを書く。</p> |
|---|

5つの視点では、草刈氏の第6時の授業は、公共性を育む社会科の学習をめざしているといえる。そして、望むべきは、それら5つが有機的に関連し、最終的な目標である社会の形成者としての自覚が培われなければならない。

(岡明 秀忠)

第3章 中学校社会科公民的分野の教材・評価モデル①の検証 ～「地方の政治と自治」～

第1節 実践者による反省的評価

1 実践の概要

平成17年9月に筆者の勤務校である千葉縣市川市立大洲中学校3年4組で、研究会で開発した社会科公民的分野の教材・評価モデルの実践をおこなった。ここではその反省的評価をおこなう。

3年4組の実態は以下の通りである。

- ①在籍33名（男子18名，女子15名）のうち，選択社会科「エコ・ECO・大洲中・探検隊」（エコ隊）受講者は9名（男子3名，女子6名）である。
 - ②中学校在籍3年間で一度でも「エコ隊」に所属したことがある生徒は16名（男子7名，女子9名）である。
 - ③兄弟姉妹に「エコ隊員」がいる（卒業生の場合は“いた”）生徒は10名（男子4名，女子6名）である。

この実態から考えると，クラスのほぼ半数の生徒が本単元の授業内容の核となる「マイバッグ運動」を身近に考えたことがあることになる。その証拠に，家族を含めて買い物にマイバッグを一度でも持参したことのある家庭数は19に上る。ただ逆に，周囲である程度盛り上がっている「マイバッグ運動」に全然関心を示さなかった生徒（家庭）も少なからずあることになる。

このクラスに全6時間の単元を実施した。また単元実施の前後に，「地方自治への参加を考えるための評価問題」に回答してもらった。

以下，単元を中心となる第4時，第5時の経過の概略を示す。

2 授業の実際の経過

（1）第4時「仮称『マイバッグ運動条例』の是非と公共性」の経過

平成17年9月27日（火）第5限

（前時の確認）

- ・NPOとは何か。17種類ある活動の中に環境保全活動も含まれている。
 - ・市川市環境市民会議の活動経過。最終的には市民版地球温暖化防止活動のため の「環境家計簿・マイバッグ運動」の提唱。
 - ・市川市の「マイバッグ」普及率は平均で8%，市長が「エコバッグ」を強引に全戸配布した東金市は45%。課題が残る市川市の普及率。

（マイバッグ体験記の発表）

- ・その1、成功例
レジ袋削減データの提示。併せてCO₂削減データの提示。他のエコ活動にも効果波及。
「3つの省エネ」（燃やさない・運ばない・電力を使わない）。
- ・その2、成功例、でも・・・
マイバッグは買い物のたびに持参。兄が「マイバッグ啓発活動」に参加。
親しい店員からの指摘「レジ袋製作会社の社員の生活は？」
- ・その3、失敗？例
スーパーでのいやな体験、マイバッグ持参で万引きと疑われる。
「マイバッグ運動推進店」の指定店なのに・・・。
疑いの目が怖くマイバッグ持参を再開できない。

（ディベート、論題提示）

論題：市民のマイバッグ持参を条例化し、守らない市民には罰則を与えるべきである。
（自分の意思で） 肯定派5人 否定派28人

（否定派の見解）

- ・レジ袋は便利である。
ただでもらえる。自宅でごみ袋として使える（特に生ごみの処理には）。
「便利」と感じている生徒、圧倒的多数。

（肯定派の見解）

- ・「レジ袋は便利である」点は認める。しかし・・・
ごみの分別を徹底し、直接ごみ箱に入ればレジ袋はいらない。
生ごみはコンポストで処理すればいい。

（否定派の反応）

- ・肯定派のいうことはもっともだ。しかしやはりめんどうだ。レジ袋がいい。

（司会者〔教師〕の軌道修正）

- ・否定派の言っている「便利だ」「めんどうだ」は、すべて「私」の感情ばかりではないか。
別にレジ袋に限らず、電気だってガスだって便利だ。でも「私」ばかり追求したら地球が
まいてしまうのではないか。
- ・「エコ隊」の提案の原点に戻ろう。マイバッグの普及率が上がらないから条例だ、罰則だ、
と提案した。「私」ではなく「みんなのため」の提案だ。
- ・罰則に抵抗があるなら代案はあるか。

（フリートークキング）

- ・罰則はやはりいやだ。もっとマイバッグのPRをすればいい。
- ・それではやはり効果は限られている。持参率を上げるのには軽い罰則があっても良いのでは
ないか。
- ・消費税5%とは別に、バッグを持参しない客には「マイバッグ税」をさらに5%上乗せし
て払わせたらどうか。「マイバッグ税」の行き先は市川市にする。
- ・バッグを持参しなかった客には、その場でバッグを購入させてはどうか。家がバッグだら
けになる人も出るが、それは市川市に寄贈すればいい。

- ・「マイバッグ税」ではなく、数百円程度なら「罰金」を取っていい。

※ここで出た案のどれに賛成が、決をとった。

「マイバッグ税」8人 「その場でバッグ購入」22人 不明3人

- ・（教師）「その場でバッグ購入」が多数か。でもそれって形を変えた罰則ではないのか。だって金銭を負担するのだから。「マイバッグ税」だって同じ、形を変えた罰則だよな。はじめ殆どの人が「罰則」には反対したけど、今度はほぼ全員が賛成に回ってくれたわけだ。「マイバッグ運動条例」ばんざーい。
- ・そんな軽い罰では効果はないのではないか。罰が重いと効果的だ。
- ・うっかり「バッグ購入」に手を挙げたけど、やはり罰則には抵抗がある。逆にバッグを持っていったらポイントを加算して、たまったら何かもらえるというのはどうか。
- ・レジが混んでいる時はポイントカードは出しにくい。
- ・ポイントカードだってめんどくさい（笑）。
- ・ポイントを加算してくれる店とそうでない店があると不徹底になる。役所の調整が必要だ。
- ・すでにポイント制はおこなわれている。杉並区なんて大々的に。市川市だってそういう店はある。でも持参率は8%だ。
- ・またもとに戻ってしまうけど、実効性を持たせるには罰則付きの条例制定が必要なのではないか。
- ・行政ががんばるしかない。例えば「マイバッグネットワーク」を行政と店とが協力してつくりあげるとか。
- ・そのネットワークだが、「住基ネット」を利用したらどうか。
- ・それはプライバシーが心配だ。

（ここでチャイム）

（２）第５時「仮称『マイバッグ運動条例』と『市川市市民マナー条例』の比較と公共性」の経過（ただし論点のみ）

平成17年9月28日（水）第3限

- ・マイバッグ条例とマナー条例は同じ土俵で論じられるか否か。
 - 市川市市民マナー条例によって、すでに違反者には過料2000円が課せられてる。だからマイバッグ条例による過料についても抵抗感はないのではないか。
 - ごみのポイ捨て、犬のフンの放置、歩きたばこという迷惑行為についての過料ならわかるが、マイバッグを持っていけないことが直ちに迷惑行為に当たるのか。
 - 同列に論じることには無理があるのではないか。
- ・マナー条例の実効性でマイバッグ条例の成否を論じられるか。
 - マナー条例の周知度は80%を大きく超えている。しかし例えば市川市内主要5駅付近で歩きたばこを指摘され過料を支払った市民は、むしろ増加している。条例の効果のほどは疑問であり、マイバッグについても同じことが言えるのではないか。
 - 条例違反者は一時的には増える。しかし長い目で見れば条例化は意味がある。
- ・「みんなと生きる」は倫理か、システムか、条例か、法律か。
 - マナーやマイバッグを条例化したり法律化したりすることは、人間の心の問題を外部的な規制でしぼることにならないか。

○NPOも行政も、マナーやマイバッグについてずいぶんPRしてきた。しかし効果は頭打ちの状態だ。だから倫理観高揚のため条例化は必要な手段だ。

3 評価問題の実施および集計

「地方自治への参加を考えるための評価問題」は全部で4問になる。本単元学習の前後に実施し33名全員から有効な回答を得ることができた。問1は市川市における「マイバッグ運動」の目的の理解度を質問している。問2は「マイバッグ運動」への関わりの意思を質問している。問3は本単元で提唱された「マイバッグ運動条例」と自治の高まりの関係について質問している。問4は「マイバッグ運動」以外で市川市の地方自治実現につながる活動への参加について意思決定を迫っている。質問項目には「公共性」の文字は見られないが、「マイバッグ運動」を通じた地方自治への「参加」と「責任の自覚」を、間接的に評価できる内容になっており、「地域社会形成」への意思も判断できる。

次頁の資料1はその集計結果である。

資料1 「地方自治への参加」を考えるための評価問題 集計結果 (33名)

4:とても 3:まずまず 2:あまり 1:全然

1 わたしは市川市の「マイバッグ運動」の目的を理解している。

授業前		授業後		理由
4	3	4	3	
4	7人	4	3人	・授業で深い理解。・環境に貢献できる意味を理解。・CO ₂ 減少の効果を理解。・運動の歴史を理解。 ・なぜ市川市なのか不明瞭。・レジ袋の正確な実態が曖昧。 ・CO ₂ 減少の実感がわからない。
		3	0人	
		2	0人	
		1	0人	
3	4人	4	12人	・授業で深い理解。・地域と地球のつながりを理解。 ・市川市の先進性を理解。 ・授業やディベートを通して理解。・自分との関わりを理解。
		3	4人	
		2	0人	
		1	0人	
2	3人	4	3人	・聞いたことがある程度だったが授業で理解。
		3	6人	
		2	0人	
		1	0人	
1	0人	4	0人	
		3	1人	
		2	0人	
		1	0人	

2 わたしは市川市の「マイバッグ運動」に積極的に関わっていききたい。

授業前		授業後		理由
4	3	4	3	
4	4人	4	6人	・意義を再確認できた。・自分だけではなく周囲に広げたい。 ・何としても普及率を上げたい。 ・授業を通してマイバッグの矛盾点が見えた。 ・市川市自体に運動を進める曖昧さがあるのではないか。
		3	2人	
		2	0人	
		1	0人	
3	4人	4	8人	・自分で自分を助けることになる。・みんなのためにになる実感があ る。 ・活動をする中で本当の市民になれそう。 ・毎回は自信がないがやれる時にやりたい。・持参する人が多数 派になることを願う。・レジ袋の便利さは無視できない。
		3	8人	
		2	0人	
		1	0人	
2	4人	4	2人	・自分のことより地球のことを考えたい。 ・授業を通してフアイトがわいた。 ・自分たちにもできそう。・めんどろだけど意味がある。 ・(東金市のように)市が配ってくれば恥ずかしくない。 ・レジ袋の便利さは捨てがたい。・やはりめんどろ。 ・万引きに間違えられるのはいやだ。
		3	5人	
		2	2人	
		1	0人	
1	4人	4	0人	
		3	0人	
		2	0人	
		1	0人	

3 わたしは「マイバグ運動」を条例化すれば市川市の地方自治は高まると思う。

授業前 授業後 理由

4 4 2人
3 1人
2 0人
1 0人

・前々から条例に期待していた。・市川市が全国的に注目されるのは良いことだ。・条例には劇的な効果がある。
・条例の中身をしっかりと詰めていって反響が起これば、かえってみんなのためにはなくなる。

3 4 6人
3 7人
2 0人
1 0人

・条例には力がある。・一定の強制力は必要。・市民意識のような条例なら良い。・全国から注目を浴びるだろう。
・条例をつくる過程で議論するのは良いこと。・条例による強制はやむをえない。・決まりだから従う、では意味はないかも。

2 4 1人
3 9人
2 3人
1 0人

・罰則付きの条例こそ市民を目覚めさせる。
・条例によって少くとも意識は高まる。・実施率を高めるのに効果的。・じっくり市民にPRをしてからの条例化にすべき。
・罰則で自治を支えることができるのか。
・条例違反者が多数出た場合、どのように対応するのか。

1 4 1人
3 2人
2 1人
1 0人

・市川市としては有意義だが個人としては悲しい。
・条例が全国から注目され市民も誇りに思うだろう。
・8%の実施率が倍くらいにはなるかな。

4 わたしは「マイバグ運動」以外にも、市川市の地方自治実現につながる活動にかかわっていききたい。

授業前 授業後 理由

4 4 4人
3 0人
2 0人
1 0人

・自分のまちだと誇れるようになりたい。
・自分らしい活動に出会えると思う。

3 4 11人
3 11人
2 0人
1 0人

・大人になればもっと市と関わりが出てくる。・自分の子どもに市川市を誇りに思ってもらいたい。・活動を通して地域が見える。
・イベント的なものなら参加しやすい。・地域に役立つことは地球にも役立つ。「市民マナー条例」くらいは遵守させたい。

2 4 3人
3 3人
2 1人
1 0人

・マイバグに取り組んで市の他の活動にも興味を持った。
・どうせなら環境問題のスペシャリストになりたい。
・自分の生活範囲をあまり広げない程度で活動をしたい。
・環境以外で例えば福祉の分野で活動したい。
・深入りするとめんどろになる。

1 4 0人
3 0人
2 0人
1 0人

4 単元終了後の生徒の感想

①「マイバッグ運動（条例）」肯定派（運動や条例の推進派）

- ・自分もできるだけマイバッグ運動に関わっていきたい。
- ・日本は京都議定書の発信国だ。しかしCO₂を減らすどころか増やしてしまっている。条例どころか法律でマイバッグを推進すべきだ。
- ・近所のおばあちゃんがよく「もったいない。」と言う。聞き流していた自分を恥ずかしいと思った。おばあちゃんから色々教わりたい。
- ・自分がどれだけ温暖化のことを知らなかったか恥ずかしい思いがした。このディベートはゴールではなく出発点のはずだ。できることに取り組んでいきたい。
- ・理想は罰則なしで、みんながみんなのためにマイバッグに取り組んでくれることだ。けれど市民会議が努力して、市役所もNPOもいっぱいPRして、それでも持参する人が1割にも達しないのだ。この現実の前には極端な政策も仕方がないのかも。
- ・レジ袋を便利だと思う心が今の自分の姿をよく表していると思った。その自分を変えられるのか、まさにこれから挑戦だ。

②「マイバッグ運動（条例）」部分的（消極的）肯定派

- ・ポイント制とかマイバッグ税とか、すばらしいアイデアが出てきた。どうすればみんなのためになるのか、考えるのは楽しい。
- ・罰則付きの「マイバッグ条例」には最初は反対だった。しかし全体のためには仕方がないのかも知れない。
- ・地球温暖化防止なんて自分たちには大きすぎて見えない問題だと思っていたが、案外身近にやるべきことがあることに気づいた。
- ・もともと環境問題とは自然保護の問題だと思っていた。ところが社会科の中に環境問題が存在した。しかも身近な問題の中に。大発見だった。
- ・家族の中で母だけがマイバッグに凝っていた。どんな気持ちなのかわからなかったが、大勢の人のためを考えて行動していた母を見直した。
- ・理科の授業でも地球温暖化のことを勉強した。しかしどうなっているだけで終わってしまい「どうする」がなかった。社会科では「どうする」が出てきた。

③中立派（慎重派・熟考派）

- ・マイバッグ運動についてたくさんの意見を聞くことができた。自分がどのような行動をとれば良いのか、繰り返し考えた。
- ・ディベートの時、こいつこんなことを考えているのかと再発見することができた。自己チューなやつかと思っていたが、そうではないみたいだ。
- ・言いたいことはたくさんあった。きれいごとばかり言って、本当におまえは活動することができるのかと問いただしてみたい気持ちもあった。
- ・マイバッグのアイデアばかりを考えて自分を振り返るのを忘れていたかも知れない。
- ・マイバッグについての受け止め方が人によって違うことがわかった。条例をつくるというだけでこれだけ議論になるのだから、実際の行政の現場は大変なのだと思う。
- ・ディベートの中ではレジ袋の製作者に対する思いが出てこなかった。レジ袋を今でもつけている人たちはマイバッグ運動をどう思っているのだろうか。
- ・前にやった堅苦しいルールがあるディベートとは違い、フリーで発言できたので良かった。みんなと生きることとマイバッグの関係はよくわかったが、自分の中では条例をどうすべ

きかは結論が出ていない。

- ・「マイバッグ条例」には穴がある。市川市外の人がバッグなしで買い物をしたらどうなるのか。みんなのためにはと言うが、みんなとは何なのか。むずかしい。
- ・罰金（注、過料）を2000円を取る市民マナー条例がもうスタートしている。市民は罰金に慣れてきている。だからといって歩きタバコは減っていないような気がする。マイバッグを条例化しても罰則に慣れてしまうのが怖い。
- ・ディベートが終わっても、マナー条例の過料のことを考えても、レジ袋は便利だという本音を持ち続けている人はいるのではないかと思う。この便利さに慣れてしまっている人たちに、「地球のため」という発想は根付くのか。
- ・みんなのために何がいいのかという問題は簡単に結論を出せない。マイバッグ条例もマナー条例も、議論に参加できたことが第一歩のような気がする。
- ・マイバッグ条例なんて簡単な議論だと思ったけど、これほど深いとは思ひもしなかった。昔の人は買い物かごを持っていったと聞くが、いつからレジ袋に切り替わったのだろう。そしてたぶんその時に、人間は何かを捨てたのだと思う。
- ・ギリバスやツバルの海面上昇・海岸浸食のことは地理の授業で考えた。みんなはその時、すごく同情していた。でも地球温暖化の進行を遅らせるマイバッグになると、レジ袋が便利だという。国際化の見方から発言すれば良かった。

④「マイバッグ運動条例」否定派

- ・やはり罰則には反対。マナー条例の過料にも反対。だって心の問題は本人の判断に任せるべきで、条例なんかでは割り切れないと思うから。

5 考察

「地方自治への参加を考えるための評価問題」の回答の集計を受けて、次の3つの観点から本単元の教材・評価モデルの有用性の検証をおこなう。なお「生徒の感想」については33名全員から有効な回答を得ているが、類似した内容を整理して26項目にまとめたことを断っておく。

（1）本単元の教材の中に、公共性に関わる内容が表れているか。

本単元の基軸となる教材は、「エコ隊員」が考案した仮称「マイバッグ運動条例」である。千葉県市川市の市民が買い物をする際に「マイバッグ」を持参しなかったら罰則を科すという内容になっている。この条例を考案するに至った背景には、「エコ隊員」の「市川市環境市民会議」の審議経過および結果として出てきた「マイバッグ運動」に関する実体験を伴った学習がある。「マイバッグ運動」を自ら推進する中で得た「体験記」も併せて教材として提示し、ディベートの参考として活用してもらった。

従って仮称「マイバッグ運動条例」の中には「公共性に関わる内容」が詰まっている。市川市民自らが地方自治に「参加と責任」を果たした結果誕生した「マイバッグ運動」を基礎にしている点、それをさらに広範に普及させるために生徒自らが生み出した条例案である点に、「地域社会形成」につながる公共性が表れている。

（2）本単元の教材や発問、ディベートなどを通して、生徒は公共性に関わる内容につ

いて考察しているか。

第4時（本時2）のディベートは「私」対「公共」の戦いになった。最初は「レジ袋の便利さ」に大勢が傾いたが、「条例に罰則まで設けてマイバッグ運動を普及させようとする意味」を考えるに至った生徒は、より実効性のある普及策を考案していく結果となった。さらに「みんなと生きる」ためのマイバッグ普及策と、すでに施行されている「市民マナー条例」徹底のための罰則とを比較検討させた。ある者は罰則の効果を再評価し、ある者は罰則にむしろ懐疑的になっていった。「公共性に関わる内容」について条例の比較を中心に常に自分の行動に立ち戻って考え続ける姿勢が続いた。

（3）本単元の学習を通して、生徒の公共性を高めることができたか。

「生徒の公共性の高まり」については、「評価問題」の回答を見る限り、ごく少数の例外を除いて認識面でも今後の活動への意思の面でも「高まっている」と評価できる。単元の前後の問いに対する数字の変化を素直に読み取れば、本単元の教材および授業構成は生徒の公共性を高めることに成功している。

しかし自由記載の「感想」を読むと、生徒の複雑な感情が伝わってくる。直ちに「マイバッグ運動」に取り組み出す生徒もいるだろうし、改めて自分が取り組む意味を考え始める生徒もいるに違いない。ただ社会科が求める社会認識力や社会的思考力等の範囲でとらえるならば、本単元は生徒の公共性を高めることには貢献していると言い得る。

〔付記〕

9月に実施した本単元から約3か月後の12月中旬に、3年4組33名の家庭の「マイバッグ運動」実施状況を調査した。19家庭が27家庭に増えていることがわかった。また万引きを疑われて活動を中断していた生徒も、保護者と一緒の時のみ再開していた。この変化を本単元学習の「成果」とであると判断できるかどうかは保留しておく。

もちろん「マイバッグ運動（条例）」ひとつで公共性の育成が成就するとは言えない。しかし控え目に見ても有用な単元構成であることは確かである。

（竹澤 伸一）

第2節 観察者による分析的考察

1 竹澤氏の単元構成

竹澤氏の単元構成は、以下の6時間構成であった。

- 第1時 地方自治体のしくみと役割
- 第2時 条例の中に見る地方自治体の課題
- 第3時 条例に基づく「環境市民会議」の役割と公共性
- 第4時 仮称「マイバッグ運動条例」の是非と公共性
- 第5時 仮称「マイバッグ運動条例」と「市川市市民マナー条例」の比較と公共性
- 第6時 まちづくりにおけるNPOの役割と公共性

ここでは、授業を観察した第4時を中心として考察をおこなう。第4時では、第Ⅱ部・第1章・第2節の仮説における「①自らの考えを提示・発表する活動」といった方法で「法や社会のルール」「市民の権利や責任」という内容を扱う場面にあたる。

2 竹澤氏の第4時の授業分析

(1) 授業の全体像

竹澤氏の第4時の授業の全体像を、授業の流れ、教師の働きかけ、生徒の動きに着目し、筆者の側で簡潔に整理したのが以下の表1である。

表1 竹澤氏の第4時の授業の流れ、教師の働きかけ、生徒の動き

授業の流れ（Q：発問，I：指示）	教師の働きかけ	生徒の動き
I ¹ NPOや市川市の環境市民会議やマイバッグ運動について思い出してみよう。	○マイバッグを見せながら、確認する。	・これまでの学習を確認する。
Q ¹ マイバッグの普及率はどのくらいか。	○生徒に問いかける。	・市川市が8%，東金市が45%であることを確認する。
I ² 大洲中のエコ隊員の体験談を読んで、ノートに要点を記入しよう。	○エコ隊員の体験談を紹介した3つの資料を読ませる。	・指名された生徒は資料を読み、他の生徒はその要点をノートに記入する。
Q ² マイバッグ運動についてどのようなことが書いてあったか。（3つの資料ごとに問いかける。）	○マイバッグ運動のプラス面と、マイナス面を整理させる。	・プラス面として「環境への効果」、マイナス面として「レジ袋産業への悪影響」「万引きと間違えられた経験」について生徒が意見を述べる。
I ³ 「市川市は、市民のマイバッグ持参を条例化し、守らない市民には	○最初に各生徒に肯定派か否定派か決めさせ、挙手	・肯定派は5名、残りは否定派となる。

罰則を与えるべきである」という論 題でディベートをしてみよう。	させる。	
I ⁴ 反対派の人は理由を言ってみよう。	○反対派の生徒と応答しながら、「便利」をキーワードにして生徒の意見をまとめる。	・反対派は「日常のゴミ出しなどに便利なので無くなると困る」などと述べる。
I ⁵ 賛成派の人は理由を言ってみよう。	○賛成派の生徒と応答しながら、「ゴミになる」「分別すればレジ袋が無くてもゴミ出しには困らない」をキーワードにして生徒の意見をまとめる。	・賛成派は「ビニール袋でなくても、紙袋で良い」「ゴミはバケツに直接入れ、中身のゴミだけ回収してもらう」「ゴミの分別で対応すれば良い」などと述べる。
I ⁷ 反対派の人は反論してみよう。	○賛成派の生徒と応答しながら、意見をまとめる。	・反論として「ゴミの分別をあまり細分化すると面倒になる」などと述べる。半数程度の生徒が同意する。
I ⁸ レジ袋は「便利だ」、規制すると「面倒だ」というのは、「自分」の都合ばかりだ。「地球全体」のことは考えなくても良いのか。みんなが「自分」のことばかり考えているからこそ条例で罰則を設けて強制する方がいいのではないか。この提案について意見を出してみよう。反対派の人は代案はないか。	○「自分の都合」と「地球全体」という2つの視点から問題をもう一度捉え直させる。	・反対派は「罰則がないとできないのは悲しい、PRをもっとすべきだ」などと述べる。 ・「自分」の都合のレベルではなく、「地球環境」のためには、条例は必要かどうかという視点に論議が移行する。
I ⁹ もし、罰則を設けるとしたら、どのような罰則が良いか。	○アイデアを様々に出させる。	・生徒から「軽い罰則」「商品の5%程度の罰金（マイバック税）」「マイバックをその場で購入、使用后マイバックは市に買い取ってもらう」などの意見が出る。
Q ³ マイバック税が良いか、バッグ購入がよいか、数百円程度の罰金が良いか。	○どれかに決めさせ、挙手させる。	・マイバック税支持が8人、バッグ購入支持が24人、罰金支持はいない。
I ¹⁰ 条例を作って罰則を設けることで反対派の人も良いか。	○反対派の意見や、別なアイデアを求める。ど	・反対派からは「東金市は罰則がなくても市川市の5倍以上の普及率だ」「罰則でなくて、マイバックを持ってきた人にポイントをあげるようにして商品がそれで買

Q ⁴ ポイント制に反対の人はいるか。	○生徒の意見を取りあげ、自由に意見を出させる。	えるようにすれば良い」といった意見が出る。 ・「そんなことをしていると、レジが煩雑になり迷惑」「ものでつられていて気分になる」「条例にして役所がポイント制を実施するのは難しいのではないか」などの意見が出る。
I ¹¹ ポイント制は実はもう実施している所がいくつかある。例えば杉並区で実施したがうまくいっていない。どうしたら、効果的なのだろうか。	○ポイント制と別な方法について意見を出させる。	・「お店と役所のネットワークを密接にして貸出制にする」などの意見が出る。
I ¹² 現段階の自分の意見を1～2行にまとめて提出すること。		

(2) 授業の構成から

公共性を育むという点において、この授業は「法や社会のルール」「市民の権利や責任」という内容を「自らの考えを提示・発表する活動」という方法によって学習させ、「社会の形成者としての自覚」を持たせようとするものであった。そして、その結果、生徒が公共空間としての社会に「参加」し「責任」を持とうとする意欲・態度を培おうとするものであった。

ア 内容「法や社会のルール」について

第4時で「法や社会のルール」として考察の対象になっているのは、「環境を守るために市川市が市民へのマイバッグ使用を条例化し、強制すべきかどうか」ということである(I³)。この問題は、竹澤氏が選択社会科の授業で環境問題等の調査活動を指導している「エコ隊員」の存在(各クラスに10名前後)によって、生徒にとっては既に身近な問題になっていた。授業前半部で、エコ隊員の体験談を生徒に読ませ、その要点を整理させる指導がなされているが(I², Q²)、このような指導過程を組み込むことで、生徒はこの授業を通して身近な問題から「法や社会のルール」について、自分の問題として考えることが可能になった。「地方自治は民主主義の学校」とも言われるが、生徒に社会の形成者としての自覚を持たせ、公共空間としての社会に対して参加し責任を持とうとする意欲・態度を培うには、生徒が実際に生活している地域社会の問題を扱うことが有効であることをこの授業は物語っている。

イ 内容「市民の権利や責任」について

「市民の権利や責任」について第4時では「レジ袋は便利だ、規制すると面倒だというのは、自分の都合ばかりだ。地球全体のことは考えなくても良いのか。みんなが自分のことばかり考えているからこそ条例で罰則を設けて強制する方がいいのではな

いか」ということについて話し合わせている（I⁸）。ここでは、「市民の権利や責任」のうちでも特に「責任」について考えさせることになっていた。このような指導過程を組み込むことで、生徒はこの授業を通して、個人の利便の実現を目指すだけでは結局個人の願いや利益は守られない社会の現実と、社会の形成者としての責任について考えることが可能になった。

ウ 方法「自らの考えを提示・発表する活動」について

第4時は、基本的に教師の指導によってコントロールされた討論の形式をとっていた。この討論の中で生徒は活発に自らの考えを提示・発表する活動をおこなっていた。討論の柱は二つあり、一つは、「環境を守るためにマイバッグ使用を条例化し、強制すべきかどうか」（I³）という問いかけであり、もう一つは「レジ袋は便利だし規制すると面倒というのは各人の都合だ。みんなが自分のことばかり考えているからこそ条例で罰則を設けてなければならないのではないか」（I⁸）という問いかけである。

前者についての討論では、「日常のゴミ出しなどに便利なので無くなると困る」とか「ビニール袋でなくても、紙袋で良い」「ゴミの分別で対応すれば良い」等々の意見を生徒は提示し発表していた。しかし、この段階では条例化に賛成する意見も反対する意見もレジ袋問題を“心がけ・努力・工夫”といった個人の取組のレベルの問題としてとらえていた。

この状況を社会という公共空間のレベルの問題に移行させたのが、後者についての討論である。その意味で「レジ袋は便利だし規制すると面倒というのは各人の都合だ。みんなが自分のことばかり考えているからこそ条例で罰則を設けてなければならないのではないか」（I⁸）という教師の問いかけは「社会の形成者としての自覚」を生徒に持たせる契機となりうるものであった。事実、その後の生徒の発言は「商品の5%程度の罰金（マイバッグ税）を導入してはどうか」「罰則でなくて、マイバッグを持ってきた人にポイントをあげるようにして商品がそれで買えるようにすれば良い」など、社会全体でどのようにしてこの問題に取り組めばよいかという討論に移行し、最終的には罰則を設けなくてもマイバッグ運動が定着する方法はないかという話し合いに進展していた。もちろん、話し合いにおける教師のリードの巧みさもあったが、生徒はこの「自らの考えを提示・発表する活動」を通じて、相互の意見を交流させ、その認識を授業前よりもより広くより深いものへの成長させていったことが分かる。

（4）公共性育成についての有効性

以上の内容と方法で構成された第4時では、目標とした「社会の形成者としての自覚」が育ち、生徒が公共空間としての社会に「参加」し「責任」を持とうとする意欲・態度が涵養されたであろうか。このことについて、単元終了後に実施された生徒への4つの評価問題の結果と生徒の感想からは、その有効性が確認されている。

また、生徒の中には、「みんなのためにとは言いが、みんなとは何なのか、難しい」とか、「こいつこんなことを考えているのかと再発見することができた」「みんなのために何がいいのか簡単には結論は出せない」といった意見も見られる。これらは、この授業を通して、社会はさまざまな意見、対立する意見を持つ者の集まりであり、自分たちもその形成者の一員であるという自覚と、実際に意見を調整することの難しさを実感できたこと

を物語っている。

（５）今後の課題

この授業実践が公共性育成に有効であることは確認されたが、あえて改善点を二点挙げておく。まず第一点は、討論のターニングポイントであった「レジ袋は便利だし規制すると面倒というのは各人の都合だ。みんなが自分のことばかり考えているからこそ条例で罰則を設けなければならないのではないか」（I⁸）という問いかけが教師によってなされていた点である。何とか生徒からその問いかけが生まれる工夫ができればより生徒も自分たちの問題として捉えることができたのではないか。第二点は、生徒がマイバッグ運動を推進するためにポイント制を導入することを提案した際、「ポイント制は実はもう実施している所がいくつかある。例えば杉並区で実施したがうまくいっていない。どうしたら、効果的なのだろうか」（I¹¹）と応じている点である。授業も終結に近づいており、時間的な余裕もなかったからであろうが、社会認識を深めるという視点からすれば「どうしたら効果的なのか」と生徒に応じる前に、「なぜうまくいっていないのか」について生徒に考えさせたり調べさせたできれば、生徒の思考と認識はさらに深まり、公共性の育成にもより効果的であったと思われる。

（二井 正浩）

第4章 中学校社会科公民的分野の教材・評価モデル②の検証 ～「民主主義を支える国民の政治参加」～

第1節 実践者による反省的評価

1 実践の概要

日時：第1～3時 平成17年12月8日～15日

実践者：館 潤二

実践クラス：筑波大学附属中学校3年4組40名（50分授業）

クラスの概要：この時期は後期中間考査（三学期制では2学期期末考査）が終わった後であり、全般的に生徒の授業への集中はあまりよくない状態である。このクラスの男子の半数近くの生徒は自己主張が強く、発言は多いものの全員で議論を積み上げていくことが難しいクラスである。ただし、クラスの間関係は比較的良く、グループ活動は活発である。

2 授業の概要と評価

以下、本単元の授業実践で生徒がどのような意見を持ったかその概要を明らかにし、その評価を行う。その際、本単元の第1時と第3時が、生徒の意見を表明する機会が多く、そこでの論題や課題が単元の中心となることから、そこでの生徒の意見を取り上げる。

（1）第1時「選挙権は20歳以上の人全員がもつべきか。」

ア 「選挙は一定の政治的知識と関心と責任感のある人だけが行うべきである」という考えに対する生徒の主な意見（第1回目）

〈反対派の班の意見〉 *自分の意見で「反対」と答えた者 31名

- ・「責任感」などの規準があいまいである。
- ・「責任感」がある人は主に社会における有力者であり、その人たちの意見に偏る。
- ・貧しい人たちのことが考えられないことになる。
- ・ある特定の人だけの意見に固定されてしまう。

〈賛成派の班の意見〉 *自分の意見で「賛成」と答えた者 10名

- ・天候などを理由に投票に行かない人に政治のことを決めさせるのは良くない。
- ・政治を知らない人が投票することで政治が乱れる。
- ・高齢者は投票に行きにくいし、若者は選挙に興味がないから。

〈賛成派の個人の意見〉

《少し賛成》9名

*（ ）内の番号は資料（5ページ）の番号と一致

- ・実際に投票していない人は3～4割いるわけで、その人たちに選挙権が必要かと考えるとNOとなる。知識の規準としては窓口での簡単なテストでよいと思う。（2）

- ・ある特定の人だけに権利を持たせることにして、国民に選挙権は大切だと思わせ、みんなが関心を持ってきたら選挙権を与えれば、投票率もあがると思う。(3)
 - ・義務にすると適当に投票してしまう。(7)
 - ・全員に選挙権を与えても投票率は50%なのだから、与える意味はないと思う。むしろ誰にも与えず、簡単な試験をして、それに自分の考えと理由をしっかりと書いた人に与えるとした方がよい。(9)
 - ・資料にあったように、全体の59%が選挙に関心の無いものでした。これらの人たちがいい加減に投票してしまうと、選挙というものが全く意味の無いものになってしまうので、責任感のある人が投票すべきです。(16)
 - ・いい加減な投票をするくらいなら、しない方がまだ良いと考えるから。(22)
 - ・約4割の人が行っていないということは、政治に関心のない人が多いということで、いい加減に投票することになるので、国が悪くなってしまう。(24)
 - ・政治的知識と責任感を持っていない人が投票しても公約とは関係の無いもので、投票すると考えられるので、そういうこともしっかり分かる人だけが投票するべきである。(32)
 - ・確かに「一定以上」という規準はよく分からないが、適当な投票になるよりはよい。責任を持って投票するからこそ、国民が政治に参加するといえると思う。(33)
- 《賛成》 1名
- ・賛成、反対ともにより意見を言っているが、結局はみんなが関心を持てばよいのであって、関心を持てばしっかりと選ぶことができると思う。(41)

上のまとめにおいて、「賛成派」だけ個人の意見をのせたのは、「制限選挙」に対する賛成意見は、一般的に少ないと考えていたからである。しかしクラスの四分の一の生徒が「賛成」の意志を表明している。「賛成派」は国民主権や議会制民主主義に対する認識が低く、選挙の意義を考えていないのだろうか。そして、自らの投票に対しても関心が低いのであろうか。

この10名の生徒を自ら投票に行くかどうかとの関連でみると、後の資料1に示した調査結果からわかるように「投票に必ず行く」と答えた生徒数と「投票にできたら行く」と答えた生徒数はともに20名であり、制限選挙に「賛成」と答えた者はそれぞれ5名ずつであった。「制限選挙」に賛成か反対かは、自らの投票行動とは関係しないことがわかる。

ただし、この10名の個々の意見をよく読むと、どの生徒も国民主権や議会制民主主義に対する認識は高く、また選挙に関して非常に真剣に考えている。このうち選挙に対しての「不信」を表明した者は3名（全体では11名）であり、その割合は「反対派」とほぼ同じであった。また、生徒一人一人の性格から見ても、多くの教師から「まじめである」と思われている生徒ばかりであった。つまり、「制限選挙」に「賛成」である生徒は、性格的にも「まじめ」であり、選挙の意義も強く感じており、それだけにいい加減な投票は許し難いと感じていると想像できる。

イ 「投票しても政治は変わらないから、投票には行かない」という考えに対する生徒の主な意見（第1回目）

《少し賛成》 10名

○政治に興味を持つ人が減ったから投票率が低くなっているのだと思う。アメリカもそれほど高く

ないらしいから、今の政治が安心できるものという表れでもあると思う。(21)

●中途半端な投票をされるくらいならその人は行かない方がいいと思う。(22)

○政治に不満を言わないんだっただけなら良いと思う。(23)

○普通選挙が始まりかなり時がたっているのに、ありがたみがなかったり、汚職が多いため仕方がない。(25)

●国民が政治をあきらめたら悪くなる一方なのでもっと選挙に行くべき。(26)

○政治に興味が無く、自分一人が行かなくても変わらないと思っているから仕方がない。(28)

●適当に投票するよりは行かない方がよい。(33)

●適当に投票するくらいならしない方がよいと思う。(37)

●わざわざ行くのは確かに面倒くさいのかもしれませんが義務は義務なので行かなければならないと思う。(39)

○その人それぞれの自由だし、投票に行かないというのも権利の一つだと思う。(41)

《賛成》 1名

○仕方がない、政治家が国民からの信頼を失っている。(8)

この考えに「賛成」であるということは、一般に選挙に対して「不信感」を持っていると考えられるため、上の生徒の意見のまとめも、「賛成派」のものをのせた。

「賛成」の意見の内容を見てみると、「適当に投票するよりは行かない方がよい。」というように、選挙の意義を理解していながらも「あなたの考えは理解できるし、その意味では賛成だが、私自身の考えとは違う」という意志を示している者が5名（●で表記）おり、全面的に賛成であるという者は少ないことがわかる。

しかしながら、後に掲載した資料からわかるように、「賛成」の11名中10名は、「あなたは20歳になったら、投票に行きますか。」という問いに対して、「できたら行く」「多分行かない」と答えている。これは、「投票しても政治は変わらないから、投票には行かない」という考えに少なからず同感しているからこそ、自らの投票に対する意識も比較的低く、「必ず行く」とは答えていないと考えられる。

(2) 第3時「国民の政治参加は選挙以外に何があるか。」

ア 第1時と第3時との意識や認識の変化

①「あなたは20歳になったら、投票に行きますか。」(第2回目)

②「選挙は一定の政治的知識と関心と責任感のある人だけが行うべきである」という考えに対する生徒の意見(第2回目)

③「選挙での投票以外で『政治に参加する』方法をあげなさい。」(第2回目)

資料1に示した調査結果からは、①と②については、第1時と第3時との意識や認識の変化はほとんど見られなかったといえる。また①の「投票」については、「必ず行く」から「できたら行く」に変化した者が1名、「できたら行く」から「必ず行く」に変化した者は2名、「多分行かない」に変わった者が1名であった。意識が向上したと思われる者と低下したと思われる者とが同数であった。ただし、この「できたら行く」という回答は、決して意識が低いとは断定できるものではなく、その真意を確かめるには、その理由を問う必要がある。それは、意識の変化が見られた生徒についてもいえることであろう。

②の「制限選挙」については、2名が「賛成」から「反対」に、その逆は0名であった。ただし、これをもって選挙の意義を認識した生徒が増えたとは言い難いであろう。これは先程述べたように、「制限選挙」に「賛成」である者の多くが、選挙の意義を強く感じており、それだけにいい加減な投票は許し難いと感じていると想像でき、ここにあげたような質問項目でアンケートを実施したことに課題を感じている。

③の「政治参加」については、他と比べ変化が見られた。紙面の都合上、資料は掲載していないが、「政治参加」の方法を第1時より第3時の方が多く答えた者が17名いた。

新たに付け加わった内容をあげるなら、「国会や内閣に陳情する」「裁判に訴える」「世論に訴える」など第三者に訴えるという方法を回答した者が延べ9名いた。そして、「政治に関して自分の意見を持つ」「同じ思いを持つ人と団体を作る」など、自らが政治に関して意見を持ち、同じ意見を持つ者同士で組織を作るという積極的な政治参加を回答した者が延べ10名、「自分の考えに近い人に投票する」「自分の権利を正しく主張する」など、自分の権利を意識し、投票行動を政党と結びつけて答えた者が延べ3名いた。

資料1 生徒の選挙に関する意識調査 3年4組 41名 実施 平成17.12.8～12.15

	投票に行くか①	投票に行くか②	* 制限選挙①	制限選挙②	* 選挙への不信
1	必ず行く	必ず行く	反対	反対	少し反対
2	必ず行く	必ず行く	賛成	反対	少し反対
3	必ず行く	必ず行く	賛成	賛成	少し反対
4	必ず行く	必ず行く	反対	反対	少し反対
5	必ず行く	必ず行く	反対	(欠席)	反対
6	必ず行く	必ず行く	反対	反対	少し反対
7	必ず行く	必ず行く	賛成	賛成	反対
8	必ず行く	必ず行く	反対	反対	賛成
9	必ず行く	必ず行く	賛成	賛成	反対
10	必ず行く	必ず行く	反対	反対	反対
11	必ず行く	必ず行く	反対	反対	反対
12	必ず行く	必ず行く	反対	反対	反対
13	必ず行く	必ず行く	反対	反対	反対
14	必ず行く	必ず行く	反対	反対	反対
15	必ず行く	必ず行く	反対	反対	反対
16	必ず行く	必ず行く	賛成	賛成	反対
17	必ず行く	できたら行く	反対	反対	少し反対
18	必ず行く	必ず行く	反対	反対	反対
19	必ず行く	必ず行く	反対	反対	反対
20	必ず行く	必ず行く	反対	反対	少し反対
21	できたら行く	必ず行く	反対	反対	少し賛成
22	できたら行く	できたら行く	賛成	賛成	少し賛成
23	できたら行く	できたら行く	反対	反対	少し賛成

24	できたら行く	できたら行く	賛成	賛成	少し反対
25	できたら行く	できたら行く	反対	反対	少し賛成
26	できたら行く	できたら行く	反対	反対	少し賛成
27	できたら行く	できたら行く	反対	反対	少し反対
28	できたら行く	できたら行く	反対	反対	少し賛成
29	できたら行く	必ず行く	反対	反対	少し反対
30	できたら行く	できたら行く	反対	反対	少し反対
31	できたら行く	できたら行く	反対	反対	少し反対
32	できたら行く	できたら行く	賛成	賛成	少し反対
33	できたら行く	できたら行く	賛成	反対	少し賛成
34	できたら行く	できたら行く	反対	反対	少し反対
35	できたら行く	必ず行く	反対	反対	少し反対
36	できたら行く	できたら行く	反対	反対	反対
37	できたら行く	できたら行く	反対	反対	少し賛成
38	できたら行く	できたら行く	反対	欠席	少し反対
39	できたら行く	多分行かない	反対	反対	少し賛成
40	できたら行く	できたら行く	反対	反対	反対
41	多分行かない	多分行かない	賛成	賛成	少し賛成

* 制限選挙とは「選挙権は一定以上の政治的知識と責任感を持った人だけが持つこと」

* 選挙への不信とは、「投票しても政治は変わらないから、投票には行かない」という考え

3 考察

この授業では、社会科教育で育成すべき公共性を「社会の形成者としての認識（公共的課題・問題の存在を把握し、過去や他地域における解決策の探求を通して、より広い合理的な見方をに見つけること）」と「社会の形成者としての態度（公共的課題・問題に関する学習や議論への参加と主張の説明責任）」としている。公共性を育成するには、公共的課題を解決するための学習・議論に積極的に参加し、より広い合理的な見方に立って、課題解決のための主張を責任を持って説明することができるということが求められているということである。

また、この授業では、授業の効果を「評価」を通して行おうとしてきた。その評価基準の要旨は、(1)選挙の意義に関する話し合いに積極的に参加し、将来投票しようと思っているか、(2)選挙権の行使を責任を持って行うべきであるという判断ができたか、(3)選挙に関する資料からの読みとりを適切に行い、それを活用しながら意見を発表しているか、(4)選挙の意義を具体的に理解しているか、(5)国民の政治参加を具体的に理解しているか、(6)政治への国民の意思の反映を、国会、内閣、裁判所との関連で理解しているか、の6つであった。

これらの評価基準に照らして、生徒の活動の様子や生徒へのアンケート結果から、本単元の授業において概ねその目標を達成したといえるものは、(1)、(2)、(3)、(5)であ

った。(4)と(6)については、アンケートにその達成を確認できる項目を入れておらず、授業と評価の計画に甘さがあった。

学習内容は「在外選挙権の獲得」を通して選挙の意義を考えるというものであり、その課題の目新しさと、選挙制度の改革が今でも行われているということが学習の関心を高め、「在外選挙権の獲得」のための過程の具体性と総合性が、学習の探求心を強くするとともに、より広く合理的な見方を育てることになったのではないかと思っている。そして、学習方法として「自らの考えを提示・発表する活動」や「討論やロールプレイ」などの活動を多く取り入れたことが、課題に対する議論への積極的な参加と、自分の主張を責任を持って説明することにつながったのではないかと思っている。

(館 潤二)

第2節 観察者による分析的考察

1 館氏の単元構成

館氏の中学校社公民的分野単元「民主政治を支える国民の政治参加」は、次のような3時間構成となっている。

- 第1時 選挙権は20歳以上の人全員がもつべきか
第2時 20歳以上の人全員に選挙権は保障されているか
第3時 国民の政治参加は選挙以外に何があるか

ここでは、授業を参観し、ビデオに収録した第1時と第3時の授業を主な考察対象とする。本研究においては、社会科教育で育成すべき公共性を「社会の形成者として公共をになう認識・態度」とした。そして、「社会の形成者として公共をになう認識」とは、「公共的課題・問題の存在を把握し、類似の事例に関して過去や他地域における解決策の探求を通して、より広い合理的な見方を身に付けるとともに、課題解決の方策を模索し提案すること」、「社会の形成者として公共をになう態度」とは、「公共的課題・問題に関する学習や議論に積極的に参加し、自己と異なる他者の意見を尊重するとともに、課題解決について主体的に判断し、その結果を反省的に吟味すること」とした。

館実践の第1時は、「選挙権は一定以上の政治的知識と責任感を持った人だけが持つべきである」という論題で話し合いをさせることにより、最終的には普通選挙の意義を理解させることをめざしていると考えられる。すなわち、論題を把握した上で、話し合いにより、課題解決の方策を模索し提案する場面を作ることにより、普通選挙の意義、すなわち「社会の形成者として公共をになう認識」を主に身につけさせようとしている、と考えられよう。

第3時は、第1時及び第2時「20歳以上の人全員に選挙権は保障されているか」におけるグループでの話し合いなどを受けて、選挙権をより確実に保証するための改革が現在も進んでいることを在外投票権などを例に考えさせ、最終的には主権者としての態度を身に付けさせようとしていると考えられる。すなわち第3時では、本当単元全体を受けて「社会の形成者として公共をになう態度」を主に身につけさせることをめざしている、と考えられよう。

以上を踏まえて、ここでは、第1時については「社会の形成者として公共をになう認識」について、第3時については「社会の形成者として公共をになう態度」について分析を行う。

2 館氏の第1時の授業分析

(1) 授業の全体像

館氏の第1時の授業の全体像を、授業の流れ、教師の働きかけ、子どもの動きに着目し、簡潔に整理したのが以下の表1である。

表 1 館氏の第 1 時授業の流れ，教師の働きかけ，子どもの動き

授業の流れ（Q：発問，I：指示）	教師の働きかけ	子どもの動き
I アンケートを記入しなさい。 アンケート回収	・アンケート配布，質問を 1 つずつ読み上げ，進度を確認しながら記入させる。	・アンケートに記入する。
Q 最近の選挙の投票率は（50%台） Q 戦後一番高い投票率は（76%）	・衆議院議員選挙の投票率を確認させる。 ・4割以上の人が選挙に行っていない。	予想を立て，答える。 予想を立て，答える。
Q 「選挙権は一定以上の政治的知識と責任感を持った人だけが持つべきである」という意見に賛成か，反対か，グループで話し合おう。	・話し合いの途中で，資料 2～4 を提示する。	・5人一組になり，1人は司会役，論題に対する賛成派役 2 人と反対派役 2 人に分かれて話し合う。
I 各グループで一つずつ意見を発表しなさい。 I 自分たちにはない意見はボールペンで書き加えなさい。	・結論を出す前に意見を整理させる。 ・責任感を持った人は，特定の有力者・金持ちなのか。	反対：責任感を持った人＝企業の有力者（特定の金持ち）が多いのでかたよる。 反対：貧しい人のことを考えない。 反対：「責任感」の基準が分からない。 賛成：高齢者は投票に行きにくい。 賛成：若者は興味がなく，見た目などで決めることは政治にマイナス。 賛成：天候などを理由にいけない人に政治のことを決めさせるのはよくない。 反対：ある特定の人だけの意見に固定されてしまう。 賛成：政治を知らない人が投票すること

		で政治が乱れる。
Q あなたの結論は？その理由は？ワークシートに記入しなさい。	・結論は自分の意見なのでどちらでもよい。 ・理由は複数あるほうがより説得力がある。 ・自分の反対側の意見を否定して自分の意見を書けると説得力がある。 ・今までの話し合いを踏まえる。	・ワークシートに自分の意見を記入する。

(2) 公共性をにう認識の評価

前項「実践者による反省的評価」においても述べられているように、第1時の最後に生徒に記入させたワークシートによると、授業を行ったクラスの生徒40名中10名が「制限選挙」に「賛成」、31名が「反対」であった。

民主政治の原則からすれば、本来「制限選挙」には「反対」しなければならないはずである。しかし、「実践者による反省的評価」において述べられているように、「反対」の10名は、決して国民主権や議会制民主主義に対する認識が低く、選挙の意義を考えていないわけではない。上記の授業の全体像や「実践者による反省的評価」の生徒の主な意見からもわかるように、選挙の重要性をじゅうぶんに認識しているために、かえって、簡単に棄権したりいい加減な投票行動とったりすることが許せないのである。

すなわち、国民には政治をよりよいものにしていくための権利と義務があるにもかかわらず、棄権したりいい加減な投票をしたりと義務を果たさぬ国民が少なくないという事実を踏まえて、「制限選挙」を支持しているのである。

また、第3時に行ったアンケートでは、「制限選挙」について、2名が「賛成」から「反対」に変わったのみで、「反対」から「賛成」に変わったものはいなかった。しかし、第1時に「制限選挙」への「賛成」「反対」をワークシートに記入させたのは、授業の最後、すなわちグループでの話し合いとクラス全体での意見交換のあとであったことを考えれば、単元終了までに意見の変化が少ないのも当然ではないだろうか。単元のはじめ、第1時のグループでの話し合い前にアンケートを実施していれば、もう少し変化がみられたのではないだろうか。

以上のように、「制限選挙」に「賛成」とした生徒も、決して「公共性をにう認識」のレベルが低いわけではなく、公共性をにう認識が身についていると考えられる。しかし、最終的な認識としては、やはり「普通選挙」の意義を理解した上で、「制限選挙」には「反対」する認識を形成すべきであったのではないだろうか。

3 館氏の第3時の授業分析

(1) 授業の全体像

館氏の第3時の授業の全体像を、授業の流れ、教師の働きかけ、子どもの動きに着目し、簡潔に整理したのが以下の表2である。

表2 館氏の第3時授業の流れ、教師の働きかけ、子どもの動き

授業の流れ（Q：発問，I：指示）	教師の働きかけ	子どもの動き
I ワークシートに記入しなさい。 1 こんなことを実現して欲しい 2 それを実現するための方法（アイディア） I 記入したことを発表しよう。	・ワークシート配布 ・実現したいこととその方法を1つずつ確認する。	1 高校までの義務教育 2 憲法・法律を変える。 1 消費税を下げる。 2 所得税を増やす（累進課税）。
・選挙以外の政治参加は？ 期日前投票制度 15. 6. 11 不在者投票制度—他地域での投票—郵便による投票 15. 7. 25 洋上投票制度 11. 8. 13	・前時を思い出させる。 ・各制度が認められるようになったのは、最近であることを確認させる。	
Q なぜ、現在改革が進んでいるか 国民主権—すべての人が政治に参加して政治の在り方を決める ⇒選挙権を持つ人すべてに投票が可能になる仕組みをつくった	・公職選挙法改正と国民主権との関係をていねいに説明し、関係をつかませる。	投票率が低い。 民主主義の実現。 国民主権の実現。
Q 我が国の選挙権拡大の歴史は 1889 選挙→帝国議会（衆議院議員） 1925 普通選挙法（男子のみ） 1945 女性の普通選挙	・内容を説明して、選挙権拡大の流れをつかませる。 ・現在でも選挙権を保障するための改革が進んでいることを確認させる。	・大日本帝国憲法が作られた年だ。 ・制限選挙であったことを確認する。
Q 在外投票権はどう実現したか 要望書の宛先は？ 要望書の内容確認 1889 比例代表選挙のみ認められる Q なぜ比例代表選挙のみか？ 2005. 9. 14選挙区選挙最高裁決定	・在外投票権の実現までのあゆみを確認する。（資料6・7）	・宛先を考え発表する。

(新聞記事で判決を確認) → 国会 → 内閣		
ワークシート(3・4・5)記入		

(2) 公共性をにう態度の評価

本単元においては、第1・2時ではグループでの話し合い、クラス全体での意見交換、第3時では意見をワークシートに記入、資料の読み取りなどを行わせている。

公共性をにう態度の評価という視点から第3時を分析するためには、①ワークシートに記入に実現したいことやその実現方法を記入し、発表したか、②資料に基づき、在外投票権問題について主体的に判断することができたか、を明らかにすることが必要である。①については、回収されたワークシート及び授業中の発言等から、公共性を担う態度の一面が確実に育っていると評価できよう。また、②についても、授業中の発言から資料に基いて在外投票権を選挙区選挙までの拡大について主体的に判断していると考えられる。

4 単元の評価

実践者は、単元の評価として、次の6つを挙げている。

- (1)選挙の意義に関する話し合いに積極的に参加し、将来投票しようと思っているか。
- (2)選挙権の行使を責任を持って行うべきであるという判断ができたか。
- (3)選挙に関する資料からの読みとりを適切に行い、それを活用しながら意見を発表しているか。
- (4)選挙の意義を具体的に理解しているか。
- (5)国民の政治参加を具体的に理解しているか。
- (6)政治への国民の意思の反映を、国会、内閣、裁判所との関連で理解しているか。

この6つのうち、(1)～(3)は態度面、(4)～(6)は認識面と考えられる。単元をとおして、生徒は話し合い等に積極的に参加し、主体的に判断を行っており(1)～(3)の態度面は十分に達成されていると考えられる。(4)～(6)については、アンケートへの記入数の増加により、(5)は達成できていることが確認できたが、(4)と(6)については、単元内では確認することはできなかった。

(谷田部 玲生)

第Ⅳ部 研究の成果と課題

第1章 研究の成果－仮説の検証と評価－

本研究は、公共性を育む社会科の学習とはどのようなものか、について検討してきた。

まず、公共性とは何か、今なぜ公共性が必要なのか（なぜ社会科で公共性を育む必要があるのか）、といった教科論に関わる部分について検討してきた。

次に、公共性を育む社会科の学習は、どのような目標をめざすのがよいのか、どのような内容をめざすのがよいのか、どのような方法（活動）をめざすのがよいのか、どのような能力（態度）をめざすのがよいのか、といった学習論・評価論に関わる部分について検討してきた。その結果、学習モデルや評価モデルが構築された。

最後に、学習モデルや評価モデルをもとに、実際の単元展開や授業展開はどうなるのか、といった授業論に関わる部分について検討してきた。そして、授業実践が行われた。

ここでは、学習に関する仮説と評価に関する仮説を検証、評価する。

1 学習に関する仮説の検証と評価

本研究で構築された単元レベルの学習モデルが表1である。

表1 単元レベルの学習モデル

	問い	範囲	目標と内容	方法	能力
人々の利害がぶつかる事例	私たちの生活にどのような問題があるのか	身近な問題	児童生徒の考えを自覚させる 社会にある考えを自覚させる 児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール & 社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	①	
どのような解決ステップがあるのか	どのように解決していくのか			①②	参加
過去の過ちをどう調整するか	過去の過ちをどう調整するか	過去の問題	児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール vs 社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	②③	
他地域の過ちをどう調整するか	他地域の過ちをどう調整するか	他地域の問題	児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール vs 社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	②③	
私たちの決断が公共に与える影響	私たちの決断が公共に与える影響	身近な問題	児童生徒の考えを以前よりも広い・深いものにする 児童生徒の考える狭い 市民の権利や責任 法や社会のルール → 児童生徒の考える広い・深い 市民の権利や責任 法や社会のルール	①	責任
調整してみよう	調整してみよう	身近な問題	更に児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える広い・深い 市民の権利や責任 法や社会のルール vs 現実の社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	④	参加
	実際に関わってみよう	身近な問題	更に児童生徒の考えを批判にさらす 児童生徒の考える広い・深い 市民の権利や責任 法や社会のルール vs 現実の社会にある 市民の権利や責任 法や社会のルール	⑤	参加
私たちの反省が公共に与える影響	結果を考えてみよう	身近な問題	社会の形成者としての自覚を培う 児童生徒の考える広い・深い 市民の権利や責任 法や社会のルール → 児童生徒の考える強い 市民の権利や責任 法や社会のルール	①	責任

＜記号の説明＞
① 公共性に関する活動
② 小グループでの話し合い活動
③ 観察・調査・見学など、校外での活動
④ 討論やロールプレイなど、ルールに則った活動
⑤ ボランティア活動や奉仕活動などの社会参加的な活動

表1をもとに、西尾氏、草刈氏、竹澤氏、館氏によっておこなわれた各実践がどのような状況であったのかについて示したのが、表2である。

表2は、内容、方法（段階）の2つの項目で整理した。なお、表2を作成するために、使用された単元計画、学習指導案、授業記録などを活用した。表中の○は、各実践がおこなわれていると考えられるもの、×は各実践がおこなわれていないと考えられるもの、△は各実践がおこなわれているかが微妙なものを示している。△※は、竹澤実践のエコ隊の活動を示している。

表2 学習に関する仮説の検証

			西尾 実践	草刈 実践	竹澤 実践	館 実践
単元の総時間数			12	6	5	3
内容	内容	市民の権利や責任を扱っているか	○	○	○	○
		法や社会のルールを扱っているか	○	○	○	○
方法	段階	解決へのステップをおこなっているか	○	○	○	△
		過去へのアプローチをおこなっているか	○	○	○	○
		他地域へのアプローチをおこなっているか	○	○	○	×
		私たちの決断をおこなっているか	○	○	○	○
		私たちの行動（役割を演じてみよう）をおこなっているか	△	×	△※	×
		私たちの行動（実際に関わってみよう）をおこなっているか	△	△	△※	△
		私たちの反省をおこなっているか	○	○	○	○

（1）小学校と中学校

西尾実践は12時間、草刈実践は6時間、竹澤実践は5時間、館実践は3時間である。

西尾実践は、十分な時間のなかで一通りのことをおこなっている。草刈実践は、高学年の限られた時間のなかで一通りのことをおこなっている。

竹澤実践、館実践は、中学3年生という学年の本当に限られた時間のなかで、一通りのことをおこなっている。

（2）内容

内容に関して、「市民の権利や責任」（以下、①と略す）と「法や社会のルール」（以下、②と略す）は、すべての実践で取り扱われている。

西尾実践では、①としては「私たちの生活を守る（防火）」、②としては「消防（消防団、消防署）のしくみ」が取り扱われている。

草刈実践では、①としては「私たちの生活を守る（公害防止）」、②としては「公害防止のしくみ（公害防止法）」が取り扱われている。

竹澤実践では、①としては「私たちの生活を守る（環境市民会議、条例、NPO）」、②としては「地方自治（地方自治体、条例）のしくみ」が取り扱われている。

館実践では、①としては「私たちの生活を守る（選挙権）」、②としては「選挙のしくみ（選挙制度）」が取り扱われている。

(3) 段階

「過去へのアプローチ」「私たちの決断」は、すべての実践でおこなわれている。

「解決へのステップ」は、西尾実践、草刈実践、竹澤実践ではおこなわれているが、時間的な制約のためか、館実践ではおこなわれていない。

「他地域へのアプローチ」は、西尾実践、草刈実践、竹澤実践ではおこなわれているが、館実践ではおこなわれていない。

「私たちの行動」「私たちの反省」は、完璧ではないがどうにかおこなわれている。竹澤実践では、エコ隊の活動を含めると、「私たちの行動」がおこなわれているといえる。

段階のなかで特徴的なのは、「私たちの決断」まではかなりの実践がおこなっているが、それから「私たちの反省」までは様々である。館実践は、「私たちの行動」に関しては積極的におこなっていない。しかし、選挙をめぐる三つの論題を考えさせ、議論させることで、「私たちの反省」を果たそうとしている。

(4) まとめと評価

この単元レベルの学習モデルは、公共性を育む社会科の学習を進めていくために、どのような目標、内容、方法、能力（態度）が必要なのか、こういった順番で進めていくと順調に進んでいくかを考えて作ったものである。また、この学習モデルは、5～6時間以上の単元を想定して作成したものである。

しかし、現実には、児童生徒の年齢、学習内容の難しさ・易しさ、授業時間の長い・短い、といった制約があり、学習モデル通りには展開していない。

以上から、公共性を育む社会科の学習といっても、それは一つではなく、様々なタイプの公共性を育む社会科の学習があるということがわかる。

「この授業は、公共性を育む社会科の学習になっているのか」に関しては、次の評価に関する仮説の検証と評価のところでみていく。

本研究で構築された単元レベルの学習モデルと関連させた評価モデルが表3である。

[illegible][illegible]

- 1) 児童生徒を参加させているか、責任をとらせているか
公・公共・私について考えさせているか
- 2) 児童生徒にとって考えやすい問題設定をしているか
身近な問題を取り上げているか
過去の問題を取り上げているか
他地域の問題を取り上げているか

- 3) 児童生徒に必要な活動をさせているか
 4) 児童生徒の考えを批判にさらさせているか
 児童生徒の考えを以前よりも広い・深いものにしているか
 ○上記のことが密接に関わっているか

前述した評価の視点ををもとに、西尾氏、草刈氏、竹澤氏、館氏によっておこなわれた各実践がどのような状況であったのかについて示したのが、表4である。

表4は、目標、内容（広がり・深まり）、方法（活動）、能力の4つの項目で整理した。なお、表4を作成するために、使用された単元計画、学習指導案、授業記録などを活用した。表中の○は、各実践がおこなわれていると考えられるもの、×は各実践がおこなわれていないと考えられるもの、△は各実践がおこなわれているかが微妙なものを示している。△※は、竹澤実践のエコ隊の活動を示している。

表4 評価に関する仮説の検証

			西尾 実践	草刈 実践	竹澤 実践	館 実践
目標	目標	児童生徒の考えを自覚させているか	○	○	○	○
		社会にある考えを自覚させているか	○	○	○	○
		児童生徒の考えを批判にさらさせているか	○	○	○	○
		児童生徒の考えを以前よりも広い・深いものにさせているか	○	○	○	○
		更に児童生徒の考えを批判にさらさせているか	△	△	△	△
		社会の形成者としての自覚を養わせているか	○	○	○	○
内容	広がり 深まり	広い・深い考えになっているか	○	○	○	○
		強い考えになっているか	○	○	○	○
方法	活動	自らの考えを提示・発表する活動をおこなっているか	○	○	○	○
		小集団で調べ、話し合う活動をおこなっているか	○	○	×	○
		観察・調査・見学など、校外での活動をおこなっているか	○	×	△※	×
		討論やロールプレイなど、ルールに則った活動をおこなっているか	△	△	○	○
		ボランティア活動や奉仕活動などの社会参加的な活動をおこなっているか	×	×	△※	×
能力		参加をさせているか	△	△	△※	△
		責任を担わせているか	○	○	○	○

(1) 目標

公共性を育む社会科の学習の最終的な目標は、「社会の形成者としての自覚を養わせること」である。そのためには、児童生徒が持っている考えを社会にある考えとぶつける必要がある。

「児童生徒の考えを自覚させているか」「社会にある考えを自覚させているか」「児童生徒の考えを批判にさらさせているか」「児童生徒の考えを以前よりも広い・深いものにさせているか」「更に児童生徒の考えを批判にさらさせているか」は、基本的にはすべての実践でおこなわれている。これらの検討を通じ、最終的には、「社会の形成者としての

自覚を養わせること」という目標に近づくことになる。どの実践も目標に近づいているといえる。

（２）広がり，深まり

広がり・深まりに関しては，すべての実践で，「広い・深い考え」（以下，①と略す）と「強い考え」（以下，②と略す）となっている。

西尾実践では，消防署の見学，消防団員のお話を通して，火災から私たちの暮らしを守るためにどうすればよいのかを追求するものとなっている。①としては，私たちの暮らしを守るために，消防署や消防団が様々な活動をしてきていること，そして，現在，それらの活動がどのような状態であるかを理解させている。②としては，身近な地域の消防団の活動を維持していくためには，自らが消防団員になったり，あるいは，消防団員になれない場合，消防団員が十全の働きができるように市は予算措置をおこなう必要があることを理解させている。

草刈実践では，横田基地の民間利用の是非を中心に，騒音公害解決のための取り組みの学習や他の公害解決の取り組みの学習を通して，自分たちに何ができるのかを追求するものとなっている。①としては，私たちの暮らしを守るために，公害防止活動が過去にも，他地域でもおこなわれてきていること，そして，現在，それらの活動がどのような状態であるかを理解させている。②としては，産業の発展が公害を生み出す一方，公害の防止が産業の発展を促進していることを理解させている。

竹澤実践では，地方自治体のしくみを学習した後，地方自治体がつくる条例に焦点をあて，私たちの暮らしを守るためにはどのような条例が必要なのかを追求するものとなっている。①としては，私たちの暮らしを守るために，条例がつくられてきたこと，そして，現在，その条例がどのような状態であるかを理解させている。②としては，私たちの暮らしを守るためには，条例（罰則）を上手に運用していかなければならないこと，しかしそれは容易ではないことを理解させている。

館実践では，選挙権を誰が持つべきか，選挙権はすべての人に保障されているか，国民の政治参加は選挙以外に何があるかを通じて，国民の政治参加の在り方を追求するものとなっている。①としては，私たちの暮らしを守るために，選挙制度がつくられてきたこと，そして，現在，その選挙制度がどのような状態であるかを理解させている。②としては，国民の政治参加の手だては選挙以外にもあることを理解させている。

（３）活動

「自らの考えを提示・発表する活動」「討論やロールプレイなど，ルールに則った活動」は，基本的にはすべての実践でおこなわれている。

「ボランティア活動や奉仕活動などの社会参加的な活動」は，基本的にはすべての実践でおこなわれていない（竹澤実践のエコ隊の活動は，ここに含まれる）。

その他の活動に関しては，各実践では様々な取り扱いである。西尾実践のように時間的余裕があれば，「観察・調査・見学など，校外での活動」がおこなわれている。しかし，時間的余裕がない草刈実践，竹澤実践，館実践ではおこなわれていない。「小集団で調べ，話し合う活動」に関しては，授業形態とも関連している。竹澤実践では小集団が組織され

ていないので、おこなわれていない。

活動のなかで特徴的なのは、すべての実践で「ボランティア活動や奉仕活動などの社会参加的な活動」がおこなわれていないことである。これは、学校教育における社会科教育がどこまで関わるべきなのかということに大きく関わっている。社会科教育は、より良い社会認識を通して市民的資質の育成をめざしている。が、これには、大きく二つの立場がある。一つは「市民的資質を育成することまで主眼に入れると、児童生徒をある一定の方向に導く危険性がある。より良い社会認識を育てることの方により主眼を置くべきである」という立場である。もう一つは「より良い社会認識を育成しても、それを実践しないのでは有効ではない。実践するためには、市民的資質の育成まで視野に入れるべきである」という立場である。すべての実践で「ボランティア活動や奉仕活動などの社会参加的な活動」がおこなわれていないのは、時間的な制約もさることながら、各実践者の頭の中に「社会科教育は、実質的な参加までは踏み込まない方がよい」という考えがあったと考えられる。

（４）能力

「参加」は「解決へのステップ」と「私たちの行動」で、「責任」は「私たちの決断」と「私たちの反省」でおこなわれるものであると想定した。

「解決へのステップ」では、どの実践も、児童生徒自らが解決への道筋を決めることに関わるというよりも、教師主導で解決への道筋を決める展開になっている。このような単元展開の授業が初めての児童生徒にとって、道筋を決めることに関わることは容易ではない。何度かこのような授業をおこなえば、児童生徒自らが解決への道筋を決めることに関わるができるであろう。

「私たちの行動」では、どの実践も、役割を演じさせたり、実際に関わらせることに主眼が置かれていない展開になっている。それよりも、児童生徒に自分たちの行動をイメージさせることで、対象に関わらせるという展開になっている。単元展開そのものに時間的余裕があれば、児童生徒に役割を演じさせたり、実際に関わらせたりできるのである。しかし、時間的な制約があるなかで、そのようなことをさせるのはかなり困難なのである。

「私たちの決断」と「私たちの反省」では、どの実践も、児童生徒自身の意見を表明させたり、児童生徒自身にその理由を表明させたりしている。言葉に責任を持つという点では、どの実践も十分な結果であるといえる。しかし、責任には、言ったことを実行するという側面もあり、それに関しては、この実践だけでは判断できない。

（５）まとめと評価－限界－

目標、内容（広がり・深まり）、方法（活動）、能力の４つの項目で検討することで、各実践が公共性を育む社会科の学習になっていたかがわかる。

しかし、以上の分析でも、公共性を育む社会科の学習になっているかどうかに関して限界がある。というのも、これまでの検証と評価は、クラス全体で公共性を育む社会科の学習になっているかどうかを問うたものだからである。クラス全体では、公共性を育んだ社会科の学習になっているが、一人ひとりの児童生徒が公共性を育んでいるかどうかは、これまでの検証と評価ではわからない。一人ひとりの児童生徒が公共性を育んでいるかどうか

かを明らかにするためには、一人ひとりの授業前のアンケート、授業での様子、授業後のアンケート等をみる必要がある。そして、既にクラス全体で公共性を育む社会科の学習であることがわかっているので、残る評価の点は、児童生徒の知識の問題である。つまり、児童生徒一人ひとりの考えが批判にさらされ、どのように変化してきたのか(留まったのか、反対になったのか)、児童生徒一人ひとりの考えがどのように理由付けされてきたのか、をみる必要がある。

西尾実践では、第1時、第2時、第12時にイメージマップを描かせ、第6時から第12時にかけて消防団に関するアンケートを5回おこなっている。

草刈実践では、第1時に「横田基地を民間でも利用したいに賛成か、反対か」、第3時に「騒音公害は、なくすことができる？ へらすことはできる？ なくならない」についてアンケートをおこなっている。

竹澤実践では、授業前と授業後に、「市川市の『マイバッグ運動』の目的を理解しているか」「市川市の『マイバッグ運動』に積極的に関わっていききたいか」「『マイバッグ運動』を条例化すれば市川市の地方自治は高まるか」「『マイバッグ運動』以外にも、市川市の自治実現につながる活動に関わっていききたいか」についてアンケートをおこなっている。

館実践では、第1時、第3時に、「20歳になったら投票に行くか」「選挙権は一定以上の政治的知識と責任感を持った人が持つべきか」について、アンケートをおこなっている。

各実践には、児童生徒の知識の問題を考える上での資料が多くある。その考察に関しては、ここでは紙幅もないので、各実践の実践者と観察者に譲ることにする。

最後に、児童生徒の知識の問題を考える上で困難な点を指摘しておこう。クラス全体では、公共性を育む社会科の学習によって、様々な考え、理由が出てきた。様々な考え、理由を知することは、公共性を考えるために重要である。しかし、授業では、児童生徒に自分自身の考え、理由を明らかにするように迫る。児童生徒のなかには、考えがまとまらない者もいるであろう。例えば、西尾実践の第12時の最後に「もっとさらにやれそうなことはないか」という西尾氏の発問に、一人の児童が「迷っている」と答えている。公共性に関わる問題は、必ずしも正答があるかどうかはわからない。考えがまとまらない児童生徒がいても不思議ではない。それらの児童生徒をどのように評価していくのかが大きな課題である。

(岡明 秀忠)

第2章 公共性を育む社会科の留意点と今後の課題

1 本研究の到達点

本研究を通じて、改めて確認された点を列挙すると、以下のようになる。

- ① 公共性の育成は喫緊の課題である。しかし社会科教育でになうべき（にないうる）公共性には限界があり、それを見定めた授業設計・授業実践が必要である。
- ② 社会科でになう公共性とは、児童・生徒各人の積極的な社会参加を目指しながら、それを授業における課題追究・討議・話し合いへの参加と協調に限定し、公共的課題に関する事実認識を踏まえた合理的意思決定（判断）を重視すべきである。
- ③ 上記のうち、課題追究・討議・話し合いへの積極的参加と協調性を社会科がになう態度面での公共性、公共的課題に関する事実認識を踏まえた合理的意思決定を認識面での公共性にとらえたい。
- ④ きちんとした理論モデルを踏まえれば、社会科授業の限られた時間内でも、上記の認識・態度両面の公共性を育てることができる。
- ⑤ 評価の手立てを欠いては、公共性の育成を期することはできない。それには、公共的課題に関する知識や意識について、プレテスト、ポストテスト、単元の節目ごとのワークシート（課題に関するイメージマップの作成、学習の振り返り活動）の活用が効果的である。

2 公共性を育む社会科の留意点

（1）認識形成の面での留意点

周知のように、社会科は理科と同じく内容教科に位置づけられ、地域社会、日本、及び世界諸地域の社会・政治・経済や地理・歴史を系統的に学習する教科と見なされている。だが、社会の変化の速度は速く、次々と新たな内容やテーマが注目されてくる。近年の例で言えば、情報メディアの役割、環境問題への対処、金融教育、法教育、キャリア教育、シティズンシップ教育等が、社会科でカバーすべき内容として中教審でも議論されている。この中で、公共性との関連で注目されるのは、法教育、キャリア教育、シティズンシップ教育である。これらが重要な課題領域であるとしても、社会科教育ではどこまでそうした課題を内容に組み込むべきであろうか。

限られた授業時間数と児童・生徒の学習負担を考えるならば、ただ新たな課題をどんどん取り上げればよいというものではない。まずは新たな内容を増やす分だけ、時代遅れとなった内容を削除するスクラップ・アンド・ビルドの考え方が不可欠だろう。とはいえ、単純に足し算・引き算できる問題でもない。それゆえ、社会科の目標との関連で、内容の統合・再編を進めることが必要になる。では、公共性の育成の観点から、旧来の内容のどの部分を削除し、何を新たに付加すればよいのだろうか。

本研究では、この問いに対し、一定の回答を提起した。

第一に、新たな内容を付加しようとするのではなく、既存の内容の中に公共的課題を見出し、それを意図的に取り上げることである。すでに、第Ⅰ部・第2章で分析したように、現行の学習指導要領の内容にも、地域学習や政治・公民学習を中心に、公共性の育成に適した単元は存在する。まずは、それらに着目することである。しかし、それだけではない。常識論にとらわれなければ、国土学習・産業学習はもとより歴史学習においてさえ、公共的課題への取り組みが学習できるのである。肝腎なのは、公共的課題に対する教師の構えと視点である。社会が一人では成り立たないとすれば、そしてまたメンバー相互の利害が必ずしも一致しないのが通例だとすれば、どうやってその対立を調整し、合意形成を果たしてきたのか。歴史単元を含む社会科のあらゆる内容に、絶好の事例が埋もれているはずである。それを見出す教師の構えと視点に期待したい。

第二に、単に公共的課題を取り上げさえすれば公共性が育つわけではない。公共的課題をめぐる対立の構図に着目することが必要なのである。対立の背景やそれぞれの立場の利害を追究し、対立の本質を明らかにする。その上で、課題解決のための方策を検討する。そうした具体的方策をめぐる追究こそが、公共的認識（公共をになう認識的側面）の育成につながるのである。ただし、児童・生徒の経験や知識はきわめて限られており、彼（女）らに任せているだけでは十分な解決策を提示することはむずかしい。それゆえ、国内の他地域や外国から類似の事例を調べ、そこでの解決策を参照する。あるいは、過去の人々の経験に類似の事例を探り、解決の知恵を学ぶのである。それらを参照して、自らの見方考え方を深めた上で意思決定することが、社会科における公共性の学習では何より重要だと言えよう。

（２）態度形成の面での留意点

社会科教育の究極のねらいは、公民的資質ないし市民的資質の育成にある。内容教科とはいえ、それぞれの内容自体に意義があるわけではなく、公民的資質の育成に寄与することに意義があるのである。それゆえ、公共性の育成が話題にのぼるとき、真っ先に社会科教育に白羽の矢が当てられるのもやむを得ないところであろう。ただ、そのことにより、社会科教師の多くがますます「べし」論に傾くことには気をつけねばならない。例えば、次に示すのは小中学校の社会科授業でしばしば耳にする教師や子どもの発言である。

「ごみを出さないように、一人一人が気をつけましょう。」「自然を大切にしましょう。」「火事から暮らしを守るために、地域で協力しましょう。消防団の大切さに気づき、自分も大人になったら積極的に参加しましょう。」「公害撲滅のために声を挙げて訴えましょう。」「資源保護のために、スーパーのレジ袋はできるだけ使わないように、お父さんやお母さんにも呼びかけましょう。」「選挙は国民の権利であり、民主政治の基本です。みんな棄権せず投票するようにしましょう。投票率を上げるための工夫を考えましょう。」

確かに、こうした正論や理想論で授業を閉じることができれば、教師は（あるいは児童・生徒も）気分がよいかも知れない。だが、世の中がきれい事で動かないからこそ、さまざまな公共的課題が生まれるのである。であれば、喉元まででかかった正論を呑み込み、敢えて本音の部分で勝負すべきではないか。社会科では建前を語り、日常生活では本音で生きるとしたら、社会科教育の価値はない。人々の本音にこだわり、その理由をとことん追究してゆくことこそが社会科なのである。そうした追究の過程で、社会の様々な利害対

立に気がつけば、自ずと公共性の問題に目が向いてゆくはずである。そのように児童・生徒を仕向けることに、教師は何よりも意を注がねばならないだろう。

また、上記のような社会科授業の問題は、単に正論を掲げることにのみあるのではない。むしろ、性急な態度形成を求めることの方が問題は大きいのである。公民的資質にしろ、公共性にしろ、行動や態度によって示すことができなければ意味がない。だから、どうしても教師は子どもに態度化を求めやすい。無論、道徳の授業や特別活動等を通して、公共的な態度形成を図ることには一定の意義があろう。しかし、社会科においては、態度形成を限定してこそ公共の認識を深めることができるのではないか。その点で、本研究で明らかにした公共性の態度的側面は重要である。すなわち、公共的課題の議論に積極的に参加し、他者の意見を尊重しつつ、主体的に判断するのである。一見、迂遠にみえるこうした方法を積み重ねることが、最終的には公共をになう態度につながると言えよう。

3 今後の課題

本研究はメンバーの担当する学年の制約と、2年間という研究期間の限定があったため、小学校の3学年（「くらしを守る－火事がおきたら－」）と5学年（「公害ゼロをめざして」）、中学校の公民的分野（「地方の政治と自治」、「民主政治を支える国民の政治参加」）での計4単元の教材・評価モデルの検証に留まった。また、各学校の置かれた状況もあり、長期にわたる実験・検証ができなかったのは残念である。少なくとも4つの単位に関しては、われわれの研究仮説の妥当性が検証できたが、やはりより多くの単位においても公共性の育成が可能であることを論証するのが今後に残された一つの課題である。

また、今回の研究では小・中学校に所属する4人のメンバーが、それぞれモデル単元を開発して実験を行ったが、やはり公共性の態度的側面を考慮すると、少なくとも1年程度の長期にわたる観察・評価が不可欠であり、それも今後に残された課題である。ただし、前述のように、本研究では公共性をめぐる問題を特別に設定しなくとも、＜①既存の内容に公共的課題を探り、②対立の構図の追究を踏まえて、③子どもたちに議論させ意思決定させる＞ことで、公共的態度は形成されとの仮説を提示した。その点で、長期にわたる実験は決して困難な作業ではない。研究グループは本年3月末日をもって一応解散するが、メンバーの各人がそれぞれ継続して研究を進めていかれることを期待したい。

本研究でねらいとしたのは公共性の育成に関する社会科の教材・評価モデルの構築とその検証であった。上記のように＜育成仮説＞については、一定の確証を得たものの、＜評価仮説＞についてはまだ十分とは言えないのが実情である。いかなる手立て（評価の手段と方法）をもってすれば公共性が評価できるのか、評価の規準と基準をより明確にしてゆくことが今後の課題であろう。ただし、評価を厳密にしようとするほど、数値化は避けられなくなる。果たして公共性を数値化可能なレベルまで限定することが、その趣旨に照らして妥当かどうか、議論が分かれるところである。こうした点も含め、今後学会等で積極的に議論していくことが望まれる。これまでややもすると公共性の問題は一般論、抽象論で議論されてきたきらいがある。少なくとも学会においては、本研究で提起したような具体的な事実に基づいて議論を積み重ねていくことが必要であろう。

（原田 智仁）

「あとかき」にかえて —「公德心」，「公と私」，そして「公共心」—

いま，フランスで…

清水弟氏は，10数年前の著書『フランスの憂鬱』（岩波新書，1992年）において，学校時代に，欧米人は「公德心」に富んでいると聞かされていたが，初めてフランスを訪れた1979年にゴミだらけの街に接してショックを受け，あの「公德心」とは何であったかと嘆じている。新聞等の報道によると，パリではいまも，犬の糞やたばこの吸い殻などで街中ゴミだらけになっているという。誇張された面もなくはないが，路上風景の一端を表しているともいえよう。

とはいえ，パリ市民が環境汚染に対して無関心なわけではない。意識調査では8割以上もの人が問題を感じているし，行政も手を拱いているわけではない。にもかかわらず，たばこに関しても，公共空間での喫煙は法律で禁止されているにもかかわらず，それを守ろうとする人も注意する人も見られないという。この点は我が国も同様だが，お国柄の違いも見られるようである。その一つに，「ゴミを捨てる人」と「掃除をする人」との分離が挙げられる。清水氏も，パリのきれいさが保たれいえるのは，移民労働者の清掃人たちが毎日道路や公園を掃除しているからだと述べている。いまやフランスの「公德心」は，移民労働者によって支えられているということになるのであろうか。

そのフランスで，昨年末に，移民街から始まった暴動が全土に広がった。暴動に加わった大多数は，差別と貧困の境遇におかれた移民2，3世だという。彼らは，臨時の清掃作業員にありつけるのがやっとという実状にあるようである。このことは，フランスの環境問題や「公德心」をめぐる問題に新しい課題をつきつけているともいえよう。

ヨーロッパにおける「シティズンシップ教育」

ここで取り上げたフランスの事例は，先進諸国にほぼ共通した事象で，「公德心」や「公共空間」のあり方をめぐる議論に発展している。それを一般化すると，市民とは何か，市民社会とは何か，という問題に逢着する。いまこのことをめぐってヨーロッパでは，新しい「シティズンシップ教育」が提唱されている。

ここでは，2002年から中等教育段階で教科として必修化したイギリスの場合を紹介してみたい。カリキュラム化の背景には，まず怠学や犯罪，学力低下や社会参加意識の低下など，教育の荒廃化現象があった。なかでも自殺やうつ病，自分の殻に閉じこもって対人関係能力の育っていない子どもの増加は深刻といえる。加えて，他民族，他文化から構成される国民を，イギリスに帰属感をもてるようにする必要に迫られているのである。

そうした背景のもとに創設された「シティズンシップ教育」は，次の三つの内容で構成されている。①生徒が学校内外において社会的，道徳的に責任ある行動をとること。②隣人の生活や地域社会に対して関心を払い，社会に貢献すること。③民主主義社会の知識・技能の習得と活用，である。我が国の社会科や「総合的な学習の時間」と類似する点もあるが，スキルの育成を重視している点に特色がある。

我が国でもこの教育が関心を呼び、数年前から主として社会科教育の学会で取り上げられている。

一方、ヨーロッパ連合においても、「シティズンシップ教育」をキーワードに、ヨーロッパ市民を形成する努力が始められている。そこでは、「共に生きる空間」としてのヨーロッパ社会の認識とともに、欧州議会選挙への参加など、EU市民に与えられた権利を行使できる市民の育成がねらわれている。目下、加盟国を中心に五つのグループに分けて国際研究チームを組織し、市民性とは何か、どのような知識・技能・資質がこの教育に適切か、といった研究に取り組んでいるようである。(この点については、久野弘幸「ヨーロッパ機関(EU・CE)におけるヨーロッパ市民教育」〈社会科教育研究No.95, 2005年〉に詳しく述べられている。)いずれにせよ、いまヨーロッパでは、「市民性」とは何かということが、時代や社会の変化の中で、問い直されているのである。

変容する「公」と「私」のしきり

先に見たフランスやイギリスの事情は我が国にも当てはまり、いま、「公と私」をキーワードに議論が多発している。

7・8年ほど前から顕著になってきた茶髪やピアスはともかくとして、電車内での化粧や地べたに座り、たばこのポイ捨て、更にはところかまわないケータイ使用など、世相の乱れをなげくいとまもないほどである。「内と外」、「公と私」の区別がつかない若者が増えてきたということであろうか。

サルの研究の正高信男氏は、その著『ケータイを持ったサル―「人間らしさ」の崩壊』(中公新書, 2003年)で、昨今の世相を「家(うち)のなか主義」と命名している。べた靴とルーズソックスは、旅館の丹前とスリッパで外をうろつき回った一昔前の温泉宿の雰囲気似ていなくもないとし、公共的な空間にしようとそこが個人的な空間でもあるという感覚を日常化させていると指摘する。そして、家のなか＝「私」領域が無限に拡大し、若者の自立を妨げる結果を招いていると分析するのである。

なかでも「ケータイ」の普及は脳の外部化を促す反面、「公」の世界を拒否して「私」の世界の内部だけで生きようとする若者を増加させ、日本人は「公」の世界のないサルに退化したと嘆じる。なお氏は、新著『考えないヒト』(中公新書, 2005年)でも、「ケータイ依存で退化するに日本人」の問題性を更に追究している。

ここで指摘されている昨今の日本人の姿は、従来の「公德心」をめぐる議論だけではカバーしきれない要素を含んでいる。社会心理学者で『幼児化する日本人―戦後日本の大衆心理』(リベルタ出版, 2005年)を著し北原惇氏は、これらは先進国に共通する現象で、心理学でいう操作動機を建設的に操作できなくなったことによると指摘する。ピアス、入れ墨、拒食症などは、自分が世界の中心で、自分という小さな世界でしか操作できない傾向が大衆心理として作用しているというのである。幼児化傾向はとどまるところを知らず、「ひきこもり」など自分と他人との関係性がとれないという深刻な問題が一般化しつつあるといえよう。

いま、「公共性」とは何か

一方、「公共性」をめぐる議論も多発し、かつ多様化している。もともと、「公と私」

の二元論的なとらえ方に対して「公共」概念が登場したのは、戦前の「公」があまりに重く、それを埋めるものとしてであった。辞書を調べれば、公共事業、公共放送、公共料金等戦後は「公共」の頭文字が目立ってきた。しかし、「公共」の担い手となると、国家(行政機関)の事業や政策を指す場合が多く、戦後も国家による「公共」の独占が続いてきたことは否定できない。

ところが、この10年ほどの政治文化などの変化の中で、人文・社会諸科学の分野で、新たな「公共」の必要性が議論されるようになった。新しい「公共」は、従来の上からのものと違い、新たな「個」が社会に「参加」「参画」することによってつくり上げられていくものとされたのである。そこには、「公」の担い手の内部に「私」が入り込み、「私」の担い手に「公」の意識が求められるという現実があることも指摘されている。それらは、例えばボランティア活動や、N G O、N P Oの活動などにその姿を見ることができる。これらの活動は、それぞれの立場から社会の形成に積極的にかかわっていかようとしているのである。

また、産業界においても、例のライブドア問題から、公共財としての企業のあり方やI T社会の新しい課題が問われ、「公共性」の再定義が求められていることは、周知のとおりである。

一方、教育界においても、教育基本法の改正をめぐる中央教育審議会の答申の中に、「新しい“公共”を創造する」とか、「"公共"に主体的に参画する」などの表現が見られる。そこには、「社会への帰属意識や公德心」という主張に傾斜するだけでなく、社会奉仕活動に関して、従来の「官」や「民」という二分法ではとらえきれないあらたな「公共」のための活動として、個の連帯による市民社会の構築という視点からの説明もなされているのである。

以上のような背景を受けて、本研究では、社会科教育における「公共性」のあり方を理論面と授業レベルとで実証的に研究することとした。授業は小・中学校各2例にすぎないが、「公共性」を正面にすえた研究としては初めての試みといえる。加えて、研究の仮説づくりの前提としたアンケート調査も貴重な資料といえよう。参考にいただければ幸いである。新しい「公共性」のキーワードは、「参加」「責任」「共生」である。これからの市民社会形成に生かしていきたいものである。

研究は僅か2年間と短かったが、研究を担当された皆さんは原田教授を中心に意欲的にテーマに取り組み、一定の成果を生み出すことができた。この報告書にはその熱情が随所に盛り込まれている。もちろん、研究は緒についたばかりである。社会科教育の研究者や実践者が、この報告書を受けて新しくテーマの地平を拓いていただきたいものと思う。

最後に、この研究に当たっては、高鷲近氏をはじめとする日本教材文化研究財団の方々に物心両面にわたるご援助をいただいたことを記しておきたい。この場をかりて心よりお礼を申し上げる次第である。

(星村 平和)